



第4次 豊後大野市総合教育計画 (令和3年度～令和7年度)

郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、
次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり

第4次豊後大野市総合教育計画
令和5年度 中間見直し版

令和6年3月

豊後大野市教育委員会

はじめに

豊後大野市教育委員会では、「郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり」の基本理念の下、人々が郷土を愛し、集い繋がり学び合える教育環境の充実に努めています。

この度、令和3年度から令和7年度を期間とする本市の第4次総合教育計画を策定しました。

この計画は、国の「第3期教育振興基本計画」、また、「第2次豊後大野市総合計画後期基本計画」の第5章「豊かな心と学ぶ意欲を育むまち」、第6章の「豊かな自然を未来に残し伝えるまち」に沿った形で計画し、基本的な施策から具体的な施策へと体系化して策定しています。

特に本計画では、豊後大野市がめざす教育を実現していくための3つの基本施策の中に9の取組の方向を定め、さらに取組の方向に基づいた22の重点施策を整理し、次世代へ未来を拓く豊後大野の人づくりを推進する取組を示しています。

また、計画の策定にあたり、教育委員会、社会教育委員会、市議会などの関係機関からの審議をいたぐるとともに、パブリックコメントを実施し、多様化する市民のニーズの把握にも努めたうえで策定したところです。

今後、本計画に基づき、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましても、引き続き豊後大野市教育行政へのご支援ご協力をお願い申しあげます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さんに心からお礼申し上げます。

令和3年3月

豊後大野市教育委員会

教育長 下田 博

目 次

はじめに

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
5 計画の実施状況の点検・評価と見直し	3
<補足資料>総合計画と総合教育計画	4
6 施策体系	5

<基本理念>

郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、

次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり

計画各論

<基本施策> I 協働によるまちづくりの推進

<重点施策>

1 市民が主体の教育行政を推進する	6
<参考資料①>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号／平成27年4月1日施行)の概要	9
<参考資料②>豊後大野市教育委員会行政組織図(令和3年4月1日現在)	10

<基本施策> II 学校教育の充実

～質の高いヘプタゴン教育「主体的な自己実現」をめざして～

<重点施策>

1 3次元空間で豊後大野っ子を育てる	
(1) 縦軸に小・中一貫教育、横軸にコミュニティ・スクール、空間軸にキャリア教育を 位置付け、全ての学校において地域を愛する子どもの育成	11

<重点施策>

2 地域との連携を強化する	
(1) 地域とともにある学校づくりの推進	13
(2) 小中一貫型小学校・中学校(小中一貫教育校)の設置推進	15
(3) 魅力ある学校づくりの推進	17

<重点施策>

3 7つの柱で、多面的な学校教育を推進する	
(1) キャリア教育の推進	18
(2) 校種間連携の推進	
(2)-1 幼・小の連携教育の推進	20

(2)-2 就学前教育の充実	22
(2)-3 小・中・高の連携教育の推進	24
(3) 地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)の充実	25
(4) 確かな学力の育成	
(4)-1 教職員の指導力向上	26
(4)-2 小学校教科担任制の拡大	29
(4)-3 英語教育の推進	30
(4)-4 小学校プログラミング教育の推進	31
(4)-5 特別支援教育の充実	32
(5) 豊かな心の醸成と健康な体の育成 ~居場所なしゼロを目指した学びのアクセスの保障~	
(5)-1 不登校・いじめ対策の強化 ~教育支援センターの強化~	35
(5)-2 人権・部落差別解消教育の推進	38
(5)-3 健康な子どもの育成	39
(5)-4 防災教育の充実(子どもの安全確保)	43
(5)-5 学校給食の充実と食育の推進	46
(6) 郷土学の推進	
(6)-1 ジオ学習の推進	49
(6)-2 地域の歴史・文化を知る学習の推進	51
(7) 学校環境の充実	
(7)-1 ICT環境の充実	52
(7)-2 安全で快適な学校(幼稚園)施設・設備の充実	54
(7)-3 教材教具の充実	56
(7)-4 専門スタッフ等の適正配置	57
(7)-5 幼稚園の規模・配置の適正化の推進	58
(7)-6 学校施設の開放の推進	59
(7)-7 安心して学べる就学環境の充実	60

<重点施策>

4 教職員がいきいきと働き続けられる環境を整備する

(1) 働き方改革プランの徹底	61
(2) ICTの活用等による業務改善	63

<重点施策>

5 高等学校を支援する

(1) 大分県立三重総合高等学校の支援	64
---------------------	----



《基本施策Ⅲ》 社会教育の充実 ～郷土を愛する人づくり～

<重点施策>

1 若年層から高齢者まで、さまざまな年代への学びを提供する

市民一人ひとりが、生涯にわたって心豊かに学び穏やかに暮らせるよう、地域の

- (1) 特色を活かした社会教育の推進を図り、豊かな知性と教養を持ち健康で充実した
生活ができる学びの推進 66

<重点施策>

2 学校・家庭・地域の連携・協働による「協育」ネットワークを構築する

- (1) 社会教育と学校教育が連携しながら、生きがいのある豊かな人生を送るため、地域社
会全体の教育力の向上を図り、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりの推進 67

<重点施策>

3 7つの柱で、多面的な社会教育を推進する

- (1) 生涯学習の推進
(1)-1 生涯学習推進のための組織・体制の充実 68
(1)-2 社会教育施設の連携と学習情報の提供 70
- (2) 次代を担う青少年の健全育成
(2)-1 学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年の健全育成 71
(2)-2 「生きる力」の育成と「自己肯定感」の醸成 72
(2)-3 家庭の教育力と地域の協育力向上 73
- (3) 特色ある公民館づくり
(3)-1 誰もが気軽に「まなぶ」活動ができる環境づくり 75
(3)-2 市民に開放された「つどう」施設の提供 77
(3)-3 人と人を「むすぶ」地域の教育・文化の振興 78
- (4) 図書館利用の推進 ～ふれあい、学びの杜～
(4)-1 市民のニーズに応じた情報・資料の収集及び提供 79
(4)-2 世代を超えた交流や情報拠点としての事業の推進 80
(4)-3 さまざまな学習機会の提供と読書を通じた人づくりの推進 81
(4)-4 市民の「知る」を支援するレファレンスサービスの充実 82
(4)-5 利用につながる図書館情報の発信 83
- (5) 資料館の展示・収蔵、館外活動の充実と文化財保護の推進
(5)-1 歴史資料の調査・収集・公開の促進 84
(5)-2 文化財や伝統文化等の調査研究と保存・継承・活用 86
(5)-3 文化財の環境保全・保護と整備の推進 89
(5)-4 ジオパーク活動の推進 90
- (6) 誰もが楽しめるスポーツの振興
(6)-1 生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興 93
(6)-2 スポーツ施設の整備とスポーツツーリズムの充実 98
- (7) 人権・部落差別解消教育の推進
(7)-1 部落差別解消を中心とした人権教育の推進 101
(7)-2 「人権を学ぶ子ども会」への参加促進と活動の拡充 103



Sobo,
Katamuki
and Okue
Biosphere Reserve

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、技術革新による急速な情報化の進展、経済や社会のグローバル化、人々の価値観やライフスタイルの多様化、さらに気候変動による大規模災害の発生、新型感染症による緊急事態発生など社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く環境はますます複雑化しています。

こうした中、国において平成18年に教育委員会基本法が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受け示された基本理念の実現に向けて教育基本法第17条第1項の規定に基づく教育振興基本計画が策定され、教育改革を最重要課題の一つとした取組を進めています。

平成29年3月に公示された新たな学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を柱として、小学校の外国語の教科化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されました。また、今後のあるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められるなど、これからの中学校は新たな段階を迎えます。

豊後大野市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第2次豊後大野市総合計画を策定しており、まちづくりの10年後の将来像「人も自然もシアワセなまち」を展望した教育施策の推進を含めた総合的な計画によりまちづくりを進めています。

また、豊後大野市総合教育会議において、本市の教育基本方針に関する施策の根幹となる「豊後大野市教育大綱」を策定し、市長と教育委員会が一層の連携の下、総合的に教育行政を推進しているところです。

2. 計画の法的根拠と位置付け

【1】計画の法的根拠

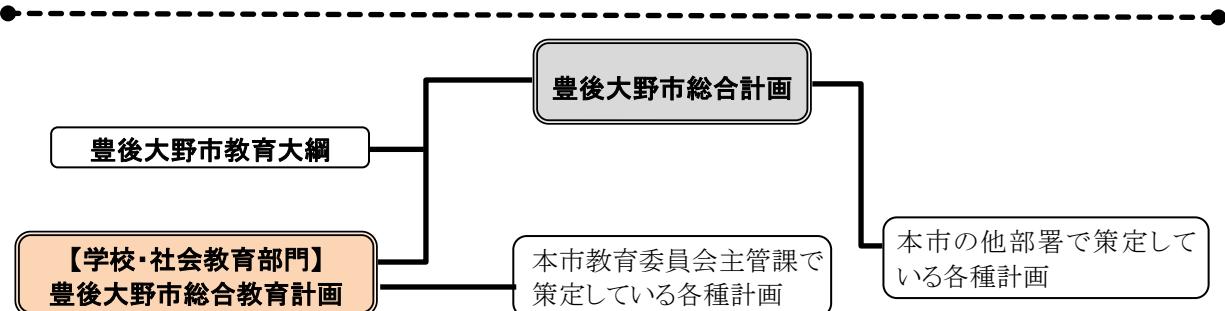
豊後大野市総合教育計画(以下、「本計画」という。)は、教育基本法第17条第2項^{*1}の規定により策定するもので、本計画を本市の教育に関する基本方針並びに教育振興基本計画とします。

【2】計画の位置付け

本計画は、「方針計画」とし、予算を含めて具体的に取り組む施策または事務事業は、本市教育委員会等の承認を得ながら、本市教育委員会主管課で実施していきます。また、本計画を本市のホームページ等を通して公表し、市民の信頼と期待に応える開かれた教育行政の推進に取り組んでいきます。

①豊後大野市総合計画及び国・大分県の計画、他計画との関係

本計画は、本市が策定している第2次豊後大野市総合計画(平成28年度～令和7年度)に基づく教育部門の総合的な実施計画です。国の教育振興基本計画、大分県長期教育計画、そして本市教育委員会主管課または本市の他部署で策定している各種計画との整合にも心掛けています。



②豊後大野市教育大綱との関係

豊後大野市総合教育計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3^{※2}により策定された「豊後大野市教育大綱」を踏まえ中長期的な視点から本市のめざす教育の具体的な方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を着実に推進していくための基本的な計画として策定しています。

(※1)教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(※2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項((※1)を参照してください)に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、第2次豊後大野市総合計画の後期基本計画期間と同じで、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、第3次豊後大野市総合計画の見直しは令和8年度となり、令和8年度から令和12年度までの第3次豊後大野市総合計画の前期基本計画期間の5年間と同時期に、第5次豊後大野市総合教育計画を策定することとします。

4 計画の構成

第2次豊後大野市総合計画の基本構想・基本計画(政策目標・施策)とリンクして本計画の「基本施策」ごとに「重点施策」を定め、その重点施策ごとに具体的な取組を定めています。取組は、「現状と課題」と「今後の基本方針」と「目標指標」で構成しています。まず「現状と課題」で、直近の現状と課題を捉えて、その現状と課題を踏まえた主な方針を「今後の基本方針」で定めています。また、達成度の確認のため、今後の基本方針に基づく「目標指標」を掲げています。その中の難解用語や専門用語等については、それぞれ「現状と課題」と「今後の基本方針」の中に「※」などで説明を記載しています。

5 計画の実施状況の点検・評価と見直し

【1】計画の実施状況の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条^{※1}で「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表すること」が義務付けられています。この目的は、より成果をもたらす教育施策に取り組むと同時に、開かれた教育行政に努めて市民への説明責任を果たすことがあります。この点検・評価の際に、豊後大野市行政評価システム^{※2}に定めるPDCAサイクル^{※3}に基づき、本計画の進捗状況(アウトプット)と本計画全体の成果(アウトカム)を毎年度点検・評価することとし、その結果を広く市民に公表して、市民から寄せられた意見を今後の取組に反映させます。

【2】計画の見直し

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間ですが、社会情勢や教育情勢の変化などを反映させるため、中間年度である令和5年度に見直しを行います。ただし、見直しを行った後の計画期間も、当初の計画期間（令和3年度～令和7年度）とします。

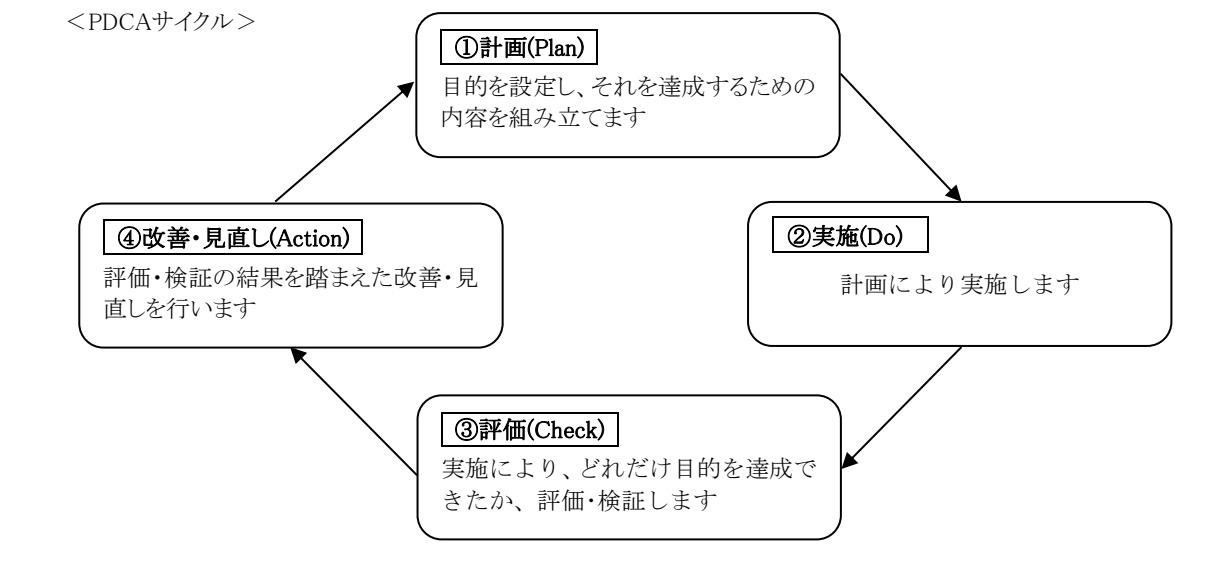
(※1)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(※2)豊後大野市行政評価システム・(※3)PDCAサイクル…「行政評価」とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」(「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査について(照会)平成25年11月14日総行経第25号」による。)とされており、本市では、豊後大野市まちづくり基本条例第27条に行政評価の実施が規定されています。そのため、政策、施策及び事業を計画・実施し、その結果を政策、施策及び事業の目的に基づいて評価し、改善・見直しを図っていくというサイクル(PDCAサイクル。下図参照)を毎年度積み重ねていくことが大切です。行政評価においては、行政活動の目標の明確化、効果の数値化、費用対効果の分析を行い、それらを基準として政策、施策及び事業における「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルト(*)」などを行い、行政の効率化を図っていくことが大切です。また、サイクルとして毎年度繰り返される作業の積み重ねであるため、全序的な評価のスキルアップを図っていく必要があります。

(*)スクラップ・アンド・ビルト…採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けることをいいます。



<補足資料>総合計画と総合教育計画

計画区分	第2次豊後大野市総合計画	豊後大野市総合教育計画
計画期間	前期 平成28年度～平成32年度 後期 令和3年度～令和7年度 毎年度、進捗状況・成果の確認	→ 第3次 平成28年度～令和2年度 → 第4次 令和3年度～令和7年度 毎年度、進捗状況・成果の確認
平成28年度	【前期基本計画】 ↓ ↓ ↓	【第3次豊後大野市総合教育計画】(新規策定) ↓ 第3次総合教育計画は、第2次市総合計画の基本構想等に基づく必要があるため新規策定というスタンスとした。 ↓
平成29年度	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
平成30年度	↓ ↓ ↓	↓ ↓ (中間見直し作業) ↓
令和元年度	↓ ↓ ↓ ↓	中間見直し(令和元年度以降反映) ↓ 社会情勢や教育情勢の変化などを反映させるため、中間年度である平成30年度において中間見直しを行った。 ↓
令和2年度	↓ ↓ ↓	↓ ↓ (第4次豊後大野市総合教育計画策定作業) ↓
令和3年度	【見直し/後期基本計画】 ↓ ↓ ↓	【第4次豊後大野市総合教育計画】(抜本見直し) ↓ 第2次市総合計画の計画期間中であることから、第3次総合教育計画の抜本見直しというスタンスとします。 ↓
令和4年度	↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓
令和5年度	↓ ↓ ↓	↓ ↓ (中間見直し作業) ↓
令和6年度	↓ ↓ ↓	中間見直し(令和6年度以降反映) ↓ 社会情勢や教育情勢の変化などを反映させるため、中間年度である令和5年度において中間見直しを行います。 ↓
令和7年度	↓ ↓ ↓	↓ ↓ (第5次豊後大野市総合教育計画策定作業) ↓
令和8年度	第3次豊後大野市総合計画 前期 令和8年度～令和12年度 後期 令和13年度～令和17年度	【第5次豊後大野市総合教育計画】(新規策定) → 第5次 令和8年度～令和12年度 → 第6次 令和13年度～令和17年度 ↓ 第5次総合教育計画は、第3次市総合計画の基本構想等に基づく必要があるため新規策定というスタンスとします。 ↓

(注)令和8年度以降も、上記と同様のサイクルで行うこととします。

※ 参考	第1次豊後大野市総合計画	豊後大野市総合教育計画
	前期 平成18年度～平成22年度	→ 第1次 平成18年度～平成22年度 (平成20年度／中間見直し／平成21年度以降反映)
	後期 平成23年度～平成27年度	→ 第2次 平成23年度～平成27年度 (平成25年度／中間見直し／平成26年度以降反映)
	第2次豊後大野市総合計画	豊後大野市総合教育計画
	前期 平成28年度～令和2年度	→ 第3次 平成28年度～令和2年度 (平成30年度／中間見直し／令和元年度以降反映)
	後期 令和3年度～令和7年度	→ 第4次 令和3年度～令和7年度 (令和5年度／中間見直し／令和6年度以降反映)

1 第4次豊後大野市総合教育計画の施策体系①（第2次豊後大野市総合計画の施策体系との関係）

施策体系

第2次 豊後大野市総合計画（関係箇所のみ）

<本市の将来像>		人も自然もシアワセなまち
<まちづくりの大綱>		育ち合い、行動する、市民参画によるコミュニティづくり
<基本理念>		しごと・くらし・ひと・環境
<政策目標>	<施策及び施策の展開>	
(くらし) 4 豊かさをつなぐ協働によるまちづくり (ひと) 5 豊かな心と学ぶ意欲を育むまち	2 協働によるまちづくりの推進 (1)協働の仕組みづくりと意識を高揚する 1 学校教育の充実 (1)教育内容を充実する (2)教育体制を充実する (3)安心安全な教育環境をつくる (4)就学環境を充実する (5)高等学校を支援する	I - 1 II - 1 II - 2 II - 3 II - 1 II - 2 II - 3 II - 3 II - 4 II - 3 II - 5 III - 1 III - 2 III - 3 III - 3
	2 生涯学習の推進 (1)生涯学習を推進する (2)公民館機能を充実する (3)図書館を整備する	
	3 スポーツの振興 (1)生涯スポーツを推進する (2)スポーツ施設を整備する (3)競技スポーツを振興する	
	5 文化財等の保存・継承 (1)文化財等の保存・継承・活用を推進する	
	6 人権尊重社会の実現 (1)人権が尊重される地域社会を実現する	



第4次 豊後大野市総合教育計画

< 基本理念 >

郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり

<基本施策>		<重点施策>
I 協働によるまちづくりの推進		
1. 市民が主体の教育行政を推進する	(1)市民の信頼と期待に応える開かれた教育行政の推進	
II 学校教育の充実 ~質の高いヘリタジン教育「主体的な自己実現」をめざして~		
1. 3次元空間で豊後大野っ子を育てる	(1)縦軸に小・中一貫教育、横軸にコミュニティ・スクール、空間軸にキャリア教育を位置付け、全ての学校において地域を愛する子どもの育成	
2. 地域との連携を強化する	(1)地域とともにある学校づくりの推進 (2)小中一貫型小学校・中学校(小中一貫教育校)の設置推進 (3)魅力ある学校づくりの推進	
3. 7つの柱で、多面的な学校教育を推進する	(1)キャリア教育の推進 (2)校種間連携の推進 (3)地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)の充実 (4)確かな学力の育成 (5)豊かな心の醸成と健康な体の育成 ~居場所なしゼロを目指した学びのアクセスの保障~ (6)郷土学の推進 (7)学校環境の充実	
4. 教職員がいきいきと働き続けられる環境を整備する	(1)働き方改革プランの徹底 (2)ICTの活用等による業務改善	
5. 高等学校を支援する	(1)大分県立三重総合高等学校の支援	
III 社会教育の充実 ~郷土を愛する人づくり~		
1. 若年層から高齢者まで、さまざまな年代への学びを提供する	(1)市民ひとり一人が、生涯にわたって心豊かに学び穏やかに暮らせるよう、地域の特色を活かした社会教育の推進を図り、豊かな知性と教養をもち健康で充実した生活ができる学びの推進	
2. 学校・家庭・地域の連携・協働による「協育」ネットワークを構築する	(1)社会教育と学校教育が連携しながら、生きがいのある豊かな人生を送るため、地域社会全体の教育力の向上を図り、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりの推進	
3. 7つの柱で、多面的な社会教育を推進する	(1)生涯学習の推進 (2)次代を担う青少年の健全育成 (3)特色ある公民館づくり (4)図書館利用の推進 ~ふれあい、学びの杜~ (5)資料館の展示・収蔵・館外活動の充実と文化財の保護の推進 (6)誰もが楽しめるスポーツの振興 (7)人権・部落差別解消教育の推進	

1. 市民が主体の教育行政を推進する

(1) 市民の信頼と期待に応える開かれた教育行政の推進

【主 管 課】	学校教育課（教育総務係）
【事 務 事 業】	教育委員会運営事業、教育委員会事務局事業
【関係計画等】	特になし

現状と課題

- 本市教育委員会は、教育長及び4名の委員で構成されている首長から独立した行政委員会で、合議制の執行機関として、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行しています。

<教育委員会会議の開催状況>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定例会	12回	12回	12回	12回	12回
臨時会	4回	4回	10回	4回	5回
全員協議会	一回	一回	一回	一回	一回
計	16回	16回	22回	16回	17回

(豊後大野市教育委員会調べ)

- 教育長を補佐する組織である教育委員会事務局^{※1}は、教育委員会の運営、事務局の統括、学校・幼稚園施設の整備・營繕、遠距離通学支援、学校給食共同調理場の管理運営、学校教育全般及び学校・幼稚園運営の管理を行う「学校教育課」、社会教育と社会体育全般を担い、生涯学習の推進、人権教育の推進、公立公民館の管理運営、市図書館の管理運営、スポーツの振興と社会体育施設の管理運営、文化財の保存・継承・活用を行う「社会教育課」で組織しています。
- 日々の教育事務の執行に携わらないことから、教育委員には教育長及び事務局の事務執行状況を監視・評価する使命が期待されており、そのために教育委員自身が研鑽に努めるとともに、多様な市民の教育ニーズや教育現場の実情を的確に把握することが必要です。
- 本市では、市の最高規範として「豊後大野市まちづくり基本条例」を制定しており、市の執行機関の一つである教育委員会にも、協働のまちづくりの推進において、市民との情報共有や意見交換が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めています。
- 教育委員会が地域住民などに対する説明責任を徹底するとともに、その活性化を図るために、教育委員会自身が、その活動について目標を設定し、実施結果を評価していくことが重要です。

.....
※1『教育委員会事務局』については、P10 「<参考資料②>豊後大野市教育委員会 行政組織図(令和3年4月1日現在)」を参照してください。
.....

今後の基本方針

【1】教育委員会での議論を充実するための取組を継続し、地域住民の意向を十分に反映した教育施策の決定に努めます

①教育委員会の活性化

ア 各種会議や研修へ積極的に参加して、教育委員としての研鑽に努めます。

各種会議や研修への参加回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	10回	21回	19回	19回	23回

(豊後大野市教育委員会調べ)

イ 現場の実情把握や教育に関する情報収集のため、学校・幼稚園をはじめとする教育委員会所管施設への視察を行います。

教育委員会所管施設への視察実施箇所数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	26箇所	26箇所	24箇所	25箇所	25箇所

(豊後大野市教育委員会調べ)

ウ 学力向上会議への参加などを通じて、公聴活動に努めます。

学力向上会議への参加回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	2回	2回	2回	2回	2回

(豊後大野市教育委員会調べ)

②教育施策の点検及び評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条^{※1}により、教育委員会の権限に属する事務事業の管理及び執行の状況について、毎年度点検及び評価を行い、今後の教育施策の向上と改善に活用します。令和元年度から始めた、点検・評価報告書全般にわたる外部評価アドバイザーからの意見聴取の取組を継続します。また、この結果を議会に報告するとともに、市民へ公表します。

③市長との連携の強化

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、「将来に向かってつないでいくことのできる持続可能なまち」づくりのため、総合教育会議^{※2}における協議を通じて市長との連携を強化します。

【2】開かれた教育行政を推進し、市民への説明責任を果たします

本市教育委員会では、定例会と臨時会は原則公開で開催しており、また、本市の広報媒体を活用して、市民へ教育行政に関する情報を提供しています。今後も、市民の信頼と期待に応えるために、市民へ情報を広く提供し、市民の声を吸い上げる「開かれた教育行政」を推進します。

さらに、教育委員会会議の公開を徹底するため、会議開催予定を積極的に広報するとともに、会議の開催後できるだけ速やかに会議録を作成し、市ホームページなどで公開します。

(※1)『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条』については、P3 「はじめに」－「5 計画の実施状況の点検・評価と見直し」の用語説明(※1)を参照してください。

(※2)『総合教育会議』については、P9 「<参考資料①>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号/平成27年4月1日施行)の概要」を参照してください。

I 協働によるまちづくりの推進／1．市民が主体の教育行政を推進する

目標指標

□さらなる教育委員会の活性化を図るとともに、その機能を充実し、市長との連携を強化します

さらなる教育委員会の活性化とその機能の充実

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和3年度	令和7年度
各種会議や研修への参加回数	23回	25回	30回
教育委員会所管施設への視察実施箇所数	25箇所	30箇所	35箇所
学力向上会議への参加回数	2回	3回	3回

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

市長との連携の強化

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和3年度	令和7年度
総合教育会議の開催回数	1回	2回	3回

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

＜参考資料①＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号／平成27年4月1日施行) の概要

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うことを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日に施行されました。その概要は次のとおりですが、本市の場合は、その附則第2条の経過措置により委員長と教育長は併存するなど一部はこれまでの制度が継続することになっています。

1 教育行政の責任の明確化

- ・委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置きます(第13条関係)。
- ・教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命または罷免を行います(第4条、第7条関係)。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します(第13条関係)。
- ・教育長の任期は、3年とします(委員は4年)(第5条関係)。
- ・教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めるることができます。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告します(第14条、第25条関係)。

2 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設けます。会議は、首長が招集し、首長・教育委員会により構成されます(第1条の4関係)。
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条^{※1}に規定する基本的な方針を参照して、教育の振興に関する施策の大綱を策定します(第1条の3関係)。

※1『教育基本法第17条』については、P1「はじめに」－「2 計画の法的根拠と位置付け」の用語説明(※1)を参照してください。

- ・会議では、教育の振興に関する施策の大綱の策定、教育条件の整備など重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行います。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければなりません(第1条の4関係)。

3 国の地方公共団体に対する関与の見直し

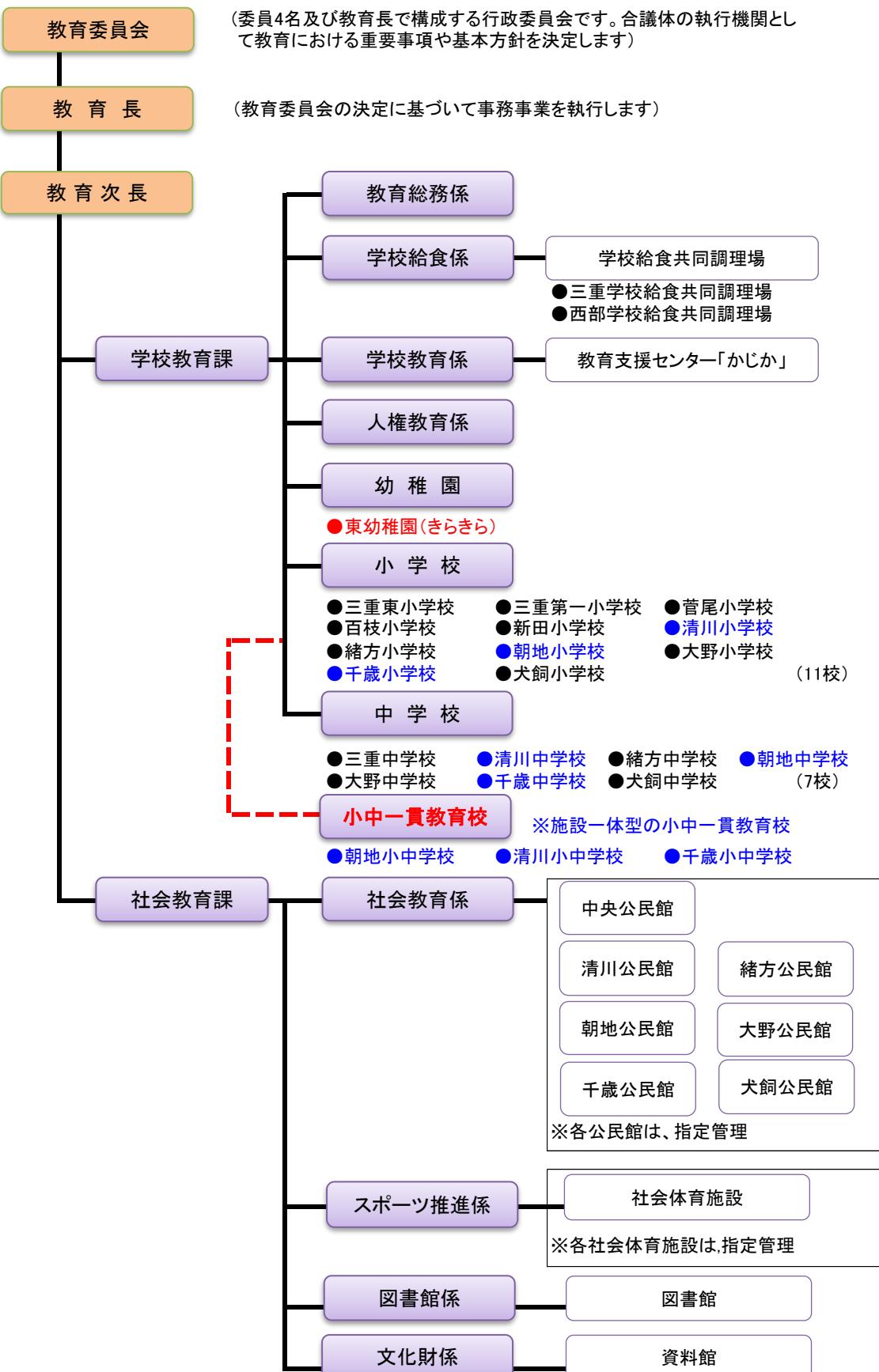
- ・いじめによる自殺の防止など児童生徒の生命や身体への被害の拡大または発生を防止するため緊急の必要がある場合には、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができるなどを明確化するため、第50条(是正の指示)を見直します(第50条関係)。

4 その他

- ・総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければなりません(第1条の4第7項、第14条第9項関係)。
- ・施行日現在、継続して在職している教育長は、教育委員としての任期が満了するまでは、従前の例により在職し、従前の制度(委員長と教育長の併存など)が継続します(附則第2条関係)。

※政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとします。

<参考資料②> 豊後大野市教育委員会 行政組織図 (令和6年4月1日現在)



1.3次元空間で豊後大野っ子を育てる

(1) 縦軸に小・中一貫教育、横軸にコミュニティ・スクール、空間軸にキャリア教育を位置付け、全ての学校において地域を愛する子どもの育成

【主 管 課】 学校教育課（教育総務係・学校教育係）

【事 務 事 業】 学校教育に関する事務事業の多岐にわたり、大部分が該当します。

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

- 本市には、現在小学校が11校、中学校が7校の計18校の小中学校があります。三重町以外の6町は、各町に小学校と中学校が1校ずつで、そのほとんどが隣接しており、同区域で9年間学ぶことになります。また、令和2年度の学校規模は、1学年1学級の小規模校が15校で、三重町の三重第一小学校、三重東小学校、三重中学校の3校が複数の学級であるという状況です。
- 令和2年5月1日現在、小学校の児童数は1,476人で、普通学級数は標準学級で76学級（うち複式学級:1学級）／実学級数:78学級（うち複式学級:1学級）、特別支援学級は16学級（知的障がい:11学級、情緒障がい:5学級）です。また、中学校の生徒数は794人で、普通学級数は標準学級で30学級（実学級数:32学級）、特別支援学級は6学級（知的障がい:4学級、情緒障がい:2学級）です。1学級の平均在籍者数は、標準学級に換算すると小学校が19.4人、中学校が26.5人となりますが、少人数指導を可能するために、三重第一小学校、三重東小学校で本市独自の学級編成を行っていますので、実際には、小学校は18.9人となります。30人以上の学級は、小学校が3学級、中学校が9学級となっています。本市独自の編成を行わなかった場合には、小学校で6学級が30人以上の学級となります。
- 過疎化と少子化が進む中、本市の小・中学校が抱える共通の課題は、児童生徒数の減少です。平成22年度の児童生徒数は2,794人でしたが、平成27年度では2,502人、令和2年度では2,269人となり、この5年間で233人減少しています。今後も、年に50～60人程度の減少が予測され、令和7年度には1,953人（令和2年度対比で316人の減少）と推計しています。
- 児童生徒数の減少に伴って、市内の大半の学校は小規模校であり、1学級の児童生徒数は20人以下が大半を占めています。このため、個に応じたきめ細かな指導が可能となっています。また、同一地域が学校区であるため、就学前・小学校・中学校と顔なじみの集団のままで、学校生活を送る児童生徒が大半を占め、保護者も顔見知りが多くなっています。そのため、子ども同士の人間関係は温かく、身近な友だちを大切にする優しい心が幼年期から培われている傾向が見られます。その反面、小規模校がゆえに人間関係が固定化されており、人間関係が一旦崩れると修復することが困難になる場合が多く見られます。いじめや仲間はずれなどの人間関係のトラブルが発生すると、それを引きずってしまって不登校に陥るケースも報告されています。また、子どもの顔ぶれが就学前から変わらないことで、子ども同士の力関係を互いがよく分かっているために、競争意識が育ちにくいという状況もあります。

1. 3次元空間で豊後大野っ子を育てる

- 中学校では、少人数がゆえに部活動が制限されており、生徒のスポーツ権^{※1}を十分に保障できていません。また、体育祭や文化祭では生徒の自主的な自治能力の醸成を目指していますが、活動内容の拡がりが難しく、創造的な実践が組めない状況も見られます。
- このような状況の中、本市教育委員会では、平成30年度から子どもたちの「主体的な自己実現」をめざし、教育TRY^{※2}第2ステージとして、「笑顔で育てるヘプタゴン教育！」を推進してきました。

.....
※1 『スポーツ権』とは、スポーツ基本法で定められた権利のことで、「スポーツは、世界共通の人類の文化」とされ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人類の権利」とされている。

※2 教育TRY運動は、学校・家庭・地域が三位一体となり、教育活動を改革・改善し、次代を担う子どもの夢の実現をめざした取組の総称で、TRYに、T(Trinity/三位一体)、R(Reform/改革・改善)、Y(Yume・夢)の頭文字をつないだ造語です。
.....

今後の基本方針

【1】「質の高いヘプタゴン教育」の推進します

子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域などのさまざまな表層を持つ社会の中で生きています。そして子どもたちは、これから先の世界を築き、未来の社会の中で生活をしていきます。

平成29年改定の学習指導要領の目標は、「よりよい学校生活を通じてよりよい社会を創る」というものです。子どもたちが毎日生活している社会は3次元の空間であり、多面的で厚みのある教育実践を行うことが必要となります。そのため、縦軸に小・中一貫教育、横軸にコミュニティ・スクール、空間軸にキャリア教育を位置付け、「だれ一人、取り残すことなく」、子どもたちが現実感を持って生きいきと社会つながり、主体的な自己実現をめざす力を育成します。上記の豊後大野っ子を育てる教育活動全般を豊後大野市のキャラクターを引用して「質の高いヘプタゴン教育」と名付けます。

- ① ヘプタゴンは、豊後大野市のキャラクターであり、豊後大野っ子が多面的な教育活動の下、学び育っている姿をイメージするものです。
- ② ヘプタゴン教育は、平成30年度からの教育方針を象徴し、めざすところを共有するための造語です。
- ③ ヘプタゴンには、7角形という意味があります。教育方針を達成するために7つの柱で、多面的な教育を推進していきます。

目標指標

□重点施策の「学校教育の充実」でめざす姿の提示をするため設定しません

2. 地域との連携を強化する

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

【主 管 課】 学校教育課（教育総務係・学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針・小中一貫校基本方針

現状と課題

○都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子ども」という考え方方が次第に失われてきたことが指摘されています。このような状況の中、平成27年、中央教育審議会は、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について」の答申で、「開かれた学校づくり」から一歩踏み込んだ「地域とともにある学校」として、地域のさまざまな機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」の一体的・総合的な体制の構築と、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進が求められています。

○本市では、学校運営協議会(以下「コミュニティ・スクール^{※1}」という。)を市内7町に設置し、その協議会と学校のつなぎ役として、校務分掌に地域との連携を推進する担当として「地域連携担当」を位置付け、学校・家庭・地域が連携し、将来の地域を担う児童生徒を社会全体で育む教育を推進しています。

(※1) コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める組織です。

今後の基本方針

【1】学校・家庭・地域が連携を取った協育^{※1}を推進します

家庭や地域の学校運営への参画を促進し、学校が掲げる教育目標の実現に向けた取組を実践するため、市内7町に設置されたコミュニティ・スクールを核として、学校・家庭・地域が連携を取った協育を推進します。

(※1) 協 育…「協働して育てる」という意味の造語です。大分県教育委員会では「学校、家庭、地域が連携して、それぞれの教育機能を補完または融合し、協働して子どもを育てていくこと」と位置付けています。

【2】地域の協育力を活かした学校づくりを推進します

将来の地域を担う児童生徒を社会全体で育むため、地域の協育力を結集した「地域とともにある学校づくり」を推進します。その上で、児童生徒の学習意欲の喚起と地域への愛着心の高揚のため、「地域のひと、もの、こと」を活用した授業実践や教育活動の充実を図ります。

II 学校教育の充実／2. 地域との連携を強化する

- ①地域との交流を行いながら、さまざまな学習を通して地域の協育力の向上を図ります。特に、異世代との関わりや交流を図ることによって、児童生徒の健やかな成長を助長します。
- ②地域の人材や団体を、授業を含む学習活動や体験活動、部活動などに参加してもらいます。
- ③小・中学校で、地域との連携を推進する担当（地域連携担当）を校務分掌に位置付けます。

【3】家庭の教育力の向上を図ります

- ①家庭へ児童生徒の発達段階に応じた家庭教育に関する情報を提供します。
- ②全保護者のPTA活動や学校行事への参加を促進します。
- ③本市PTA連合会や各学校PTAとの連携を深め、家庭における生活習慣と学習習慣を改善します。特に、本市PTA連合会の家庭教育力UPの5か条^{※1}の周知徹底と実践を図ります。

.....
(※1) 豊後大野市PTA連合会が、家庭で育む家族の絆について5か条により定めたもの。
.....

【4】学校公開や授業公開を積極的に行います

家庭や地域へ学校公開や授業公開を積極的に行い、学校の教育活動への理解を図ります。

【5】学校評価の充実を図ります

①学校改善に繋がる学校評価の確立

- ア 重点目標と解決すべき課題が一致した学校改善型の学校評価を実施します。
- イ 学校がめざしている重点目標や解決すべき課題を全教職員が共有し、その達成と解決に向けて、学校全体で組織的に取り組みます。
- ウ 具体的な「取組指標」を設定し、短期で繰り返すPDCAサイクルを確立します。
- エ 「重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標」のいわゆる学校評価の4点セットと申告シートの目標管理を連動させます。

②学校関係者評価の充実と公表

学校の教育活動その他学校運営の状況に関する保護者や児童生徒による検証を踏まえた自己評価に基づく、学校評議員をはじめとする地域による学校関係者評価の充実を図ります。

【6】家庭や地域へ学校の情報を提供します

家庭や地域へケーブルテレビや学校ホームページ、学校だよりを活用し、学校の教育目標や児童生徒の活動状況など学校の情報を提供します。

目標指標

□重点施策の「学校教育の充実」でめざす姿の提示をするため設定しません

(2) 小中一貫型小学校・中学校（小中一貫教育校）の設置推進

【主 管 課】	学校教育課（教育総務係・学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業
【関係計画等】	年度ごとの学校教育基本方針・小中一貫校基本方針

現状と課題

- 平成 25 年度から推進してきた連携型小・中一貫教育の成果として、「9年間を見通した学校教育方針が策定され、連続性のある指導が展開できた」「小・中学校の接続が円滑になり、中1ギャップ現象が減少した」「異年齢集団の日常的な交流により、豊かな人格形成に繋がった」などが挙げられます。
- 小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因したさまざまな課題が解消され、9年間連続した学校教育の創造が、今後の豊後大野市の教育そして地域とともにある学校づくりの基盤となる教育システムであることが明らかとなりました。
- 令和 2 年度、学校教育審議会より「豊後大野市立小中一貫校のあり方」について、「地域とともにあら学校づくりの進展のため、市内 7 つの全ての町で小中一貫校の設置に取り組むことを求める。」「各町の保護者や地域住民から小中一貫教育への理解・協力を得るための場として、学校運営協議会や学校支援組織などを位置付け、各町で具体的な方向性をまとめることが望ましい。」「令和 3 年度に、朝地町から「小中一貫校」の設置をスタートし、令和 4 年度以降、他の町においても順次できるだけ早急に設置することが望ましい。」などの答申をいただきました。

今後の基本方針

豊後大野市は平成 30 年度から子どもたち一人ひとりが、主体的に自己実現を図るために「ヘプタゴン教育」を推進しています。そのための「手段」として、連携型小・中一貫教育からレベルアップした小中一貫教育を各町に推進していきます。

【1】7町に小中一貫教育校を設置します

「7町に小中一貫教育校を設置する」のキーワードは「町に学校がある」です。各町から学校をなくさないという立場に立ち、地域とともにある学校をめざしていきます。

【2】小中一貫教育を行う小中一貫型小学校・中学校（小中一貫教育校）を設置します

既存の小中学校を一度廃校にし、新たに小中学校両方の免許を所有する教員の配置を原則とする「義務教育学校」を設置するのではなく、学校設置基準を変更せず、既存の小学校・中学校を連結し、一つの組織とする「小中一貫型小学校・中学校」を設置します。

【3】学年段階の区切りを前期-中期-後期（4-3-2）制とします

① 学年段階の区切り

小学校1年生から中学校3年生までを1年生から9年生とし、1年生から4年生を前期、5年生から7年生を中期、8年生、9年生を後期とします。

II 学校教育の充実／2. 地域との連携を強化する

② 根拠

ア 小学校高学年の成長過程の変化

6-3制がスタートした 70 年前より、子どもたちの発達が2年ほど早まっていると言われています。

イ 抽象的・論理的思考の重要性

小学校5年生くらいから、複雑で抽象的な考え方ができようになることから、専門性の高い授業実施が重要となります。

③ 意義

ア 学年完結型からの脱却

1年生から9年生までを一年一年の独立した学年で捉える学年完結型ではなく、前期・中期・後期の一まとまりとして捉え、その3段階を円滑につなげていくことで、教育効果を挙げることにつなげていきます。

イ 学習・生活規律の早期定着

小中一貫教育校では、9年生での子どもの姿を指導者が意識し、それに繋がる前期、中期での子どもの姿を明確にしていきます。また、小学校6年生で中学校1年生への接続の準備をするのではなく、中期の3年間で、後期への接続の準備をすすめていくことで、学習・生活規律の早期定着を図っていきます。

【4】地域一体で、小中一貫教育校の議論を進めます

各町で、学校、PTA、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)をはじめとする地域住民が、情報を共有しながら議論を進め、特色ある小中一貫教育校づくりを目指します。その教育活動を地域が支えることで、地域も活性化され、その地域の活性化が更なる学校の活性化を促進するというサイクルを生み出し、「地域のわが学校」という機運の醸成を図っていきます。

目標指標

□小中一貫教育校の設置を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
各町に小中一貫教育校を設置	0校	全町(4校)	全町(7校)

(3) 魅力ある学校づくりの推進

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

- 特色ある学校づくりは、平成 25 年度より開始した事業で、郷土学、小中一貫教育、学力向上、英語教育などをテーマとした取組を各学校が推進してきました。
- 郷土学では、コミュニティ・スクールをはじめとする地域の方々などの協力の下、ジオパークと関連付けたジオ学習や地域の伝統文化、地域の特色などについて学習し、「ふるさとおおの」を愛する子どもの育成を図ってきました。
- 小中一貫教育では、小学校と中学校が共通の学校教育目標を設定し、義務教育9年間の指導の一貫性を確保してきました。また、小・中学校合同の学校行事を計画的に進めることによって、児童・生徒の異年齢集団の日常的な交流活動を通して、豊かな心の醸成を図ってきました。
- 学力向上では、小学校の教科担任制の取組やユニバーサルデザインを取り入れた授業、ペアやグループ活動を毎時間取り入れた授業を展開することで、学力向上を図ってきました。
- 特色ある学校づくりの発表の場として学校教育シンポジウムを開催することで、広く市民の方々に発信することができ、令和元年度のアンケート調査では、「児童生徒が生きいきと学んでいる姿がよく分かりました」などという感想を多くいただき、98%の方から「良かった」という回答を得ることができました。

今後の基本方針

【1】「特色ある学校づくり」を更に前進させるため「魅力ある学校づくり」に名称を改め「地域とともにある学校づくり」、「小中一貫教育校の設置」とリンクしながら推進します
学校を地域コミュニティの核として、地域一体で小中一貫教育校の設置を進め、連携型小中一貫教育で培った「ふるさとを愛する子ども」に「将来もこのまちに住みたい」という心情を育み、「持続可能なまちづくり」につなげていくことを目指していきます。

【2】校長のリーダーシップによる「地域ぐるみの魅力ある学校づくり」を推進します
地域ぐるみの魅力ある学校づくりのために大切な要素は、①学ぶ意欲を持ち続ける場所、②自分らしく居られる場所、③感動や発見にワクワクする場所、④明日も早く来たいと思う場所、⑤地域から愛される場所の5つです。校長のリーダーシップによって、児童生徒や地域の特長を生かし、学校も地域も元気になる「地域ぐるみの魅力ある学校づくり」を推進します。

【3】豊後大野市立小・中学校魅力ある学校づくり推進事業補助金交付要綱に基づき、各学校の魅力づくりを発展・充実させていきます。

目標指標

□重点施策の「学校教育の充実」でめざす姿の提示をするため設定しません

3. 7つの柱で、多面的な学校教育を推進する

(1) キャリア教育の推進

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業
キャリア教育推進事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針・小中一貫校基本方針

現状と課題

○平成30年度より豊後大野市教育委員会の学校教育基本方針のベースとして、キャリア教育^{※1}を推進してきました。各学校は、キャリア教育の教育課程を作成し、実践してきました。その中で、多くのはぐくみ先生^{※2}や外部講師との出会いによって、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、今の学びが将来に繋がることを意識しあげはじめました。

○令和元年度、はぐくみ先生の活用として、匠のWAZA^{※3}では、各小学校で8回開催し、講師21名、受講小学生75名でした。職業講話では、中学校7校で開催し、講師19名、受講した中学生275名でした。郷土の先輩特別授業が全中学校で開催され、513名の中学生が学びました。子どもたちは、専門的な技術や、仕事に対する姿勢を学ぶことができました。また、地域の方、保護者への感謝の気持ちを表す時間を作ることで、子どもたちに社会性を身に付けさせることに有効に働きました。

○今後は、キャリア教育で育むべき「人間関係形成・社会性形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を、明確に位置付けた教育活動を行う必要があります。

.....
(※1)キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

(※2)はぐくみ先生…地元出身者を中心とした小中学生への職業講話をする外部講師

(※3)匠のWAZA…はぐくみ先生が、専門的な技術を教える教室で、料理、工芸教室など開催

今後の基本方針

【1】キャリア教育の意義を確認し、豊後大野市学校教育基本方針の中心としてキャリア教育を推進します

① キャリア教育は、一人ひとりのキャリアの発達や個人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものです。各学校が、この視点に立って教育のあり方を幅広く見直すことにより、教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進されます。

② キャリア教育は、将来、社会人・職業人として自立していくために発達させるべき能力や態度があるという前提に立って、各学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、日々の教育活動を通して達成させることをめざすものです。このような視点に立って教育活動を開拓することにより、学校教育がめざす全人的成長・発達を促すことができます。

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

③キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結び付けることにより、児童・生徒等の学習意欲を喚起することの大切さが確認できます。このような取組を進めることを通じて、学校教育が抱えるさまざまな課題への対処に活路を開くことにも繋がるものと考えられます。

【2】ヘプタゴン教育^{※1}で、「小中一貫教育校^{※2}」を縦軸、「コミュニティ・スクール^{※3}」を横軸に位置付けキャリア教育を推進します

【3】社会との繋がりを常に意識し、社会に開かれた教育課程を実現します

【4】新指導要領で示されている資質能力である「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間力」の涵養をめざします

【5】将来と現実を結び、「なぜ今勉強するのか」、「自分が何を学ばなければならないのか」を意識させる支援を通じて、学習意欲を高めることをねらいとし、15歳で自分の進路を主体的に選択できる力を身に付けさせます

【6】全体計画ならびにカリキュラムにおいては、総合的な学習の時間・特別活動・道徳だけでなく、各教科との連携を図り、9年間を見通したものを作成し実践します

【7】市教育委員会にキャリア教育コーディネーターを配置し、各学校の支援を行います。また、商工会や市内事業所、社会教育関係機関等と連携を図り、キャリア教育に係る地域人材を発掘します

【8】学校は校務分掌に「キャリア教育担当者」を位置付け、キャリア教育を推進します

(※1)ヘプタゴン教育…P12 参照 豊後大野市教育委員会の教育方針の別名

(※2)小中一貫教育校…P15 参照

(※3)コミュニティ・スクール…P13 参照

目標指標

□キャリア教育を推進します

＜目標指標＞			現状値 (令和元年度)	■目標値■	
				令和5年度	令和7年度
授業や行事のキャリアの視点で見直しをしたか	小学校	11校	85%	95%	100%
	中学校	7校	85%	95%	100%
	計	18校	80%	95%	100%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(2) 校種間連携の推進

(2) -1 幼・小の連携教育の推進

【主 管 課】	学校教育課（教育総務係・学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業、幼稚園一般管理事業
【関係計画等】	年度ごとの学校教育基本方針・小中一貫校基本方針・ 架け橋プログラム

現状と課題

- 平成 29 年、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」の3法令が改定され、平成 30 年 4 月から施行されました。今回の改定で、保育所、認定こども園も幼児教育施設として位置付けられ、小学校との連携の重要性が謳われました。
- 各公立幼稚園、小学校では、**幼少の年間連携計画**を立て、活動に対して双方のねらいを明らかにし、交流をしています。私立の園にも交流の輪を広げる必要があります。
- 豊後大野市では、幼稚園・小学校で、スタートカリキュラム^{※1}やアプローチカリキュラム^{※2}の交流、私立の認定子ども園等も招いた幼児教育研修会を年3回開催し、幼児期の終わりまでに育つほしい 10 の姿を基盤とした教育のあり方の研修を行うなどして、幼稚園と小学校の段差である小 1 プロブレム^{※3}を少なくする取組を行ってきました。
- 共働き家庭の増加のため、1 号認定^{※4}の幼児は、平成 27 年度は 42.3% でしたが、令和 2 年度は、24.9% と年々減少しています。1 号認定の減少に加え、令和元年度に豊後大野市で先行実施された幼児教育・保育の無償化のスタートに伴って、公立幼稚園通園率は平成 27 年度 32.8% でしたが、令和 2 年度は 15.4% と減少しています。これは、私立認定こども園等の通園率が高まっていることを意味しています。このことから、公立幼稚園だけではなく、私立こども園との連携も重要性が増しています。

(※1) スタートカリキュラム…遊びを中心とした幼稚園、保育園(所)、認定こども園の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習活動へ円滑に接続できるよう工夫された指導計画のこと。

(※2) アプローチカリキュラム…幼稚園、保育園(所)、認定こども園に通う小学校入学前の 5 歳児(6 歳児)を対象として、幼児教育の特性を踏まえつつ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成を図るためのカリキュラムのこと。

(※3) 小 1 プロブレム…小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が学校生活に適応できず、集団行動ができない、授業中に静かにすることができない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態のこと。これまでには 1 カ月程度で落ち着くといわれていましたが、これが継続するようになり、就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目されるようになりました。

(※4) 1 号認定…3 歳から 5 歳の子どもで幼稚園や認定こども園での教育を必要とする場合のこと。

今後の基本方針

【1】小学校の教育活動への円滑な接続を図るために架け橋プログラムの充実を図ります

①交流計画など、具体的な目標や年間計画を、小学校と共有します。

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

- ②計画に沿って、園児と小学校児童の交流活動の交流を計画的に図ります。
 - ③認定こども園・保育所・地域型保育所職員・幼稚園教諭等と小学校教職員の交流を促進します。
- 【2】幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する県や市等で開催される研修会に参加します

目標指標

□幼小の連携教育を推進します

<目標指標>			現状値 (令和元年度)	■目標値■	
幼・小連携の年間計画作成率	小学校	11校		令和5年度	令和7年度
	幼稚園	4園	80%	85%	100%
			80%	85%	100%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(2) –2 就学前教育の充実

【主 管 課】	学校教育課（教育総務係・学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業
【関係計画等】	年度ごとの学校教育基本方針・小中一貫校基本方針

現状と課題

- 平成29年、「幼稚園教育要領^{※1}」「保育所保育指針^{※2}」「認定こども園教育・保育要領^{※3}」の3法令が改定され、平成30年4月から施行されました。幼稚園教育要領では「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域において複合的に育て、主体性や社会性を育てながら、言語能力や知的能力、社会的能力を伸ばす教育を行っています。
- 「社会に開かれた教育課程^{※4}」の下で、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の資質能力を育成しています。
- それぞれの就学前施設では、ねらいとは別に、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿^{※5}」が示され、幼児教育のあり方や方向性が、より明確になりました。
- 乳幼児期からの教育の連続性や、小学校教育との接続のあり方が課題になっています。
- 子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度^{※6}」が、平成27年4月より導入されています。公立幼稚園では、利用者負担額の変更と5園(三重幼稚園・東幼稚園・新田幼稚園・おおのさくら幼稚園・通山幼稚園)で預かり保育^{※7}を開始したこと以外は、ほぼこれまでどおりの運営としていますが、公立幼稚園の今後のあり方を引き続き検討する必要があります。

.....
 (※1) 幼稚園教育要領…小学校入学前までの子どもたちが日本全国どこに住んでいても同じ水準の教育を受けられるよう、学校教育法に基づいて定められた教育基準。

(※2) 保育所保育指針…保育園の基本となる考え方や保育内容が示され、保育理念や保育計画の基本が示されている。

(※3) 認定こども園教育・保育要領…認定こども園の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進の基本が示されている。

(※4) 社会に開かれた教育課程…社会のつながりの中で学ぶことで、子どもたちが自分の力で人生や社会をより良くする実感を持つように教育を行うこと。

(※5) 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿…幼児教育において、最終的に向かっていくであろう姿を10の姿として、明確にしたもの。(※1~3)の法令に共通している。

(※6) 子ども・子育て支援新制度…平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月1日から導入された「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じるために」という考え方に基づいた制度です。子育て支援の量を増やし、必要とするすべての家庭が利用できる支援を用意し、子育て支援の質を向上して、子どもたちがより豊かに育つていける支援をめざしている制度です。

(※7) 預かり保育…幼稚園において、通常の教育時間の前後や土曜、日曜、長期休業期間中に、地域の実態や実情に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動のこと。

今後の基本方針

【1】就学前教育としての幼児教育の充実を図ります

- ①幼小連携など幼児教育の活性化を図ります。
- ②幼児期にふさわしい豊かな感性と社会性の育成を行います。
 - ア 「幼児期の終わりまでに育てたい 10 の姿」を意識し、幼児一人ひとりの個性を把握して、その個性に適応した指導方法の工夫改善に努めます。
 - イ 地域と連携を取った体験活動を重視し、幼児期にふさわしい豊かな感性を培います。
 - ウ 家族との会話や幼児同士の遊びを通して健全な生活習慣を確立するとともに、コミュニケーション能力や規範意識などの社会性を育成します。
- ③幼稚園教諭の資質向上

研修への参加や実践交流、幼稚園間の情報交換を促進し、幼稚園教諭の資質向上を図ります。
- ④家庭や地域との交流

保護者間の交流や幼児と地域の交流を促進します。

【2】公立幼稚園における子育て支援機能の充実を図ります

- ①地域の子育て支援センター的機能を強化します。
- ②預かり保育を継続して実施します。
- ③児童館や放課後児童クラブとの連携を深めます。

目標指標

□就学前教育の充実を図ります

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
職員の年間一回以上の研修会参加率	幼稚園 80%	90%	100%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(2) –3 小・中・高の連携教育の推進

現状と課題

- 町内の小学校と中学校では、教育目標を統一したり乗入授業や行事を一緒に行ったりと、小・中の連携が進んでいます。9年間を見据えた教育をさらに推進するため、令和3年度からは朝地小中一貫教育校が開校するのをかわきりに、町ごとに小中一貫教育校に移行していきます。
- 小学校と中学校の連携の強化によって、教師同士の理解や児童・生徒理解が深まってきています。そのことによって、小学校から中学校へのスムーズな情報提供や共通理解ができ、中1ギャップ現象への早期対応もできています。
- 大分県立三重総合高等学校(以下「三重総合高校」と記載します)は、過疎化や少子化、他市の高等学校への進学などにより、平成20年度から定員割れが生じています。
- 市内の中学校の卒業生のうち、三重総合高校に進学する生徒の割合は、平成27年度34.1%、28年度38.2%、29年度28.4%、30年度31.7%、令和元年度28.4%と近年は3割前後で推移している状況となっています。本市唯一の高等学校である三重総合高校を存続させるためには、生徒・教職員・地域が一体となって、中学生やその保護者にとって魅力ある学校づくりや地域に根ざした学校づくりを進めることができます。

今後の基本方針

- 【1】小中一貫教育校の中期（小学校5年生から中学校1年生の3年間）の更なる連携を図ります
- 【2】市内唯一の県立高校である三重総合高校との連携強化を図り、小・中学校の9年間に加え、さらにその先の高校生と交流を行うことで、近い将来の自分の姿をイメージし、主体的な自己実現をめざします
- 【3】中学校1年生の三科合同学習成果発表会の見学、中学校2年生、3年生を対象にしたオープンスクールを実施します
- 【4】三重総合高校と小学校の交流に取り組みます

目標指標

□小中の連携教育を推進します

<目標指標>			現状値 (令和元年度)	■目標値■	
中学校教諭の小学校教科担任	小学校	11校		令和5年度	令和7年度
			4校	8校	全校(11校)

□小中高の連携教育を推進します

<目標指標>			現状値 (令和元年度)	■目標値■	
三科合同学習成果発表会やオープンスクールに生徒が参加した学校と三重総合高校との交流を行った学校数	中学校	7校		令和5年度	令和7年度
			7校	全校(7校)	全校(7校)

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(3) 地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）の充実

【主 管 課】 学校教育課（教育総務係・学校教育係）

【事 務 事 業】 事務局運営事業、教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針・小中一貫校基本方針

現状と課題

○豊後大野市では、平成25年度の連携型小・中一貫教育の導入とともに、学校の教育方針等の協議を行う学校運営協議会（以下「コミュニティ・スクール」という。）の考え方を取り入れた「小・中学校一貫教育 TRY 推進協議会」の設置規則を策定しました。まず、朝地小・中学校にコミュニティ・スクールを設置し、平成27年度から全ての中学校区に一つのコミュニティ・スクールの設置を行い、小中一貫教育の推進及び地域とともにある学校づくりを進めてきました。

○コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」実現のための有効なツールです。

○社会教育課で実施している小学校における放課後チャレンジ教室は、地域の方々がコーディネーターやボランティアとして指導・支援してくれています。

○子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校課題の解決を図り、未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有して取組を推進していくことが必要です。

今後の基本方針

【1】 校長は、地域住民や保護者と中学校区ごとに設置するコミュニティ・スクールに、年度当初、学校の教育方針等の提示し協議を行い、地域住民等へ課題や取組を広く発信します

【2】 未来を担う子どもたちを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校と、学校・家庭・地域・コミュニティ・スクールが連携した地域学校協働活動の一体的な活動を推進します

【3】 子どもたちの豊かな成長のために、地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを共有し、その目標を学校と地域住民と保護者が協働で達成できるよう取組を進め、社会教育課と連携して取り組みます

【4】 目標協働達成の取組については、地域住民や保護者も教育の当事者となることで責任を持ち、それぞれが主体的に子どもの教育に携わることができるようになります

【5】 地域とともにある学校づくりの推進については、学校公開や地域行事等への相互積極参加など、学校と地域の双方向の関係を構築します

【6】 コミュニティ・スクールの取組について総括し、一層の充実を図るために、豊後大野市コミュニティ・スクール連絡会議を年に2回開催します

【7】 豊後大野市学校運営協議会の設置等に関する規定により、中学校区ごとの学校運営協議会が設置されたので、学校運営協議会が中心となって小・中一貫教育校設置を推進していきます

目標指標

□ コミュニティ・スクールの充実を図ります

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
学校運営協議会の開催回数の平均値	3.5回	4回	6回

(4) 確かな学力の育成

(4)－1 教職員の指導力向上

【主 管 課】	学校教育課（学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業
【関係計画等】	年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

- 全国学力学習状況調査や大分県学力定着状況調査の結果、全体的に偏差値が上がってきています。令和2年度大分県学力定着状況調査では、市偏差値目標50以上に対して、小学校は国語・算数・理科の知識・活用6項目全てにおいて達成し、県偏差値も上回りました。また、中学校においては5教科の知識・活用10項目中5項目において目標を達成しました。中学校の偏差値も全体的に上がってきています。これは、学力向上の基本方針である「豊後大野市目標達成に向けた重点的取組※1」第1ステージ及び第2ステージの取組の成果であると考えられます。
- 新大分スタンダードの「1時間完結型」「板書の構造化」「習熟の程度に応じた指導」「生徒指導の3機能※2を意識した問題解決的な展開」は、まだまだ十分とは言えませんが、随分と浸透し意識が高まっています。特に、課題とまとめ、目あてと振り返りの位置付いた1時間完結型授業は、当たり前として認識されるようになっています。課題の質の向上など、子どもの実態に合った授業展開実現については、今後も授業改善の中で進めていく必要があります。
- 授業にICT※3機器を利用し、教職員は児童生徒が理解しやすい指導の工夫を行っていますが、児童生徒自らがICT機器を活用することで授業を理解できるようになることが必要です。
- キャリア教育を通して、いろいろな職業や生き方を学び、社会的・職業的自立の基礎となる能力や態度を学ぶことができています。また、郷土学によって、郷土への理解・関心を高め、郷土を愛する気持ちを養うことができています。

.....
 (※1)学校教育基本方針に基づき、毎年見直される学力向上に特化した重点取組のこと。

(※2)生徒指導の3機能…①自己決定の場を与える、②自己存在感を与える、③共感的人間関係を育成する、の3つをいいます。

(※3)ICT…information and communication technologyの略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

今後の基本方針

【1】児童生徒一人ひとりを大切にするきめ細かな指導によって、学びに向かう集団づくりを行います

①生徒指導の3機能(自己決定・自己存在感・共感的人間関係)を意識し、主体的な学びに直結するための学習展開を工夫した授業を実施します。

②主体的な学びに繋がる自主的な特別活動(学級活動等)や行事の充実を図ります。

ア 達成感や満足感、所属感や連帯感、自己肯定感や自己有用感の醸成を図ります。

イ 主体的な学びに直結する学習展開の工夫を図ります。(生徒指導の3機能を意識して)

ウ 行事のねらいの見直しを実施し、付けたい力の共有を図ります。

エ 各学期に複数回の実践を行います。

【2】学習規律・学習環境を整えます

①チャイムで始まりチャイムで終わる授業を徹底します。

ア 2分前に着席、授業後は次の時間の準備をしてから休む。

②学習環境のユニバーサルデザイン^{※1}(以下「UD」という。)化を図ります。

ア 場の構造化、刺激量の調整、学習・生活ルールの明確化を行います。

イ 時間の構造化(見通し)、情報伝達の工夫(視覚的)を行います。

(※1)ユニバーサルデザイン……誰もが利用しやすく暮らしやすい、まち・建物・もの・しきみの提供をしていくこうとする考え方のこと。

【3】基礎・基本の充実を図ります

①「めあて」・「課題」・「まとめ」・「振り返り」の位置付いた1時間完結型授業の日常化を図ります。

ア 課題の質の向上(学びたくなる、見通しを持てる、興味がわく、追求したくなる、考えの違いを引き出す)を図ります。

イ まとめと振り返りの時間を確保し、子ども自身の言葉で、できしたことや分かったことをまとめさせます。

②構造的な板書とノート指導(特に小学校)の工夫を行います。

ア 板書計画の作成やICTの活用を図り、思考の流れを確認でき、理解が深まる板書の書き方やノートの使い方指導を行います。

③授業におけるスキルアップタイムの充実を図ります。

単元を通して計画的にスキル学習(復習や練習)を取り入れます。

④授業前、授業中における補充指導の工夫を図ります。

ア 予習的指導によって、意欲の向上を図ります。

イ 効果的な見合い教え合いなど、ペアやグループ学習によって、基礎・基本の定着を図ります。

ウ 習熟の程度に応じた支援や習熟度別授業によって、個々の困りに対応します。

⑤辞書の活用の習慣化と計画的な図書館活用を実施します。

ア 小学3年生以上は、単元を通して国語辞書を計画的に使用します。

イ 中学生は、英語辞書での単元を通して単語調べを計画的に行います。

ウ 学期に1回以上、図書館を利用した問題解決的な学習展開を実施します。

【4】思考力・判断力・表現力の育成を図ります

①UDの良さを取り入れた授業展開によって、「聞いて理解する授業」から「考えて理解する授業」へ変換します。

ア 焦点化→目標・発問・活動・評価基準の絞り込み

イ 視覚化→言葉・内容・授業展開・論理の見える化

ウ 共有化→効果的なペア・グループトーク等による伝え合いにより理解や思考を深める

(深め、拡充し、新たな発見をする場)

- ②GONちゃん※やICT機器を取り入れ、全体での共通理解を深めたり、子どもが主体的に活用したりすることによって、学びの質を高めます。
- ③読み取る力を付けるため、文章・図・グラフ・表・絵から必要な情報を読み取り、考えを整理したりまとめたりする活動を多く取り入れます。
- ④探求型の総合的な学習の時間(郷土学)を設定するとともに、体験活動の充実を図ります。
「ひと、こと、暮らし」に視点をあてたストーリー性のある単元構成の工夫を行います。

【5】保護者と連携し、学習規律・学習環境を整えます

- ①学習の手引を活用し、宿題定着率100%をめざします。
- ア 家庭訪問や面談等を通じ、家庭学習の充実に向けた協力要請を実施します。
- イ 家庭学習では、質と量の確保とやり直しの徹底を図ります。
- ウ 個に応じた課題の提供(特に低学力層、予習)を行います。
- エ 小学校高学年を中心に自主学習に取り組みます。
- ②生活スケジュール表を活用し、メディア漬けを防ぐとともに、計画性や我慢する力を育てます。

【6】教職員研修の充実を図ります

- ①校内研究や校内研修を計画的に実施し、子どもの実態に合った授業改善の方策を探るとともに授業力の向上を図ります。
- ②各種研修会に積極的に参加します。(ICT研修・小学校教科担任制研修など)

(※1) GONちゃん…Gadget Of Nexus:つながった気のきいた小道具を意味する「タブレット」の愛称

目標指標

- 児童生徒一人ひとりを大切にするきめ細かな指導によって、学びに向かう力を育みます

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
生徒指導の3機能を意識した授業	74%	90%	100%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(4) -2 小学校教科担任制の拡大

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

○文部科学省は令和元年12月26日、中央教育審議会初等中等教育分科会での「新しい時代の初等中等教育のあり方論点取りまとめ」を公表し、その中で、義務教育9年間を見通した教科担任制を、令和4年を目途に小学校高学年から本格的に導入すべきとしました。本市は、令和元年度より、三重第一小学校を県指定重点校、三重東小学校と百枝小学校を県指定研究協力校として、3校での共同研究を実施してきました。令和2年度からは、三重中学校へ繋げることをねらいとして三重町を教科担任制の指定町と位置付けるとともに、市内全小学校の5年生と6年生で教科担任制を実施しています。

○令和2年度1学期の全小学校のアンケートにおける肯定率は、教職員88%、児童88%、保護者97%と全体的に高い結果となっており、小学校教科担任制は授業改善の有効な手段として支持されています。しかし、学校ごとにみると教科数や取組み方に違いがあり肯定率にも差があるので、学校に応じた対応策を考える必要があります。そのためには、児童・保護者の肯定的な意見や否定的な意見の根拠を明確にした上で、教科担任制の実施方法を検討する必要があります。

○中学校教員が教科担任を担当する小学校は5校あり、児童及び保護者の肯定率はより高い傾向が見られます。今後は、小・中一貫教育の中で効果的な授業の実践へと繋げていくことが大切になってきます。

今後の基本方針

【1】全ての小学校5年生・6年生において、可能な教科での教科担任制を実施していきます。創意工夫した授業展開など専門性の高い教科指導の実践を図ることによって、質の高い授業を児童に提供し、学力の向上・学習意欲の向上を図ります

【2】市内の全小学校への普及を図るために、全小学校において、年度初めに教科担任制を担当する教員を決定し、推進していきます

【3】中学校教員が専門性を生かして小学校で授業を行う場合も、教科担任制として捉え推進します

【4】中学校への円滑な接続を図る手段として、中1ギャップ現象の解消に繋げます

目標指標

□小学校教科担任制を推進します

<目標指標>	教職員 児童 保護者	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
			令和5年度	令和7年度
アンケートにおける教職員・児童・保護者の肯定率	教職員	88%	90%	90%
	児童	88%	90%	90%
	保護者	97%	90%	90%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(4) –3 英語教育の推進

【主 管 課】	学校教育課（学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業
【関係計画等】	年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

- グローバル化が叫ばれる中、「小学校の英語学習の抜本的拡充、実施学年の早期化、教科化」が求められ、新小学校学習指導要領(令和2年度実施)において、中学年に外国語活動、高学年に外国語科が導入され、豊後大野市では、外国語を「英語」とし、小学校に導入しています。
- 本市の小学校では、平成30年より、全小学校で英語教育を先行実施し、5,6年は週2時間の英語科、3,4年は週1時間の英語活動を行ってきました。また、研究指定を行い、英語の授業公開を通して、英語授業のあり方を検討してきました。その結果、「英語が楽しい」「進んで授業に参加している」「英語を話すことが楽しい」「いろんな文化が学べて楽しい」と答える子どもは80%以上となっています。令和2年より、正式に新指導要領下での実施をしています。
- 小学校英語教育支援コーディネーター※1、英語専科教員※2、英語推進教員※3、ALT※4の配置、中学校教員による乗り入れ授業などを行い、英語の先行実施や、本格実施に対応しています。
- 評価については、旧小学校学習指導要領の評価基準であったため、今後、新小学校学習指導要領本格実施に伴い、小学校で付けるべき力の整理が必要になってきます。
- 中学校では、中学校英語部会との連携の中で、英語授業の授業改善、学力調査結果の分析などを行い、英語教育に生かしています。
- 各学力調査での、基礎的な力や活用力では、市の平均が偏差値50に届かない状況が続いている。

(※1) 小学校英語教育支援コーディネーター…市が雇用し、英語推進教員をとりまとめ、人員配置や英語教育の進め方をコーディネートする教員
 (※2) 英語専科教員…複数の小学校で英語指導を行う県加配教員
 (※3) 英語推進教員…複数の小学校で英語指導を行う市加配教員
 (※4) ALT…外国語を母国語とする外国語指導助手

今後の基本方針

- 【1】小学校、中学校ともに新学習指導要領に則り、英語学習を通して、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能学習を基に、「絆や信頼を築く力」「コミュニケーション能力」「多様な価値観を持った人たちと協働する力」「日本語と英語の違いに気付く力」「異質なものを認め、受け入れる力」などを身に付けていきます
- 【2】小学校では、今後、教科担任制の1教科に英語を据え、英語推進教員、専科教員、中学校教員等による授業を推進します
- 【3】中学校では、中学校英語部会を中心に組織的に授業改善を行う体制を作り、英語力の向上をめざします
- 【4】小中学校の英語科の教員と市教委で構成された「英語教育推進委員会」を設置し、小学校、中学校の英語の授業改善に取り組みます

目標指標

□英語教育を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
「英語の授業が楽しい」と答える子ども	小学校	90%	93%
	中学校	60%	70%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(4) -4 小学校プログラミング教育の推進

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

- 新小学校学習指導要領において、「身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと」「発達の段階に即して、『プログラミング的思考』を育成すること」「発達の段階に即して、コンピュータの働きを、より良い人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること」を目的に、プログラミング教育が導入されました。
- 令和元年度及び令和2年度には、研究指定を行い、各学年に応じたプログラミング教育のあり方や教育課程の策定を行ってきました。
- 今後、どのような授業で、プログラミング教育が有効かの吟味や、教育課程の確立が必要になります。
- 機器やソフトの使用方法などの教職員研修が必要になってきます。

今後の基本方針

【1】「A 学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの」については、教育課程に取り込み実践していきます。あわせて、「B 学習指導要領に例示されてはいないが、学習指導要領に示される教科等の内容を指導する中で実施するもの」について、教育課程に取り入れられないか、研究を深めます

【2】指定校の実践や各研修参加により、授業の中でのプログラミング的思考の導入場面や、機器やソフトの使用について、理解を深めます

【3】主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善により、プログラミング教育で論理的思考力を育みます

目標指標

- 数値などによる目標指標は、設定しません

(4) –5 特別支援教育の充実

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、就学援助事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 特になし

現状と課題

- 特別支援学校に進学する子どもは、増加傾向で障がいの重度化と重複化を伴っています。また、小・中学校の特別支援学級に入級する子どもも増加傾向です。また、発達障がい^{※1}の診断のある子どもの中には、小・中学校の普通学級に在籍している子どももいます。今、求められているのは障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として参加し、自立した生活ができる社会の実現であり、障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育の充実を図り、質の向上に努めることが必要です。
- 障がいのある人が、積極的に社会参加する共生社会の形成に向けて、平成26年に批准した「障害者権利条約」に基づく「インクルーシブ教育システム^{※2}」の構築が求められています。平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、「合理的配慮^{※3}」の提供が義務付けられたことを踏まえ、特別支援教育の充実を図る必要があります。
- 令和元年度就学支援委員会(対象 就学前～中学校2年生)で、特別支援学校対象と判断された子どもは8名、特別支援学級対象と判断された子どもは24名、通級指導教室対象と判断された子どもは4名であり、対象者は就学支援委員会の意見と保護者の要望を基に、新入学や転学、措置替えになりました。
- 令和2年度特別支援学級在籍児童生徒は、9月現在で、小学校特別支援学級(知的障がい)43名、(自閉症・情緒障害)13名、中学校特別支援学級(知的障がい)9名、(自閉症・情緒障害)6名の在籍があります。
- 通常の学級に在籍し、特別な支援が必要な児童生徒への個別の指導計画等作成については、ほぼ100%となっていますが、その的確さと、活用について、課題が残っています。
- 特別支援学級に就学する子どもの保護者は経済的負担も大きいために、保護者に対して支援を行う必要があります。

(※1)発達障がい…学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症)など、通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れはないが、学習や行動に障がいがある場合のこと。

(※2)インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重などを強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会へ効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が、一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(※3)参照)が提供されることなどが必要とされています。

(※3)合理的配慮…障害者権利条約第2条で、「障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないもの」と定義されています。障がい者に対し、例

えば意思疎通を円滑に行うための配慮をしたり、慣行やルール、施設の仕様を変更したりすること、本人の申し出に応じた漢字の振り仮名付きテキストの提供、試験時間を延長することなどもこれに当たります。

今後の基本方針

【1】障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向け、その児童生徒や保護者の教育的ニーズの把握に努め、障がいの種別・程度とそのニーズに応じた教育的支援の充実を図ります

- ①「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成、授業改善の推進など、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな指導の充実を図ります。
- ②教育的支援が必要な児童生徒に対しては、豊後大野市就学支援委員会^{※1}で障がいの種別と程度に応じた適切な就学支援をします。
- ③本市の小・中学校に就学する場合には、その児童生徒や保護者の教育的ニーズを把握し、そのニーズに応じた教育的支援ができるよう努めます。
- ④豊後大野市特別支援連携協議会^{※2}と連携し、相談支援ファイル「そだちのアルバム^{※3}」を必要に応じて関係機関に提示することにより、その児童生徒の情報を共有するとともに、関係機関と連携を取って、その児童生徒に応じた一貫した適切な教育的支援を行います。

【2】学校における特別支援教育体制の整備と充実を図ります

①校内委員会の機能充実

関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口となる特別支援教育コーディネーター^{※4}を活用し、特別支援教育に関する校内委員会^{※5}の機能充実を図り、より細かな教育的支援を行える環境づくりに努めます。

②校内研修の充実

校内研修の中で、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

③通級指導教室の開設

必要な教育的支援が行えるよう、通級指導教室^{※6}を開設します。

④教職員の専門性の向上

特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、障がいのある児童生徒の可能性を最大限伸ばせるよう特別支援教育の質を高めるため、合理的配慮の提供に関する理解促進の研修の充実を図るなど、教職員の専門性の向上を図ります。また、大分県教育委員会と連携を取りながら、特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な配置に努めます。

⑤教育援助員の配置の充実

教育的支援が必要な児童生徒を把握して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う教育援助員の配置の充実を図ります。

【3】関係機関、保護者と連携をとった相談と指導を含めた支援体制の充実を図ります

①保護者または関係機関との連携

保護者または関係機関と連携を取りながら、早期からの教育相談を含めた指導ができる支援体制の充実を図ります。

②大分県立竹田支援学校との連携

特別支援教育に関して、高い専門性を有する大分県立竹田支援学校と連携をとった支援体制

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

の充実を図ります。

③本市関係部署との連携

本市の障がい者福祉や子ども支援担当部署、保健師と連携を取った支援をします。

【4】特別支援教育就学奨励事業による援助を引き続き実施します

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、国の要綱に基づき特別支援教育就学奨励事業^{※7}による援助を引き続き実施します。

①特別支援教育コーディネーターの役割の充実を図り、児童生徒を中心に据えた支援について、学校と保護者が共通理解し、相談体制を構築し、特別支援教育を進めます。

②合理的配慮の提供を促進するため、特別支援が必要な子どもの個別の指導計画の作成を100%にします。

③特別支援教育に関する教職員研修を実施し、特別支援への理解を深め、適切な教育を提供します。

④竹田支援学校、医療機関、療育機関、市社会福祉課など、関係機関との連携を強化します。

目標指標

□特別支援教育の充実を図ります

<目標指標>		現状値 (令和元年度)	■目標値■	
			令和5年度	令和7年度
必要な子どもの個別の指導計画の作成率	小学校	95%	96%	100%
	中学校	94%	95%	100%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(※1)豊後大野市就学支援委員会…小児科医師、校長、民生児童委員、支援学校職員、保健師、本市障がい者福祉担当課長などの専門的知識を有する者で構成する適切な就学支援のための調査及び審議機関です。業務分担のため地区ごとに校長、特別支援教育に関わる教員、対象児の在園(所)長、保健師、主任児童委員、支援学校職員、本市教育委員会学校教育課担当者で構成する教育相談部会を設置しています。

(※2)豊後大野市特別支援連携協議会…障がいのある子どもやその保護者への相談や支援に関わる医療、保健、福祉、教育、労働などの関係部局または機関間の連携や協力を円滑にするためのネットワークとして設置されている機関です。

(※3)そだちのアルバム…保護者が、障がいを持つ子どものプロフィールや関係機関からの支援の状況などを記録したもの。

(※4)特別支援教育コーディネーター…学校内の関係者、福祉や医療などの関係者との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教職員のこと。

(※5)校内委員会…学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などのある児童生徒の実態把握及び支援のあり方などについて検討を行う学校内の就学支援委員会のこと。『学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症』については、P34「現状と課題」の用語説明(※1)・(※2)・(※3)を参照してください。

(※6)通級指導教室…通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒の障がいの状態に応じて、特別な指導を受けるための教室のこと。

(※7)特別支援教育就学奨励事業…特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、国の要綱に基づき特別支援学級への就学のため必要な学用品や修学旅行費、学校給食費の援助を行う事業のこと。

(5) 豊かな心の醸成と健康な体の育成

～居場所なしゼロを目指した学びのアクセスの保障～

(5)－1 不登校・いじめ対策の強化～教育支援センターの強化～

【主 管 課】	学校教育課（学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、教育支援センター運営事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業
【関係計画等】	市いじめ防止等基本方針

現状と課題

- 生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たしており、全ての子どもの健全な成長を促すとともに、学校生活が有意義で充実したものになることを目指して、さまざまな実践が行われています。いじめ不登校の未然防止の観点は教育活動に意識されてきていますが、現状として、対症療法的な側面が強く、表面化したいじめの初期対応や沈静化に奔走する学校の実態があることは否めません。対象の子どもへの事後指導と再発防止に向けた予防的指導の観点から、個別の事情を抱えた子どもへの配慮の下、子どもの内面に迫る指導を行うとともに、集団に対する指導もきめ細かく行いながら、抜本的な解決をめざすことが求められています。
- 子どもが安心して学習活動や学校生活を送るためにには、子どもたちにとって魅力ある学校であることが必要です。そのためには、全ての子どもの健全な成長を促すとともに、個別の問題行動に対する適切な対応が求められています。
- 不登校の小中学生に対する支援拡充を目的とした「教育機会確保法（通称）※1」が、平成28年12月に成立しました。「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにする」（第3条の2）ことを、基本理念として謳っています。不登校は問題行動ではなく、子ども達一人ひとりの居場所作りをすることが大切で、教育支援センター「かじか」※2の役割も、学校復帰のみならず、社会的自立に向けた支援を多方面から行うことが求められています。
- 近年の携帯電話やスマートフォンなどの普及に伴って高い利便性を得る一方、子どもが無料通話アプリやSNS、オンラインゲームなどの長時間の利用による生活習慣の乱れ、不適切な利用によるネット依存、ネット詐欺や不正請求などのネット被害、SNSによるトラブルなどが新たな社会問題となっており、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースもあるなど情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。そのような中、学校では、情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上に存在する多くの情報のうち正しい情報を選び取る力を、これからの中学生に培うことが必要です。また、学校だけでなく、家庭もその対策を講じる必要があります。
- 各学校では、定期的な「いじめ対策委員会」の開催による組織的な対応を強化し、いじめ見逃し「0」の徹底、未然防止対策、人間関係づくり、初期対応等組織的に行ってています。
- いじめの早期発見及び初期対応に力を入れ、いじめ認知数は小中学生合わせ年間約500件を数えています。
- 不登校は、小中学生合わせ年間約50人となっています。年間30日の欠席にならなくても、不登校気味の子

どもは、10～15人ほどいます。

- 教育支援センター「かじか」にも約20名の通室生が在籍し、かじかの教育課程や個別の支援計画を基に、計画的に支援を行っています。

(※1) 教育機会確保法…教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨に則り、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的とする(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する)法律のこと。

(※2) 豊後大野市教育委員会が設置する教育支援センター。不登校児童生徒の居場所となり、社会的自立に向けた体験活動や共同活動、学習などを行う施設

今後の基本方針

【1】「居場所のない子ゼロ」「いじめ見逃しゼロ」をめざし、未然防止対策、早期発見、初期対応を効果的かつ迅速に行うため、校内での「いじめ対策委員会」の設置など、組織的に対応できる体制を整えます

また、社会的自立を自らの力で切り拓くためには学びの連続性が大切なことから「学びのアクセスの保障」つまり、全ての子どもに学びの場（時間）を保障していきます

【2】早期発見・早期対応・早期解決するために、地域児童生徒支援コーディネーター^{※1}やスクールソーシャルワーカー^{※2}、スクールカウンセラー^{※3}、教育支援センター「かじか」との連携の強化など、チーム学校として組織的な支援の充実を図ります

【3】教育支援センター「かじか」について、場所移転及び人的確保を行い、下記のように機能拡大を行います。それにより、一層の不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を積極的に行います

①教育支援センター・・・不登校児童生徒の受け入れ、作業活動や体験活動の実施

　　アウトリーチ

②不登校対策センター・・・市内の不登校児童生徒の把握、個別の対応策構築

　　市教委との連携

③相談支援センター・・・不登校児童生徒のカウンセリング、保護者や教職員からの相談

④学習支援センター・・・個に応じた学習支援の実施、受験対策

⑤教職員研修センター・・・いじめ不登校に関する研修実施

【4】「いじめは人として絶対に許されない」という意識の醸成や社会規範の育成に向けた自発的行動の充実、自己有用感や自尊感情、他者を思いやる心などを育む教育活動を推進し、「いじめ防止等基本方針^{※4}」に則り、学校教育全体を通して、いじめを許さない学校づくりの意識を児童生徒一人ひとりに徹底します

【5】小中連携、小中一貫の教育活動を通して、児童生徒が自己有用感を培う場面を計画的に設定するとともに、日常的に生徒指導の情報交換を行うことで、各校の生徒指導に係る対応能力の向上を図ります

【6】学校・家庭が連携し、子どもの人間力の向上をめざした生徒指導の充実を図ります

【7】家庭や地域社会と連携を図り、豊かな体験を通し、児童生徒の内面に根ざす道徳性の日常的な育成及び特別な教科「道徳」の時間を要とした道徳教育を推進します

【8】情報モラルの育成を図ります

①情報モラル教育の推進

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

関係機関と連携を取った情報モラル教育を推進します。また、情報モラルについて考えさせるとともに、インターネット上の有害情報や個人情報の流出、知的財産の侵害などについて、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、メディア・リテラシー^{※5}教育も併せて行います。

②ネットいじめ対策の強化

大分県教育委員会と連携を取りながら、ネットいじめ相談窓口の周知やネットいじめ監視体制の強化に努めます。

③児童生徒と家庭への啓発

ア 家庭学習や生活習慣に影響を及ぼすメディアへの対応について、児童生徒と保護者を対象とした講習会を計画的に開催します。

イ 保護者へ、適切なフィルタリング^{※6}利用の啓発を行うとともに、子どもと、どんな時に使う、何のために使うなど、使うための家庭でのルールを決めるように徹底します。

ウ 家庭と連携を取って、児童生徒の生活習慣の改善に取り組みます。

エ 豊後大野市PTA連合会と連携し、「不登校・いじめ対策」について児童生徒と家庭への啓発に取り組みます。

(※1) 地域児童生徒支援コーディネーター…不登校支援、貧困支援などを目的に配置されている県加配教員のこと。

(※2) スクールソーシャルワーカー…ソーシャルワーカー(ケースワーカー)とは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職の専門家であり、スクールソーシャルワーカー(SSW)は、そのうち教育機関において、当該任務に就く者のこと。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含むなど、人材の専門性はさまざまです。

(※3) スクールカウンセラー…子どもの臨床心理に関して高度な専門的知識を有する臨床心理士などで、不登校やいじめなどに対する指導、児童生徒の問題行動などに対応するためのカウンセリングや教職員への助言などを行う職員のこと。

(※4) いじめ防止等基本方針…いじめの防止、早期発見及びいじめ対処の対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条により策定された基本的な方針のこと。

(※5) メディア・リテラシー…インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなして、メディアの伝える情報を理解する能力またはメディアからの情報を見極める能力のこと。

(※6) フィルタリング…インターネット上で、見せたくない内容や与えたくない情報を含むサイトを閲覧できないように制限するサービスのこと。

目標指標

□不登校・いじめ対策の充実を図ります

<目標指標>		現状値 (令和元年度)	■目標値■	
			令和5年度	令和7年度
不登校児童生徒の比率 (不登校児童生徒数／児童生徒数)	小学校	1.37%	1.20%	1.00%
	中学校	4.33%	4.00%	3.80%

(備考)現状値は、児童生徒数については5月1日現在、不登校児童生徒数については8月1日現在の数値に基づく比率です。

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

<目標指標>		現状値 (令和元年度)	■目標値■	
			令和5年度	令和7年度
1000人あたりいじめの認知件数	小学校	335 件	300 件	200 件
	中学校	60 件	50 件	30 件

(5) ー2 人権・部落差別解消教育の推進

【主 管 課】	学校教育課（学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業、幼稚園一般管理事業
【関係計画等】	市学校人権教育基本方針、市いじめ防止等基本方針

現状と課題

- 平成 28 年 12 月「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)^{※1}が施行されました。法律の趣旨に則り、部落差別のない豊後大野市を目指して「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画を策定しています。この計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、部落差別の現状の把握と問題点の改善に向けた取組を明らかにし、本市における施策を総合的かつ計画的に推進していく指針である豊後大野市部落差別解消推進教育・啓発基本計画(平成 30 年 9 月)をもとに策定したものです。
- 豊後大野市は、部落差別の解消へ向けた教育・啓発活動を推進し、市民一人ひとりの理解を深め、差別のない誰もが住みやすく活気のある地域とすることを基本目標としています。
- 学校では、豊後大野市人権・部落差別解消教育統一カリキュラムの実践により、子どもたちの人権問題の解決に向かう実践力を育成しています。
- 平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されましたが、人権8課題が並立的に提起され、人権教育の枠組みが拡がるとともに個々の課題解決が不明確になったとも言えます。部落差別の問題を中心に据えた教育実践の推進が求められています。
- 教職員は、豊後大野市人権・部落差別解消教育や研修会に参加し、研修を深めています。
- 教職員においては、新採用者や他市からの異動が増え、人権・部落差別問題学習への取組について、若年層に対して実務を通じた指導育成が必要になっています。

(※1)「部落差別の解消の推進に関する法律」…部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

今後の基本方針

- 【1】あらゆる差別の解決に向け、「部落差別の解消」を中心とした教育を日常的に推進し、差別のない社会をめざします
- 【2】知的理解と人権感覚を基盤として自分と他者との人権擁護を実践しようと意欲や態度を向上させ、これら意欲や態度を実際の行動に結び付ける実践力・行動力の育成をめざします
- 【3】校内研修、市大野町フィールドワーク、市人権部落差別解消教育研究大会など教職員の研修を行い、熱意と実践力を備えた指導者の育成をめざします
- 【4】豊後大野市人権・部落差別解消教育研究協議会を通して部落差別問題学習を中心に据えた市統一カリキュラムを実践します
- 【5】多様な性の在り方^{※1}について、児童生徒及び保護者からの相談や配慮事項などの教職員研修を行い対応していきます

(※1) 多様な性の在り方については、「Ⅲ社会教育の充実(7)-1 部落差別解消を中心とした人権教育の推進」の(※3)LGBT等の性的少数者で詳しく説明していますので参照してください。

目標指標

□人権・部落差別解消教育を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
部落差別解消教育研修を年間4時間以上実施した学校	小学校	80%	100%
	中学校	80%	100%
統一カリキュラムの実施率	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(5) –3 健康な子どもの育成

【主 管 課】	学校教育課（学校教育係）
【事 務 事 業】	教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業
【関係計画等】	特になし

現状と課題

- 子どもが、生涯を通して心身ともに健康な生活を送るためにには、バランスの取れた食事や適度な運動、十分な睡眠など望ましい生活習慣を子どもの頃から、しっかりと身に付けることが重要です。
- 子どもの生活習慣の乱れやアレルギー性疾患の増加、薬物乱用や性に対する課題、エイズや新型インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染症の発生など子どもの健康課題が、多様化かつ深刻化しており、子どもが、自らの健康を守るために知識や実践力を身に付けることが求められています。
- 社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取や朝食欠食など子どもの食生活の乱れにより、肥満などの課題があり、小児生活習慣病を引き起こしていると指摘されています。また、子どもに食を通して地域の産物や食習慣を理解させること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや食生活が食に関わる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの理解を深め、勤労を重んじる態度を醸成することも必要です。子どもに、生きる力の根底には「食」があることを再認識させた上で、望ましい食習慣と健全で豊かな食生活を実践する能力を習得するために、食に関する正しい知識を培う食育^{※1}に、家庭との連携を強化して取り組むことが求められています。
- 子どもに、基礎的な体力を身に付けさせることは、義務教育の使命です。体力は、人間の発達と成長を支え、創造的な活動を行うために不可欠なものですですが、社会環境や生活様式の変化などにより、子どもの運動機会が減少しているとともに、子どもの外遊びやスポーツに必要な時間、場所、仲間も減少し、子どもの生活全体で身体を動かす機会が減少しています。
- 運動する子どもと、そうでない子どもの二極化傾向が顕著になっています。体力は、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、運動嫌いやバランスがとれないなど最近の子どもの課題を克服するために、子どもに体を動かすことの楽しさや喜びを経験させ、その経験を通して体力づくりを考えていく必要があります。
- 全国体力・運動能力調査^{※2}や大分県児童生徒の体力・運動能力等調査^{※3}等の体力テストの結果、小学校では全国平均を上回る種目が増え、体力向上がうかがえます。中学校では、運動する子どもとそうでない子どもの2極化が進み、ほぼ横ばい状態です。また、個人の総合的な体力を示す体力合計点は、高まっていません。この調査による本市の状況を、的確に把握・分析した上で、それに対応した学校の体力向上プランを作成し、学校生活と家庭生活を通して、計画的かつ継続的に、運動意欲の喚起と体力や運動能力の向上への取組を行うことが重要です。
- 「むし歯0」をめざし、フッ化物洗口を実施し、小学校では90.2%、中学校では75.3%の実施率があります。令和元年度12歳児一人平均のむし歯本数は1.7本で、全国平均0.7本に比べ1本上回っています。引き続き、予防対策の強化が必要です。

- (※1) 食育…食育基本法の中で、「子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。」と定められています。食育基本法…平成17年6月10日の第162回国会で成立し、同年7月15日から施行されています。
- (※2) 全国体力・運動能力調査…文部科学省が、国民の体力や運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得るために実施している標本(サンプル)調査のこと。
- (※3) 大分県児童生徒の体力・運動能力等調査…大分県の児童生徒の体力や運動能力などの現状を明らかにするため、大分県教育委員会が実施している小・中学校、高等学校全員を対象とした調査のこと。

今後の基本方針

- 【1】学校・家庭・学校医・関係機関が連携を取った学校保健や保健指導の充実を図ります**
- ①児童生徒が、自分の健康を自ら守ることができるよう知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活を送ることができるよう学校保健の充実を図ります。また、組織的な保健管理を行うために、学校保健委員会を核として、家庭・学校医・関係機関などとの連携を強化します。
- ②関係機関と連携を取って、喫煙や飲酒のほか薬物や性に関する正しい知識を習得し、適切な意思決定と行動の選択ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた喫煙や飲酒、危険ドラッグを含む薬物乱用の防止教育、性教育、がん教育を行います。
- ③家庭や学校医と連携を取った、養護教諭による健康診断結果に基づく健康管理や心のケアを含めた児童生徒への保健指導の充実を図ります。
- ④フッ化物洗口や歯科衛生士による歯磨き指導を継続して実施し、虫歯予防に努めます。

【2】家庭との連携を強化し、生活習慣の改善を徹底します

家庭との連携を強化し、児童生徒が、食生活や睡眠、運動などにおいて、望ましい生活習慣を身に付けることを徹底します。また、児童生徒のむし歯の現状を踏まえ、家庭と連携を取って、歯磨き習慣の徹底を図ります。

【3】食育を推進します

栄養教諭^{※1}や学校栄養職員^{※2}、地域の生産者を活用した食育を推進し、食に関する正しい知識と健全で豊かな食生活を実践する能力を形成します。

①学校教育活動全体を通した食育の推進

学級担任と栄養教諭、学校栄養職員が連携を取って、学校給食の時間だけでなく、学校教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に応じた食育を推進します。

②3 食規則正しく、適切な食事をとる指導の実施を推進します

③学校・家庭・地域が連携を取った食育の推進

ア 家庭との連携、家庭に対する食育推進のための働きかけを強化します。また、家庭へ給食だよりや学級だよりなどを活用して、食育に関する情報を広く提供します。

イ 地域との連携や生産者、加工業者との交流活動を通して、児童生徒にその姿や生産、流通、

消費の仕組みを理解させるとともに、地域の食文化を大切にする心、生きる力、感謝する心を醸成します。

【4】学校体育授業の充実を図るとともに、学校・家庭生活を通じた運動の習慣化に努めます
市アクションプランにより、各学校で、組織的かつ継続的に「一校一実践^{※3}」に取り組み、運動の日常化と習慣化に努め、運動に親しむ資質や能力を育成し、児童生徒の体力向上を図ります。

①学校体育授業の充実

- ア 教材や教具、授業形態などの工夫改善を行うとともに、小学校への体育専科教員^{※4}の配置に努め、体育専科教員と体育主任を中心に、学校体育授業の充実を図ります。
- イ 大分県児童生徒の体力・運動能力等調査と全国体力・運動能力調査との対比結果の分析を踏まえ、児童生徒の実態を把握した上で、学校や地域の特性を考慮した、きめ細かな指導計画を作成し、その計画による児童生徒の体力向上を図ります。
- ウ 教職員の専門性や指導力の向上を図るとともに、外部人材の活用に取り組みます。

②学校生活・家庭生活を通じた運動の習慣化

生涯にわたる健康づくり、体力づくりの基礎を培い、また、体力向上に資するため、学校生活・家庭生活を通して、運動の習慣化と日常化を図ります。

- ア 学校行事、業間時間、休み時間を含み学校の教育活動全体を通して運動に取り組みます。
- イ 学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとしたスポーツ団体との連携の強化を図ります。

【5】中学校の運動部活動の充実を図ります

①「豊後大野市部活動のあり方に関する方針」に則り、生徒の安全確保に努め、生徒のニーズに応えた運動部活動を行うとともに、指導者・生徒・保護者の信頼関係に基づく運動部活動を行います。

- ②学校部活動を地域のスポーツクラブへと移行をすすめます。
- ③合同部活動、拠点校部活動、平日及び休日の運動部活動の工夫を図ります。
- ④社会体育との連携を深め地域と学校が協働で取り組む地域連携型部活動を推進します。
- ⑤部活動の指導者の指導力や資質向上を図るとともに、地域の外部指導者、部活動指導員を活用するなど地域ぐるみで運動部活動を充実します。
- ⑥小中一貫教育校設置等に伴う学校プールの状況などを踏まえ、大原の温水プール活用や専門家からの指導により児童の泳力向上に努めます。

(※1)栄養教諭…平成17年4月に創設された栄養に関する専門性と教育に関する資質を、併せ有する教職員であり、児童生徒への栄養の指導及び学校給食の管理を担当します。学校給食の管理のみを本務とする学校栄養職員(※2 参照)とは、職務内容と職務上の責任、必要な資質が異なる新たな職です。特に、栄養教諭は、各種管理や指導に加え、授業などを通して、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担っています。

(※2)学校栄養職員…栄養士免許状を有する者で、学校給食の各種管理(栄養、衛生、物資)、学校給食に関する基本計画への参画や児童生徒への給食指導を行ったりするなど、学校給食の栄養に関する専門的な内容を担当する行政職の職員のこと。

(※3)一校一実践…体力向上に関して抱える課題を解決するために、全ての学校で、それぞれ特色ある体力向上に向けた取組を実践すること。

(※4)体育専科教員…その教科を専門に教えることで、「体育専科教員」とは、他校も含め体育だけを教える県加配教員のこと。

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

目標指標

□健康な子どもの育成を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
体力・運動能力調査で市の平均値が全国平均値以上の種目の割合	小学校 64%	65%	70%
	中学校 35%	40%	60%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
12歳児1人あたり平均のむし歯本数(DMF指数 ^{※1})	1.7本	1.2本	0.9本

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(※1) DMF指数とは、永久歯の虫歯経験指数のこと。未処置の虫歯(decayed teeth)、抜いた歯(missing teeth)、処置済みの歯(filled teeth)の頭文字を取ったもの。数値が高いほど虫歯が多いことになる。

(5) -4 防災教育の充実（子どもの安全確保）

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業、幼稚園一般管理事業

【関係計画等】 各学校（園）危機管理マニュアル、市通学路交通安全プログラム
市地域防災計画、職員初動マニュアル

現状と課題

＜学校安全の3領域＞

「生活安全」…不審者、誘拐、傷害など日常生活で起きる事件や事故災害

「交通安全」…さまざまな交通場面における危険

「災害安全」…地震、津波、火山活動、風水(雪)害などの自然災害や火災、原子力災害など

○学校(幼稚園)は、子どもが集い、人と人とのふれあいの中で人格の形成がなされる場であり、子どもが生きいきと学習や運動などの活動を行うためには、子どもの安全が保障されることが大前提です。また、子どもは守られるべき対象であることにとどまらず、自らの安全を確保することができるようにしていくことが求められています。地域の実情に応じた防災教育や防災対策の充実と強化が必要です。各学校に防災教育や防災対策が実施され、地震・火災等の防災訓練や保護者への引渡し訓練が計画的に実施されています。

○学校内、登下校中の生活事故や交通事故を防止するために自ら危険を予測し、回避するには安全教育が必要です。小学校では交通安全協会の指導の下、年1回の交通安全教室が開催されています。また、令和元年に各コミュニティ・スクールに作成された「登下校安全対策」に基づき、通学路の点検や地域と連携を取った見守り活動などが実施されています。

○市内でも、不審者事案が多く発生しており、その対策を講じる必要があります。各学校では、不審者対応訓練や不審者避難訓練などを実施し、安全確保に努めています。

○通学路を含む地域の安全に関する情報を共有するための安全マップを作成している小学校は、令和元年度末現在で11校中6校であり、全小学校で作成する必要があります。

○学校(幼稚園)は、子どもが集団で生活することから、新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの感染症予防には、十分な対策が必要です。

○アレルギー疾患を持つ子どもが増加している中、学校(幼稚園)におけるアレルギー疾患への対応は重要な課題となっています。

○生徒が安心して部活動に取り組めるよう、部活動における安全対策が必要です。

○光化学オキシダント^{※1}やPM2.5^{※2}などによる大気汚染への対応が必要です。

(※1)光化学オキシダント…大気中の二酸化窒素と炭化水素類が、紫外線により光化学反応してできるものです。浮遊粒子状物質とともに、光化学スモッグの原因となります。オゾンを主成分とする光化学オキシダントは、眼を刺激する有害物質で、光化学オキシダント濃度が、1時間値で0.12ppmを超える継続が予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限されます。光化学スモッグは、紫外線の強い春から夏にかけて発生します。1970年代に深刻化し、その後、沈静化していましたが、最近、中国などからの越境汚染が一因となり、再び目立つようになってきました。

(※2)PM2.5…PMは、particulate matterの略です。直径2.5μm以下の超微粒子のことをいい、自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれ、肺の奥まで入りやすく、肺癌(はいがん)、呼吸系、循環器系への影響が懸念されることから、平成21年に環境基準が設定されました。最近、中国におけるPM2.5などによる深刻な大気汚染の発生を受け、大陸の大気汚染が影響して、日本のPM2.5濃度が上昇し、健康に影響を及ぼすのではないかと心配されています。

【1】防災教育と防災対策を推進します

各学校(幼稚園)において、安全教育の全体計画等に従って、災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう実践的な防災教育と防災対策を推進します。小中学校においては、「登下校中の災害時避難対策プラン」を策定し、計画的な避難訓練を実施します。また、避難訓練、防災教育と防災対策に関する教職員の研修の充実を図ります。

【2】コミュニティ・スクールとともに、学校(幼稚園)内外における子どもの安全対策の充実を図ります

学校(幼稚園)内外における子どもの安全を確保するため、家庭や地域、関係機関と連携を取って安全対策の充実を図ります。

①学校(幼稚園)内における安全確保

ア 豊後大野市危機管理指針により、平成30年度に統一的に市立学校(市立幼稚園含む)で定めた「学校における危機管理マニュアル^{※1}」を徹底とともに、それに沿って緊急時、または非常時には適切な対応ができるようにします。こうした対応の実効性を高めるため、定期的に家庭・地域・関係機関が連携を取った訓練や講習会を実施するとともに、学校における危機管理マニュアルを隨時見直して、実効性があるものにします。

②通学路の安全確保

令和元年にコミュニティ・スクールごとに策定した「登下校安全対策」に基づいて、交通安全と犯罪防止の両面から定期的な通学路の安全点検を実施し、地域と連携を取った見守り活動などの充実を図ります。また、豊後大野市PTA連合会、豊後大野警察署、国土交通省、豊後大野土木事務所などの関係機関で構成された「通学路安全推進会議」を開催し、関係機関と連携を取った通学路安全対策の充実を図ります。

③交通安全教育の実施

警察署や交通安全協会と連携を取った交通安全教育を行います。

④地域の安全に関する情報共有

ア 「子どもを守る豊後大野市ホットライン^{※2}」の運用による不審者対策を行い、園児・児童生徒への犯罪の未然防止に努めます。

イ 安全マップを全小学校で作成します。

ウ 地域の安全に関する各種情報を共有するために、保護者を含む地域に学校安心メールやまもめーる、県民安全・安心メール^{※3}の登録を促進します。

⑤スクールガード活動の推進

家庭や地域と連携をとったスクールガード^{※4}活動を推進します。

⑥教職員の研修の充実

生活安全や交通安全に関する教職員の研修を充実します。

⑦事故発生時の対応

ア 事故が発生した場合には、学校医(園医)や関係機関と連携をとって、迅速かつ適切な対応をします。

イ 学校(幼稚園)の管理下における園児・児童生徒の事故には、独立行政法人 日本スポーツ振興センター^{※5}の災害共済給付を行います。

Ⅱ 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

＜独立行政法人 日本スポーツ振興センターの加入者数と給付件数＞

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加入者数	2,595人	2,493人	2,482人	2,409人	2,372人
給付件数	197件	195件	213件	131件	127件

(豊後大野市教育委員会調べ)

【3】感染症に対しては、本市の担当部署や学校医(園医)、関係機関と連携を取った予防や措置体制を整備します

新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、本市の担当部署や学校医(園医)、関係機関と連携を取りながら、最新情報を学校(幼稚園)と家庭へ提供するとともに、予防対策を徹底します。また、感染症の流行の兆しがある場合や流行した場合には、適切な措置ができる体制を整備するために、学校における「対応マニュアル」や「学校再開ガイドライン」策定します。

【4】アレルギー疾患を持つ子どもに対しては、ガイドラインなどにより適切な対応をします

アレルギー疾患を持つ子どもに対しては、文部科学省が定める「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」や「学校給食における食物アレルギー対応指針」により適切な対応をします。また、園児・児童生徒にアレルギー症状が発症した場合には、アレルギーに関する危機管理マニュアルにより家庭や学校医(園医)、関係機関と連携を取って、迅速かつ適切な対応をします。

【5】中学校の運動部活動における安全確保に努めます

「豊後大野市部活動のあり方に関する方針」や大分県教育委員会の「運動部活動指導の手引き」(令和元年9月改定)などの活用による安全指導の徹底と救急体制の整備、部活動ガイドラインの徹底により、生徒の危険予測及び危険回避能力の育成を図ります。

【6】大気汚染には、大分県の注意報や気象庁の気象情報を注視して、基準以上となった場合には、関係機関と連携を取って迅速かつ適切な対応をします

.....
 (※1)危機が発生した場合に、児童・生徒の生命、身体の安全を確保することを第一義とし、危機発生時はもとより、平常時及び事後においても、情報の収集及び一元化を図る連絡体制を確立し、施設の安全点検・管理の徹底に関して定めたマニュアルのこと。

(※2)子どもを守る豊後太野市ホットライン…不審者事案があった場合に、幼稚園や保育園(所)、児童館などの児童支援施設、小・中学校、大分県立竹田支援学校、大分県立三重総合高等学校、藤華医療技術専門学校へ情報提供するネットワークのこと。

(※3)まもめーる、県民安全・安心メール…大分県警察が提供する地域の安全に関する情報などの配信(まもメール)、大分県が提供する大雨や地震、津波などの気象警報や緊急情報などのメール配信サービス(安全・安心メール)のこと。

(※4)スクールガード…園児・児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校(幼稚園)内や周辺地域(通学路など)を見回りするボランティアのこと。

(※5)独立行政法人 日本スポーツ振興センター…独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づき設立され、その目的は、「スポーツの振興と児童生徒などの健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒などの災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒などの健康の保持増進に関する調査研究、資料の収集及び提供などをを行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること」とされています。

目標指標

□学校(幼稚園)内外における子どもの安全対策の充実を図ります

＜目標指標＞	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
安全マップを作成している小学校数	11校	6校	全校(11校)

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(5)－5 学校給食の充実と食育の推進

『食育』については、(5)-3健康な子どもの育成にも記載していますので参照してください。

【主 管 課】	学校教育課（学校給食係）
【事 務 事 業】	給食共同調理場運営事業
【関係計画等】	食育推進計画・学校給食共同調理場危機管理マニュアル・豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアル・給食費収納の方針及び対策

現状と課題

○三重学校給食共同調理場は平成13年9月から、西部学校給食共同調理場は平成19年4月から供用を開始し、令和2年度現在この2つの共同調理場で、市内の幼稚園5園（公立4園（2園休園）・私立1園）、小学校11校、中学校7校の計23箇所に、1日当たり約2,680食の完全給食を実施しています。調理業務は三重学校給食共同調理場が平成28年8月より、西部学校給食共同調理場は平成29年8月より、それぞれ民間事業者に委託しています。

＜学校給食の提供食数（1日当たり）・提供箇所数＞

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
提供食数（1日当たり）	3,077食	2,883食	2,868食	2,789食	2,757食
提供箇所数	25箇所	25箇所	24箇所	24箇所	24箇所

（令和元年度提供食数（1日当たり）と提供箇所数の共同調理場別内訳）

調理場	提供区域（箇所数）	提供食数（1日当たり）
三重学校給食共同調理場	三重・犬飼（11箇所）	1,741食
西部学校給食共同調理場	清川・緒方・朝地・大野・千歳（12箇所）	1,016食

（豊後大野市教育委員会調べ）

○学校給食は、子どもに栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、子どもが自ら衛生管理を体験し、望ましい食習慣を身に付けるなど、食育を進める上で「生きた教材」としての役割を担っていることから、今後も安全で安心な学校給食を安定して提供することが求められています。

○三重学校給食共同調理場・西部学校給食共同調理場とともに、ドライシステム^{※1}を採用しています。子どもに安全で安心な学校給食を提供するためには、異物混入や食中毒の防止、ノロウイルスなどの感染症対策を含む衛生管理を徹底するとともに、衛生管理研修を実施するなど職員の資質向上に努めることが必要です。そのため調理委託業者と共に、学校給食共同調理場危機管理マニュアルを周知徹底します。また、老朽化した調理場設備や調理器具などを計画的に更新し、適切な衛生管理ができる環境を整備することも必要です。

○子どもの食生活の乱れが深刻化しています。本市の「児童生徒の食生活実態調査」によると、「朝食を毎日食べる」と答えた割合は、中学校2年生は平成26年度の85.5%から令和元年度には91.3%(+5.8%)と改善傾向が見られますが、小学校5年生では平成26年度の89.1%から令和元年度は87.2%(△1.9%)とわずかに低下しています。また、同調査で「朝食をほとんど食べない」と答えた割合は、中学校2年生では平成26年度の3.8%から令和元年度は2.9%(△0.9%)と減少しましたが、小学校5年生では平成26年度の2.0%から令和元年度は3.7%(+1.7%)と増加しています。このような状況を踏まえ、学校における食育（食に関する指導）により、望ましい食習慣と健全で豊かな食生活を実践する力の習得に向け、食に関する正しい知識を子どもの発達段階に応じて総合的に身に付けさせることが求められています。

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

○食育の体制については、平成25年度までは三重学校給食共同調理場に2名の学校栄養職員^{※2}、西部学校給食共同調理場に1名の学校栄養職員の合計3名という体制でしたが、現在は、三重学校給食共同調理場に栄養教諭^{※3}1名と学校栄養職員1名、西部学校給食共同調理場に栄養教諭1名、市嘱託栄養士1名の合計4名が配置され、その充実が図られています。

○大分県の学校給食用食材の生産地調査では、本市における令和元年度の地場産物(大分県産)の使用割合は77.9%で、大分県平均の75.6%を2.3%上回っており、使用割合を引き続き高める取組を行っています。そこで、本市では、毎月19日を基本に「食育の日」を設定し、郷土料理や旬な地場産物を取り入れた「ふるさとメニュー」を提供しています。食の安全性と信頼性が求められる中、安全な食材を確保するとともに、地場産物を活用することによって、地域の自然や文化、産業などに関する理解を深め、生産者の努力や食材への感謝の気持ちを育むことが必要です。

学校給食における 地場産物の使用割合		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
内訳	三重学校給食共同調理場	(81.1%)	(81.0%)	(85.8%)	(75.0%)	(73.9%)
内訳	西部学校給食共同調理場	(87.1%)	(72.4%)	(74.1%)	(85.7%)	(84.7%)

(豊後大野市教育委員会調べ)

○食物アレルギー対応が必要な児童生徒は、令和元年度は62人(2.67%)へアレルギー対応食^{※4}を提供してきましたが、令和2年度からは主治医による学校生活管理指導表の提出を義務付けて、学校栄養職員による保護者との面談を実施したところ、アレルギー対応が必要な児童生徒は47人(2.08%)と0.59%減少しました。今後も、食物アレルギーに対して適切な対応をするためにも、保護者・学校(幼稚園)・主治医との連携・協力の強化が求められています。

○本市では、学校給食の会計を公会計で運営しており、学校給食費の使途は食材料費のみに充てることとしています。学校給食費の未納額は、令和元年度決算では累積滞納額は1,959万円、現年度収納率は97.30%となっています。今後も、学校給食費の保護者負担の公平性を確保するとともに、学校給食の食材料費を確保するためにも、学校給食費の未納額の減少を目指して、引き続き収納対策を強化して取り組むことが必要です。

(※1)ドライシステム…床に水が落ちない構造の施設・設備のことで、床が乾いた状態で作業するシステムのこと。
(※2)『学校栄養職員』・(※3)『栄養教諭』については、(5)-3健康な子どもの育成の用語説明を参照してください。
(※4)アレルギー対応食…アレルギー児への給食における対応食として、給食内容を変更する給食のこと。除去するべき原因食品を除く「除去食」と原因となる食品の代わりに食べられる食品を使って調理する「代替食」があります。

今後の基本方針

【1】安全衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食を安定して提供します

安全衛生管理を徹底し、栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食を安定して提供します。また、老朽化した調理場設備及び調理器具などの計画的な更新に努めます。

【2】学校給食を活用した食育を推進します

毎日の学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、正しい食習慣が身に付けられるように栄養教諭などによる食育を推進します。

【3】安全な食材を確保するとともに、学校給食の地産地消^{※1}を推進します

安全な食材を確保するとともに、食文化や生産への理解を深めるため学校給食の地産地消を推進します。

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

【4】食物アレルギーへの適正な対応に努めます

食物アレルギーを有する児童生徒への適切な対応を図るため、「豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアル※2」に基づき、保護者・学校(幼稚園)・主治医と連携、協力をしながら、食物アレルギーの実態の把握に努め、学校給食で成長に応じた十分な栄養が摂取でき、かつ食の楽しさを実感してもらえるようにします。**引き続き安全な給食を提供するために、内部検討での議論を深めてまいります。**

【5】学校給食費の収納対策を強化します

保護者宅を戸別訪問し納付を促すことを基本に、文部科学省が示す「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考にしながら**教育委員会において収納方針及び対策を検討し、収納率向上に努めます。**

(※1)地産地消…「地元生産一地域消費」を略した言葉で、「地域で生産されたさまざまな生産物や資源をその地域で消費する」という意味で、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。

(※2)豊後大野市学校給食食物アレルギー対応マニュアル…学校給食における子どもの安全性を最優先とする考えを前提に、除去食、代替食、一部お弁当対応を行うなどの対応策を調理場・家庭・学校が連携を取り、安心・安全な給食提供を行うために定められたマニュアルのこと。

目標指標

□安全衛生管理を徹底し、安全で安心な学校給食を安定して提供します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
幼稚園・小学校・中学校の給食実施率	100%	100%	100%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

□学校給食を活用した食育を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学校5年生	87%	95%
	中学校2年生	91%	95%

(現状値: 本市・児童生徒の食生活実態調査)

□安全な食材を確保するとともに、学校給食の地産地消を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
学校給食における地場産物(大分県産)の使用割合	77%	78%	80%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

□学校給食費の収納対策を強化します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
学校給食費の収納率(現年度)	97.3%	98.5%	99.0%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(6) 郷土学の推進

(6) -1 ジオ学習の推進

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業、

【関係計画等】 特になし

現状と課題

- 平成29年11月に、本市は日本ジオパークネットワークへの加盟が再認定され、「おおいた豊後大野ジオパーク^{※1}」としての活動を継続できることになりました。本市には地質や自然遺産、文化遺産などのジオサイト^{※2}が数多く存在し、ジオパークとしての活動を推進する上で、それらを地域の教育資源として活用するとともに、将来への継承に努めることが必要です。
- 総合的な学習時間の郷土学の中に、ジオ学習を位置付け、全ての学校でジオ学習に取り組んでいます。その結果、ジオパークの再認定に学校教育が大きく貢献することができました。
- 令和元年度、現地学習を含む歴史民俗資料館の講師などを利用した学習では、小中学校で59回、約1800人の児童生徒が参加しました。教育交流事業（おおいた姫島ジオパーク）及び県外教育交流事業への取組として、毎年小学校から1校を指定し、交流を深めると同時に新しい気付きや発見をすることができています。
- 教職員研修として、平成30年、令和元年の2年間、夏季休業中に新規に豊後大野市へ異動してきた教職員向けの研修を行い、約70名の参加がありました。毎年教職員約40名が市外との交流を行う中、ジオ学習への研修を継続する必要があります。

.....
(※1)ジオパーク…ジオ(地球)に関わるさまざまな自然遺産のこと。例えば、地層、岩石、地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園のことです。山や川をよく見て、その成り立ちに気付くことに始まり、生態系や人々の暮らしとの関わりまでをつなげて考える場所です。足元の岩石から頭上の宇宙まで、数十億年の過去から未来まで、海や山の大自然からそこに暮らす生き物と人々までを一つにして考える、つまり地球を丸ごと考える場所、それがジオパークです。ジオパークの活動は、次の3つに要約されます。

- 1.保全(conservation) – 地元の人たちが大地の遺産を保全する
- 2.教育(education) – 大地の遺産を教育に役立てる
- 3.ジオ・ツーリズム(geo・tourism) – 大地の遺産を楽しむジオ・ツーリズムを推進し、地域の経済を持続的な形で活性化

(※2)ジオサイト…大地の成り立ちやその地域の歴史が分かる地質遺産、景観、歴史遺産などのことです。

.....

今後の基本方針

- 【1】自分たちの郷土「ふるさとおおの」を知り、郷土に誇りを持つとともに、よりよい「ふるさと」を創造する社会性を育成することや、自分の住む町だけでなく、「豊後大野市全体をふるさとと言える子ども」を育てるため、郷土学に全小中学校で取り組みます。また、エコパーク^{※1}構想を結び付けたジオパーク学習を推進し、「豊後大野っ子ジオ検定」事業に取り組みます

II 学校教育の充実／3. 7つの柱で、多面的な教育を推進する

- 【2】9年間を見通したカリキュラムや、「総合的な学習の時間」の時間を中心に、学習成果を発表する場を設定した単元計画を作成し、教科横断的な視点に立った取組を進めます。各町、各学校で、市全体を学習できるカリキュラムを構築します
- 【3】ジオパーク学習を深めるとともに、地域の先人の生き方や業績について知り、ふるさとを創造してきた人材に学ぶ活動に取り組みます
- 【4】ジオパーク学習において、地域や家庭との連携を深め、体験的な学習を通して、地域に根ざした取り組みをすすめます
- 【5】新規転入教職員を対象に、ジオ学習に関する研修を行います

(※1)エコパーク…ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもつてもらうために付けられた日本国内のみでの呼称。

目標指標

□ジオ学習を推進します

<目標指標>		現状値 (令和元年度)	■目標値■	
			令和5年度	令和7年度
小学校年間15時間以上、中学校年間10時間以上のジオ学習を実践	小学校	90%	95%	100%
	中学校	80%	85%	90%

(備考)現状値は、児童生徒数については5月1日現在、不登校児童生徒数については8月1日現在の数値に基づく比率です。
(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(6) -2 地域の歴史・文化を知る学習の推進

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業、

【関係計画等】 特になし

現状と課題

○本市には、文化財、重要な歴史や伝説、地域で大切に守り伝えられてきた伝統文化や民俗芸能が数多く残っており、また県下でも屈指の古墳集中地帯です。小学校6年生社会科や中学校社会科の歴史学習と関連して、現地見学に出かけたり、歴史民俗資料館職員による説明を聞いたり、郷土学の中で学習したりすることを通して、地域の歴史や文化を学んでいます。

○各学校では、郷土学の中にジオパーク学習を取り入れており、自然遺産(磨崖仏・阿蘇溶結凝灰岩の滝や断崖・石風呂・石橋・柱状節理・自然林など)について、現地学習などを取り入れながら学習しています。また、運動会の全校ダンスに地域に伝わる踊りを取り入れ、地域の伝統文化を受け継いでいる学校もあります。

○歴史民俗資料館は施設の規模が十分ではありませんでしたが、令和3年7月に新資料館が開館することによって、これまで展示できなかった豊後大野市の多くの貴重な歴史資料と民俗資料を展示することができるようになります。児童・生徒が新資料館を訪れるこことによって、教科書や資料集などに出てくるような物を実際に見たり体験したりすることが可能になることで、たくさんの学びができるようになります。また、併設の新図書館においても調べ学習が可能になります。

今後の基本方針

- 【1】郷土学や社会科の歴史学習の中で、地域の歴史・文化を知る学習を積極的に実施し、理解を図ります
- 【2】地域や家庭との連携を深め、体験的な学習を通じ、地域に根ざした取り組みをすすめます
- 【3】キャリア教育の「はぐくみ先生」を郷土の先輩と位置付け、積極的に活用します
- 【4】市資料館・図書館を地域の歴史文化を知る学習の拠点施設として、全小中学校の利用の推進を図ります

目標指標

□市資料館・図書館の利用を推進します

<目標指標>	■目標値■	
	令和5年度	令和7年度
小中学校の全学校で、市資料館・図書館の利用	小学校	100%
	中学校	100%

(現状値…豊後大野市教育委員会調べ)

(7) 学校環境の充実

(7) -1 ICT環境の充実

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 豊後大野市教育の情報化推進計画

現状と課題

○平成29年12月に、新学習指導要領の実施を見据え、文部科学省から「平成30年度以降におけるICT^{※1}環境の整備方針」が示されました。令和元年6月には、学校教育の情報化の更なる推進に向けた「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、教育の情報化の目的や基本理念、地方公共団体や学校設置者の責務等が示されました。

○さらに、同年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」では、国際的な教員指導環境の動向を踏まえ、“令和5年度までに、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現”をめざす、「GIGAスクール構想^{※2}」が示されました。「GIGAスクール構想」の実現に向けては、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境整備が急務とされ、1人1台コンピュータ及び大容量の通信ネットワークを一体的に整備することが地方公共団体に求められています。

○小学校では、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実すること、中学校では、これら情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが求められています。

○また、「教育の情報化」を円滑に推進するためには、情報基盤の整備のみならず、授業を担当する教員がその意義や内容を正しく理解するとともに、コンピュータ、電子黒板等の情報機器やインターネットを使いこなせることが重要です。実際に人材を育成する指導者についても情報化に対応した指導力が求められています。教員のコンピュータ活用能力の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

○「GIGAスクール構想」の実現に向けたICT環境整備(国の指針)

- ・児童生徒1人1台コンピュータの整備(令和2年度末までに小中全学年)
- ・高速大容量の通信ネットワークの整備(令和2年度末までに全ての小中高)
- ・ICT支援員の配置(令和4年度末までに4校に1人程度)

.....
(*1)ICT…P26参照

(*1)GIGAスクール構想…Global and Innovation Gateway for All を略したもので「全ての人にグローバルで革新的な入口を」という意味です。誰1人取り残すことなく、子ども達1人1人に個別最適化され創造性を育む教育ICT環境を実現する施策であることが明示されています。よりよい社会と、幸福な人生の創り手となるための力を育む学校教育の実現を目指す構想です。

今後の基本方針

【1】学校のICT環境の整備に努め、これを活用した情報教育の充実を図ります

GIGAスクール構想をはじめとした各種補助事業を有効活用し、学校のICT環境の整備・充実を図り、情報化社会に適切に対応していくことのできる児童生徒の情報活用能力を育成する情報教育の充実を図り、課題の発見と解決に向けた主体的かつ協働的な学びを充実するとともに、児童生徒の情報活用能力を育成するために、ICTを活用した教育を推進します。

~~【2】GIGAスクール構想をはじめとした各種補助事業を有効活用し、学校のICT環境の整備・充実を図り、情報化社会に適切に対応していくことのできる児童生徒の情報活用能力を育成する情報教育の充実を図り、課題の発見と解決に向けた主体的かつ協働的な学びを充実していきます。~~

①「1人1台端末」の活用によって充実する学習等の推進

- ア. 「調べ学習」「表現・制作」「オンライン学習」「情報モラル教育」への取組
- イ. 教科の学びをつなぎ、社会課題等の解決や一人一人の夢の実現に活かす活動の充実
- ウ. GONちゃん使用の日常化
- エ. 生成AIの効果的な活用

②「1人1台端末」の活用のための教職員研修の充実

【2】ICTを活用して、課題に応じた情報を収集、整理、分析、まとめ、表現するという一連の学習活動を通して、情報活用の実践力の育成に努めます

【3】プログラミング教育などを通して、論理的思考力や情報処理能力の育成に努めます

【4】情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面の注意、インターネットでのトラブル遭遇時の対応など情報モラル教育を推進します

【5】GIGAスクール構想を推進します

- ①学習者用GONちゃんを積極的に活用します。
- ②ICT支援員を活用し、教職員のGONちゃんを活用した授業づくりのための指導力向上（スキルアップ）を図ります。
- ③情報活用能力を育成する授業づくりや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を促し、情報を適切に処理する教職員研修を充実していきます。

目標指標

□学校のICT環境の整備に努め、それを活用した情報教育の充実を図ります

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
ICT機器を使って授業ができる教職員の割合	93%	100%	100%
高速大容量の通信ネットワークの整備	58%	100%	100%

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(7)－2 安全で快適な学校（幼稚園）施設・設備の充実

【主 管 課】	学校教育課（教育総務係）
【事 務 事 業】	小学校施設維持管理事業、小学校建設事業、中学校施設維持管理事業、中学校建設事業、幼稚園施設維持管理事業
【関係計画等】	豊後大野市教育施設長寿命化計画

現状と課題

○学校施設は、子どもが学習のため一日の大半を過ごす生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した学校教育活動を存分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全かつ安心なものとする必要があります。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な施設であり、生涯にわたる学習・文化・スポーツなどの活動の場としての活用や災害時の避難所としても重要な役割を担っているために防災機能の強化を図る必要もあり、さらに学校が社会全体で子どもの学びを支援する場となって地域振興にも貢献するコミュニティの拠点としての役割を果たすことも求められています。

本市の教育施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて整備されたものが多く、築年数が30年以上のものが4割以上を占めています。また、保有する教育施設は、本市の公共施設全体に占める割合が最も多く、全体の約3割を占めています。教育施設は、未来を担う子ども達が学習のために集い、一日の大半を過ごす生活の場であるとともに、地域住民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の場であることから、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい衛生的で安全・安心・快適なものである必要があります。しかしながら、学校施設の耐震化事業は完了したものの、教育施設をだれもが安全に活用できるものとするためには、老朽化に伴う危険箇所の改善や非構造部材の耐震化など、依然として多くの課題が残されています。さらに、近年の厳しい財政状況の中、教育施設が一斉に更新時期を迎つつあり、今後見込まれる膨大な老朽施設の更新需要に対して、いかに財政上の対応を図っていくかも重要な課題となっています。

このような現状から本市では、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に沿って平成31年3月に「豊後大野市教育施設長寿命化計画」を作成しました。

学校施設の現状には、

- ①築25年以上で改修を要する施設に、安全上と機能上の問題があること
- ②今後見込まれる膨大な老朽施設の更新需要
- ③国と地方の厳しい財政状況
- ④児童生徒数の減少
- ⑤小中一貫教育校の設置箇所の検討
- ⑥小中一貫教育校設置に伴う施設の改築や改修計画
- ⑦地域への説明

などがあります。よりよい教育環境の確保、効率的かつ効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減や予算の平準化のためにも、学校施設の長寿命化計画を策定して、計画的整備を図るとともに、今後の方針の共有による学校関係者と地域の理解の促進に努めることが必要です。

今後の基本方針

【1】小中一貫教育に合わせた学校施設の整備と長寿命化などを推進します

教育環境の向上を図るとともに、学校生活の安心安全を確保するために、学校施設の整備や長寿命化などを推進します。また、今後少子化が進む中、数年先の状況を踏まえ、小中一貫教育の環境を整備するとともに建物の長寿命化や省エネ化を計画的に実施します。併せて、改築・改修時には、非構造部材の耐震化を行います。また、遊具や附帯施設の点検も行って、その改善に努めます。なお、公立幼稚園の施設整備は、将来的な配置をまず検討した上で、その実施を検討します。

【2】学校(幼稚園)の快適な生活空間の確保と学習環境の改善に努めます

①照明設備の整備

小・中学校の校舎や屋内運動場、幼稚園の園舎への照明設備にLEDを導入します。今後水銀灯が生産停止になることから、財政状況を踏まえ屋内運動場から優先して計画的にLEDへ更新していきます。

【3】適切な維持管理に努め、学校(幼稚園)の教育環境を良好な状態に維持します

法令の定めによる環境衛生検査と施設設備の保安点検管理、清掃業務、警備業務などを行うとともに、施設設備の営繕を行い、学校(幼稚園)の教育環境を良好な状態に維持します。

目標指標

□小中一貫教育校の設置に伴う整備を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
小中一貫教育校設置に伴う整備校数(累計)	0校	2校	4校

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

□照明設備(LED)の整備を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
屋内運動場に照明設備(LED)を整備している学校数(累計)	小学校 11校中 2校	8校	11校
	中学校 7校中 0校	4校	7校

(現状値: 豊後大野市教育委員会長寿命化計画より)

(7) -3 教材教具の充実

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 特になし

現状と課題

○学校で使われる教材は、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要です。教材整備のための経費には、地方交付税による財源措置がなされていますが、その充実は不可欠です。学習指導要領の着実な実施を図り、知性(知)、人間性(徳)、体(健康・体力)のバランスの取れた良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するためにも、計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させる教育環境及び協働型・双方向型の授業革新や校務効率化等、教育環境の整備を図ることが必要です。

<各年度の教材費決算額>

校 種		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	総額 (11校)	2,685 千円	1,636 千円	1,364 千円	863 千円	2,335 千円
	1校当たり	244 千円	148 千円	124 千円	78 千円	212 千円
中学校	総額 (7校)	387 千円	1,659 千円	6,310 千円	6,310 千円	2,119 千円
	1校当たり	55 千円	237 千円	186 千円	901 千円	303 千円
計	総額 (18校)	3,072 千円	3,295 千円	7,674 千円	7,173 千円	4,454 千円
	1校当たり	171 千円	183 千円	426 千円	399 千円	247 千円

(豊後大野市教育委員会調べ)

○これからの未来を担う子どもには、経済社会のグローバル化、急速な科学技術の発展や情報化、超高齢化、環境問題やエネルギー問題といった複雑化する社会問題などに対応するために、社会や時代の変化を見据えた教育が求められています。

○令和元年12月に打ち出された「GIGAスクール構想」により、学校においてもタブレット端末やデジタルコンテンツなどのICT環境の整備が急速に進んでおり、多様な学習のための重要な手段として活用されるようになっています。このような中、タブレット端末等ICT機器を活用して、児童生徒に情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けさせることが重要です。

今後の基本方針

【1】計画的に教材の整備を行います

地方交付税を財源とした市の一般財源だけでなく、理科教育設備整備費等補助金(国庫事業)など各種補助金を有効活用して計画的な教材整備に努めます。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

今後も、学習指導要領の着実な実施を図り、知性(知)、人間性(徳)、体(健康・体力)のバランスの取れた良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保することを目的として、教材教具の整備に必要な予算確保に努めます。

(7) -4 専門スタッフ等の適正配置

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校教育振興事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

○発達障害を疑われる通常学級に在籍する子どもは、全体の6.5%（文科省2012年調査）で、15人に1人は発達障害を疑われる子どもが在籍しているという計算になります。

○発達障害による特性が理解してもらえない、適切な支援がなされなかつた場合、強い劣等感や反抗心などが生まれ、不登校・家庭内暴力・ひきこもり・自傷行為などの2次障害を引き起こすケースがあります。そのため、早期からの支援が必要となります。

○身体的虐待やネグレクト等による相談件数は、年々増加しています。豊後大野市においても児童相談所への相談があり、子どもたちを取り巻く状況は益々厳しい状況になっています。

○教職員は、多様化する児童生徒への指導に加え、プログラミング教育の導入、小学校での外国語の教科化、GIGAスクール構想など、大きく変化をしている教育内容に対応するために超過勤務が増加している状況です。

○このため、豊後大野市として、少人数指導での活用や少人数学級設置の補助、そして、特別な支援を必要とする子どもへの支援と教職員の超過勤務縮減のため、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)、市費負担臨時講師、学校司書、学校主事、学校図書主事、教育援助員、スクールサポートスタッフを配置しています。

今後の基本方針

【1】専門スタッフ等の適正配置を図ります

多様化する児童生徒の支援と教職員の超過勤務縮減のため、下記の専門スタッフ等を配置します。

- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)
- ・スクールカウンセラー(SC)
- ・市費負担臨時講師
- ・学校司書
- ・学校図書主事
- ・**外国語指導助手**
- ・学校主事
- ・スクールサポートスタッフ
- ・教育援助員等
- ・**登校支援員等**

【2】関係機関との連携を強めます

多様化する児童生徒への指導のため、専門スタッフ等の配置に加え、関係機関（子育て支援課・児童相談所・医師）との連携を強め、必要に応じて、関係機関と専門スタッフによるケース会議を開催し、児童生徒を支援していきます。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

(7) -5 幼稚園の規模・配置の適正化の推進

【主 管 課】	・規模（学級編成・通学区域等）に関すること…学校教育課（学校教育係） ・配置に関すること…教育総務課（教育総務係）
【事 務 事 業】	・学校教育課（学校教育係）…幼稚園一般管理事業 ・学校教育課（教育総務係）…教育委員会事務局事業
【関係計画等】	特になし

現状と課題

- 平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、本市では平成25年9月に「子ども・子育て会議※1」の設置条例を策定し、認定こども園制度の改善や幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や待機児童の解消に向けた取組を推進してきました。
- 教育委員会は、「豊後大野市立幼稚園の今後のあり方について」学校教育審議会に諮問し、幼稚園の方向性について議論を重ね、平成26年6月には、集団教育の環境づくりに配慮した募集停止要件の見直しを検討することなどの答申が出されました。
- 平成27年度には子ども・子育て支援新制度が本格施行となり、市内の私立幼稚園は幼保連携型の認定こども園に移行、私立保育所は0歳から5歳までを預かる形で現状を維持、また、市立幼稚園は新制度の幼稚園型として、5歳児を中心に市内6園で幼児教育の充実に努めています。
- 過疎化・少子化による幼児数の減少、共働き世帯の増加等の影響に加えて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まった影響により、市立幼稚園への通園率は、平成27年度に比べて令和2年度は半減しました。
- 令和元年5月には、改めて「豊後大野市立幼稚園の今後のあり方について」学校教育審議会に意見を求め、令和元年9月に1学級の適正人数を15人とすることなどの答申が出されました。

.....
 (※1)子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法(法77条第1項)の規定に基づき設置され、豊後大野市の子ども・子育て支援に関する施策について審議する機関のこと。

今後の基本方針

【1】市立幼稚園の1学級の適正人数を15人として、望ましい幼児教育を提供することを目的として、市立幼稚園の規模・配置の適正化を進めます

①市立幼稚園の規模・配置の適正化方針

市内公立幼稚園の園児数及び通園率の状況により、令和6年度から東幼稚園の1園とします。また、セーフティネットの役割を果たし、地域の子育てを担うために、3歳・4歳の一時預かりを実施します。

原則として、募集期間の終了時点において5人未満の出願者数となった場合は休園の対象とし、休園・廃園の決定にあたっては、各町の幼児教育施設の状況等、地域の実情を考慮して総合的に判断します。

令和7年度以降については、今後の規模・配置の適正化方針の適用状況や就学前児童数の見込セーフティネットの役割などに基づき、隨時検討していきます。

目標指標

- 数値などによる目標指標は、設定しません

(7) -6 学校施設の開放の推進

【主 管 課】	学校教育課（教育総務係）
【事 務 事 業】	小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業
【関係計画等】	特になし

現状と課題

○学校体育施設は地域の最も身近なスポーツ施設であることから、地域への一層の開放が求められています。また、いろいろな機能を持っている学校施設の有効活用を図る必要があります。

<学校施設の利用状況>

校種	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	利用件数	601件	536件	578件
	件数	344件	308件	364件
	金額	2,598,230円	2,890,880円	2,630,922円
	利用料収納額	527,410円	499,450円	420,950円
中学校	利用件数	483件	501件	459件
	件数	171件	203件	211件
	金額	918,440円	1,189,300円	1,117,480円
	利用料収納額	739,440円	678,140円	546,250円
計	利用件数	1,084件	1,037件	1,037件
	件数	515件	511件	575件
	金額	3,516,670円	4,080,180円	3,748,402円
	利用料収納額	1,266,850円	1,177,590円	967,200円

(豊後大野市教育委員会調べ)

今後の基本方針

【1】学校施設の地域への開放を推進します

①生涯スポーツの推進に寄与する学校体育施設の開放

身近なスポーツ施設である屋内運動場、グラウンドなどの学校体育施設の地域への開放を行います。

②コミュニティの拠点としての学校施設の開放

教職員や地域住民の専門的な知識を活かした講座開設のための学校施設開放など、コミュニティの拠点としての学校施設の開放を推進します。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

今後も引き続き、屋内運動場、グラウンドなどの学校体育施設を中心とした学校施設の開放を推進します。

(7) ー7 安心して学べる就学環境の充実

【主 管 課】	・就学援助に関する事…学校教育課（学校教育係）
	・遠距離通学に関する事…学校教育課（教育総務係）
【事 務 事 業】	就学援助事業、幼稚園一般管理事業、遠距離通学運営事業
【関係計画等】	特になし

現状と課題

○長引く経済の低迷により、子どもを持つ家庭の経済的負担が大きくなっています。今後も、子どもが成長する過程において、等しく勉学に励むことができる環境づくりを進めが必要であり、学校教育では、教育格差の解消に向け、家庭環境などにより就学が困難な児童生徒を対象とした支援が求められています。また、幼児教育においては、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策を主な目的として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施(本市では令和元年4月1日より実施)され、保護者の負担軽減が図られることとなりました。

○現在、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校給食法」、「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っています。

今後の基本方針

【1】就学援助費を支給します

①要保護児童生徒援助事業

豊後大野市立の小・中学校に在学する児童生徒の家庭のうち生活保護受給世帯に対して、教育扶助対象費用以外である修学旅行費と医療費(学校保健法で定める疾病)の援助を行います。(豊後大野市教育委員会調べ)

要保護児童生徒援助事業による援助者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	12人	6人	3人	4人	6人

②特別支援学級就学奨励費事業

豊後大野市立の小・中学校に在籍する児童生徒の家庭のうち特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、負担能力の程度に応じて特別支援学級への就学に必要な学用品・修学旅行費・給食費の援助を行います。

③就学援助事業

豊後大野市立の小・中学校に在学する児童生徒の家庭のうち生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に対して、市の基準により就学に係る経費の全部若しくは一部の援助を行います。

＜就学援助事業＞ ※医療費は、平成30年度から市の無償化政策により援助対象がなくなっています。(豊後大野市教育委員会調べ)

支給区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学用品費等	274人	260人	296人	268人	303人
学校給食費	274人	260人	296人	268人	303人
医療費	6人	15人	36人	—	—
クラブ活動費	78人	80人	90人	71人	80人

【2】遠距離通学の児童生徒を支援します。

①遠距離通学運営事業

遠距離通学児童生徒の通学手段の確保や遠距離通学による保護者負担の軽減を図る取組を行います。コミュニティバスとの混乗化を関係課と推進し、安心して学べる就学環境の整備と公共交通機関の確保に努めます。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

今後も引き続き、経済的理由により就学が困難な児童生徒の家庭に対して、就学のために必要な援助を行い、義務教育における均等な教育機会と円滑な就学を確保します。

4. 教職員がいきいきと働き続けられる環境を整備する

(1) 働き方改革プランの徹底

【主 管 課】 学校教育課（教育総務係・学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校一般管理事業、小学校教育振興事業、中学校一般管理事業、中学校教育振興事業

【関係計画等】 年度ごとの学校教育基本方針

現状と課題

○平成28年2月の県教委調査では、県内の義務教育に携わる教諭1人当たりの平均超過勤務時間は、1か月65時間と報告されています。豊後大野市の実態としては、小学校で65時間、中学校では74時間と報告されています。

○本市教育委員会は、平成30年度より、働き方改革プランを策定し、超過勤務の縮減に取り組んできました。令和元年度は、①月2回の定時退庁②「部活動ガイドライン」の完全実施③自宅にいる時間を10時間以上の3点に取り組み、月平均の超過勤務時間を32時間に縮減することができました。しかし、月平均で69人(27%)が45時間以上の超過勤務をしている実態があります。

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」(令和元年1月)の一部改正に伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針^{※1}」(令和2年1月)が策定され、令和2年4月から施行されました。

○この方針を受け、令和2年3月、豊後大野市教育委員会は「上限方針」を定め、1ヵ月の時間外在 校等時間を原則45時間以内としました。

○「上限方針」の策定に伴って、令和2年度は、「月の超過勤務時間を 45 時間以内とする」と変更、教職員の超過勤務縮減に取り組んでいます。しかし、令和2年度の実態として、45 時間以上の超過勤務は月平均で 55 人(21%)と依然として解決できていません。

.....
(※1)公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針……公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について 1 年単位の変形労働時間制(次ページの※2で注釈)を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関して策定及び公表することとされている指針のこと。
.....

今後の基本方針

【1】豊後大野市教育委員会は、具体的な働き方改革プランを策定し、超過勤務の縮減に取り組みます

①令和6年度から令和7年度までは、各学校の基本の取組を以下のとおりとします。

ア、定刻退庁を月3回以上とします。

II 学校教育の充実／4. 教職員がいきいきと働き続けられる環境を整備する

- イ、「部活動ガイドライン」を完全実施する。
- ウ、月の超過勤務時間を45時間以内とする。
- エ、毎月1回、校内で安全衛生委員会を開催します。
- ~~オ、令和6年度以降については、見直し時期に合わせ検討します。~~

②校長・所長会議で「働き方改革」について協議します。

各学校の実態を「校長・所長会議」で協議し、意識化することから超過勤務の縮減に取り組みます。特に、月45時間以上の超過勤務者をなくすための議論を深めます。

③GIGAスクール構想の推進に伴い、働き方改革と関連付けて取り組みます。

- ア、ICT機器の有効活用を積極的に進め、事務作業の効率化を積極的に行います。
- イ、GIGAスクール構想に沿った教育活動を積極的に展開します。
- ~~ウ、生成AIを取り入れた業務の効率化や教育効果の向上に寄与する取組を進めています。~~

【2】勤務時間の管理及び超過勤務削減のため、学校用グループウェアの利用を図るとともに、ソフト機能を活用した出退勤務管理の導入を検討します

【3】変形労働時間制※2の適用について、研究を進めます。なお、県下の情勢を注視し、その運用時期を隨時検討します

【4】指導方法の工夫改善等、働き方改革に繋がる取組を積極的に進めます

- ①小中一貫教育校を設置し、小中教職員の交流を基本にした教育活動を実施します。
- ②小学校における「教科担任制の導入」を積極的に進めます。
- ③中学校運動部活動について、社会教育との連携を強化し、外部指導者等の検討をします。

【5】教職員の心身の健康維持を図ります

- ①定期健康診断の受診率100%を促し、疾病の早期発見に取り組みます。
- ②ストレスチェックの100%実施を促し、ケースに応じた関係機関との相談体制を構築します。

(※2) 変形労働時間制…労働時間を月単位…年単位で調整することで、繁忙期等により勤務時間が増加しても時間外労働としての取扱いを不要とする労働時間制度のこと。

目標指標

□月45時間の超過勤務者を減少させます

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
月45時間以上の超過勤務者の割合	27%	25%	20%

(2) I C Tの活用等による業務改善

【主 管 課】 学校教育課（学校教育係）

【事 務 事 業】 教育振興事業、小学校一般管理事業、中学校一般管理事業

【関係計画等】 特になし

現状と課題

- 教職員一人ひとりが心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えるため、教職員の日常的な業務負担の軽減を目的として、平成30年10月に「校務支援システム」を導入しました。
- 校務支援システムの導入により、通知表や指導要録作成の時間が大幅に短縮したことで、子どもたちと向き合う時間が増えたことは一定の評価ができます。
- 業務改善により圧縮できた勤務時間を他の業務に充てることなどで総体的な勤務時間の削減に繋がっていない状況も見受けられることから、更なる勤務時間の削減に繋げる取組が求められています。

今後の基本方針

【1】校務支援システムの有効活用を図ります

- ①校務支援システムを有効活用し、勤務時間削減を進めます。
- ②校務支援システムの操作方法研修を実施します。

【2】学校用グループウェアの構築を図ります

- ①学校用グループウェアを早期に導入します。
- ②市教委と学校間の情報共有をスムーズに行い、業務作業の負担を軽減します。
- ③当分の間、勤務時間把握のため活用します。また、勤務時間の削減に繋げます。

目標指標

- 「4-（1）働き方改革プランの徹底」で提示するため設定しません

⑤. 高等学校を支援する

(1) 大分県立三重総合高等学校の支援

【主 管 課】 学校教育課（教育総務係）

【事 務 事 業】 教育委員会事務局事業

【関係計画等】 特になし

現状と課題

- 大分県立三重総合高等学校(以下「三重総合高校」と記載します)は、過疎化や少子化、他市の高等学校への進学などにより、平成20年度から定員割れが生じています。本市唯一の高等学校である三重総合高校を存続させるためには、生徒・教職員・地域が一体となって、市内外の中学生やその保護者にとって魅力ある学校づくりや地域に根ざした学校づくりを進めることができます。

<三重総合高校の生徒数>

年度	【全体】			普通科			生物環境科		
	生徒数	うち市内中学校出身者		生徒数	うち市内中学校出身者		生徒数	うち市内中学校出身者	
		人数	割合		人数	割合		人数	割合
平成25	534人	347人	65.0%	229人	174人	76.0%	112人	61人	54.5%
平成26	489人	336人	68.7%	225人	171人	76.0%	109人	69人	63.3%
平成27	442人	290人	65.6%	218人	157人	72.0%	112人	71人	63.4%
平成28	455人	294人	64.6%	225人	158人	70.2%	117人	76人	65.0%
平成29	446人	277人	62.1%	217人	154人	71.0%	117人	65人	55.6%
平成30	422人	279人	66.1%	214人	150人	70.1%	101人	60人	59.4%
令和1	422人	264人	62.6%	209人	135人	64.6%	102人	57人	55.9%
令和2	404人	240人	59.4%	203人	124人	61.1%	95人	51人	53.7%

年度	メディア科学科			キャリアビジネス科		
	生徒数	うち市内中学校出身者		生徒数	うち市内中学校出身者	
		人数	割合		人数	割合
平成25	117人	74人	63.2%	76人	38人	50.0%
平成26	119人	74人	62.2%	36人	22人	61.1%
平成27	112人	62人	55.4%			
平成28	113人	60人	53.1%			
平成29	112人	58人	51.8%			
平成30	107人	69人	64.8%			
令和1	111人	72人	64.9%			
令和2	106人	65人	61.3%			

(備考)キャリアビジネス科は、平成26年度で廃止となりました。

(三重総合高校提供資料)

- 三重総合高校の特色である普通科の取組をはじめ、将来の農業の担い手に繋がる生物環境科や社会人として必要な仕事力を身につけるメディア科学科の取組、部活動の取組などを、今まで以上に市民へ広く伝えることで地域に愛される学校づくりの一助になると考えています。
- 高等学校での勉学の意欲がありながら、経済的理由により就学が困難な生徒に対する支援をして、教育の機会均等に寄与することが求められています。

今後の基本方針

【1】三重総合高校が、次代を担う地域の子どもや家庭にとって魅力ある高等学校となるよう支援し、市内外中学校からの三重総合高校への進学者数の増加を目指します

- ・三重総合高校との連携を深めるとともに、その支援団体である「三重総合高校の明日を拓く会」を通して、三重総合高校の活動を支援します
- ・三重総合高校と市内外中学校や小学校との情報交換や交流を図り、互いの進学力を向上させるための連携を助長します
- ・三重総合高校の情報とその活動状況を本市の広報媒体を通して、広く提供します
- ・三重総合高校の学校行事やボランティア活動、生徒会活動などにおける本市や地域との交流活動を支援します
- ・豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱^{※1}の制度周知に努めます

奨学金の返還を支援することにより、安心して教育を受けることのできる環境をつくるとともに、本市への若者の移住定住及び地元就職の促進を図り、もって活力ある豊後大野市をめざすため、奨学金の返還金に対し、豊後大野市奨学金返還支援補助金を予算範囲内で交付することにより、地域の将来を担う高い志を持つ若者を育成するとともに、市内における充実した教育環境の整備を図ります。(令和2年4月から施行)

(※1)豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱…本市では、令和2年4月施行で、本市に住民登録があり居住している者で、対象となる奨学金を返還している満30歳以下の市民に対して、1年間20万円を上限として60月以内交付する制度を創設しています。

目標指標

□三重総合高校が、次代を担う地域の子どもや家庭にとって魅力ある高等学校となるよう支援し、市内外中学校からの三重総合高校への進学者数の増加を目指します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
三重総合高校生徒(全体)のうち市内中学校出身者の割合	62%	63%	65%

(現状値:三重総合高校提供資料)

1.若年層から高齢者まで、さまざまな年代への学びを提供する

(1) 市民一人ひとりが、生涯にわたって心豊かに学び穏やかに暮らせるよう、地域の特色を活かした社会教育の推進を図り、豊かな知性と教養を持ち健康で充実した生活ができる学びの推進

【主 管 課】 社会教育課（社会教育係・文化財係・図書館係・各公民館）

【事 務 事 業】 社会教育総務事業、公民館管理運営事業、資料館運営事業、図書館管理運営事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- グローバル化や技術革新の進展により社会経済や生活環境が変化するとともに、平均寿命の伸長により、人生100年時代を前提とした人生設計の必要性が生じている中、今後の社会教育においては、社会の変化に対応した学習ニーズに応えていく必要があります。
- 人口減少と人口構造の変化、地域コミュニティの衰退を受けて、今後、社会教育には、身近な地域において次代を担う子どもや若者も交えた多世代交流を通じた地域の絆づくりが求められます。
- 公民館の指定管理者制度導入については、令和3年度から指定管理者に移行し、地域住民の「つどい・まなび・むすぶ」場となるよう、継続性と専門性の向上に努めていく必要があります。
- 生涯学習を推進し、豊かな読書生活を送るために、図書館が関係機関等と連携を図りながら、様々な学習機会を提供し、読書を通じた人づくりを推進する必要があります。図書館利用の推進においては、市民の学習ニーズの多様化に伴い、一層の機能の向上を図るとともに、たくさんの本や情報と、出会い・ふれあい・学びあいができる滞在型の新しい図書館運営が必要です。
- 文化財や重要な歴史や伝説、地域で大切に守り伝えられてきた伝統文化・民俗芸能が数多く残っており、市民の共有財産として保存・継承するために、市民の地域の文化財・伝統文化に対する愛護意識の高揚を図り、広く社会全体で文化財を守るような啓発活動が大切です。
- 人権教育では、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことなどを踏まえたときに、部落差別問題を始めとする人権8課題に加えて新たな人権課題について、正しい理解と実践力を培う教育を強化する必要があります。

今後の基本方針

- 【1】社会の変化に対応した学習機会を提供します
- 【2】次代を担う子どもや若者も交えた多世代交流を通じた地域の絆づくりを促進します
- 【3】地域住民の「まなぶ・つどう・むすぶ」場として、特色ある公民館づくりを目指します
- 【4】出会い・ふれあい・学びあいができる滞在型の新しい図書館運営を行います
- 【5】地域の文化財・伝統文化に対する愛護意識の高揚を図ります
- 【6】部落差別問題を始めとする様々な人権課題の解決に向けた教育の充実を図ります

目標指標

- 基本施策3、「7つの柱で、多面的な社会教育を推進する」で提示するため設定しません

2. 学校・家庭・地域の連携・協働による「協育」ネットワークを構築する

(1) 社会教育と学校教育が連携しながら、生きがいのある豊かな人生を送るため、地域社会全体の教育力の向上を図り、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりの推進

【主管課】 社会教育課（社会教育係・文化財係・図書館係・各公民館）

【事務事業】 社会教育総務事業、公民館管理運営事業、資料館運営事業、図書館管理運営事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- 未来を担う子どもたちが健やかに育つためには学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。
- 子どもたちが身に付けるべき「生きる力」は、学校教育の中のみならず、子どもたちが異なる世代の人々や他の家庭等のさまざまな人々と交流し、地域社会等における体験をすることとあいまって育まれるものであり、地域全体で取り組む必要があります。
- 近年の核家族化や少子化などにより、保護者が地域の中で子育てを学ぶ機会が減少するなど環境が大きく変化している中、地域全体で家庭教育を支援することが必要となっています。
- 少子高齢化、人口減少、学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題に対し、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図り、幅広い地域住民の参画により地域全体で地域の未来を担う子どもたちを育成する必要があります。
- 子ども読書活動の充実を図るとともに、子どもの自主的な学習の支援、学校教育への支援や子育て支援など、学校や家庭における教育力の向上のため、読書を通じたさまざまな支援を図ることが求められています。
- 伝統文化・民俗芸能やジオパーク活動については、次代を担う児童生徒への学習活動支援を行い、未来に承継していくとともに「郷土愛の醸成」を図る必要があります。

今後の基本方針

【1】青少年の健全育成を推進するため、学校・家庭・地域・行政が協働して取り組みます

【2】子どもたちが身に付けるべき「生きる力」の育成を図ります

【3】「地域の子どもは、地域で育てる」環境づくりを促進します

【4】さまざまな体験・交流等を通して子どもの豊かな人間性を育む取組を強化します

【5】学校教育支援や子育て支援など読書を通じたさまざまな学習支援に取り組みます

【6】ジオパーク活動等を通した次世代を担う児童生徒の「郷土愛の醸成」を図ります

目標指標

□基本施策3、「7つの柱で、多面的な社会教育を推進する」で提示するため設定しません

3. 7つの柱で、多面的な社会教育を推進する

(1) 生涯学習の推進

(1) -1生涯学習推進のための組織・体制の充実

【主 管 課】	社会教育課（社会教育係・文化財係・図書館係・各公民館）
【事 務 事 業】	社会教育総務事業、公民館管理運営事業、資料館運営事業、図書館管理運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 地域では、少子高齢化など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての市民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性は更に高まっていくと考えられます。
- さまざまな環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図る必要があります。その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、小中学校や高等学校と社会教育施設の連携が重要です。
生涯学習を総合的かつ効果的に推進するためには、生涯学習施策の推進に重要な役割を担っている社会教育委員※1の資質向上を図るとともに、指定管理者及び社会教育関係職員の資質向上も図っていく必要があります。
- 地域における生涯学習活動を推進するためには、地域活動を支えている社会教育関係団体※2の育成や、その活動の奨励と支援に努めるとともに、連携を取っていくことが必要です。

社会教育委員の会議開催回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	2回	2回	3回	3回	2回

(豊後大野市教育委員会調べ)

社会教育委員の研修への参加回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	3回	5回	6回	8回	8回

(豊後大野市教育委員会調べ)

生涯学習…人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会で行う学習のこと。

社会教育…学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む)のこと。

(※1)社会教育委員…社会教育に関する諸計画の立案・調査研究を行うことや社会教育に関して教育委員会に意見を述べたり、助言をする役割を果たしています(社会教育法第15条、第17条第1項)。学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う人へ委嘱しており、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政へ反映させていくことが期待されています。

(※2)社会教育関係団体…法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいい、文部科学大臣及び教育委員会が、社会教育関係団体の求めに応じて専門的・技術的指導または助言を与え、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行うことができるものとされています(社会教育法第10条、第11条)。

今後の基本方針

【1】社会教育委員の資質向上を図ります

社会教育委員として、専門性を高めるために、各種研修等へ積極的に参加して、資質向上を図り、先進事例の情報収集、現況把握に努めます。また、学校、家庭、地域が抱える課題や市民のニーズの把握に努め、教育委員会の諮問に対し、様々な課題に関する企画・立案などに努めます。

【2】社会教育主事を始めとする社会教育関係職員の資質向上を図ります

市民に必要な学習機会を提供するため、地域課題等の調査分析能力や地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが必要とされ、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図るよう努めます。

【3】地域の学習活動の中核的な役割を担う人材の養成と確保を図ります

地域における学習活動の支援や地域全体の教育力の向上を図るために、社会教育に関わる職員の専門性の向上のみならず、地域の学習活動の中核的な役割を担う人材の養成と確保に努めます。

【4】社会教育関係団体の育成とその活動を支援するとともに、連携を深めます

地域に根ざした活動をしている青少年団体、女性団体、PTA活動団体などの社会教育関係団体の育成に努めます。また、その活動を支援するとともに、連携を深めます。

目標指標

□生涯学習施策を総合的かつ効果的に推進するための組織体制の充実を図ります

社会教育委員の活性化

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
社会教育委員の会議開催回数	2回	4回	4回
社会教育委員の研修への参加回数	8回	8回	8回

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

(1) -2 社会教育施設の連携と学習情報の提供

【主 管 課】	社会教育課（社会教育係・文化財係・図書館係・各公民館）
【事 務 事 業】	社会教育総務事業、公民館管理運営事業、資料館運営事業、図書館管理運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 経済の発展に加え、科学技術の高度化、情報化、少子高齢化等の進行を背景として、人々は物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれの自己実現を図ることを求めています。人々は自己の実現・啓発や生活の向上などのため、多様な学習の機会を求めており、市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。
- 市民が生涯にわたって多種多様な学習活動ができるよう、社会教育施設である公民館・図書館・資料館のサービスの向上を図るとともに、その機能の充実を図ることが必要です。
- 市民の学習ニーズに応えるとともに、学習活動への参加促進を図るためにには、市民へ講師や講座、教室、サークルなどの生涯学習に関する情報を提供することが不可欠です。また、参加者層にも偏りがあることから、幅広い層に対する生涯学習活動への参加を促進する必要があります。

<本市の社会教育施設(令和3年4月1日現在)>

施設種別	施設名	施設数
公 民 館	豊後大野市中央公民館	1施設
	豊後大野市各町公民館	6施設
図 書 館	豊後大野市図書館	1施設
資 料 館	豊後大野市資料館	1施設

今後の基本方針

【1】 様々なニーズに対応した学習情報の提供に努めます

さまざまな主体により提供される学習機会を把握し、市民の興味・関心を呼び起こすための啓発活動に取り組むことにより、市民の学習需要に応えられよう努めています。

【2】 社会教育施設の連携と相互の機能充実を図ります

市民一人ひとりの学習活動の支援と地域全体の教育力の向上を図るために、公民館、図書館、資料館等の社会教育施設が地域の社会教育の拠点として連携し、相互の機能充実を図ります。

【3】 市民へ生涯学習に関するさまざまな学習情報を提供します

本市の広報媒体や自治会回覧文書などを通して、市民へ社会教育施設における行事や事業をはじめ、大分県内の生涯学習関係情報の提供を行うことにより学習機会の周知に努め、幅広い層からの参加を促進します。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

(2) 次代を担う青少年の健全育成

(2) -1 学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年の健全育成

【主 管 課】 社会教育課（社会教育係）

【事 務 事 業】 青少年健全育成事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- 情報化社会の進展により、青少年を取り巻く生活環境は大きく変化しており、インターネットを通じた有害情報の氾濫による犯罪被害やネット依存の問題など青少年の人格形成や生活習慣等に影響を及ぼすさまざまな問題も生じています。また、家庭環境の変化や地域の連帯感の欠如、人間関係の希薄化など青少年を取り巻く状況の変化などにより、いじめによる自殺や子どもの虐待、殺害など青少年に関わる深刻な事件も多発しています。そのような事態を皆滅させるためには、学校・家庭・地域・行政が協働して青少年を見守り支え、今後の社会の変化を生き抜いていくための力、すなわち「生きる力」を醸成する取組が必要です。中でも、地域や家庭における青少年の育成活動に関する情報を共有する青少年健全育成市民会議の充実や社会教育と学校教育が連携を取っていくことが重要です。

<主な実施事業>

□次代を担う豊後大野っ子を育てる市民のつどい(年1回開催)

おおいた教育の日(11月1日)関連行事で、青少年健全育成の推進を目的として豊後大野市青少年健全育成市民会議の主催で開催しています。

□成人式(年1回開催)

企画や運営に関しては、新成人の中から実行委員を募集して実行委員会形式で実施していますが、令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

今後の基本方針

【1】学校・家庭・地域・行政が協働して青少年の健全育成に取り組みます

次代を担う青少年が、健やかな体と豊かな心を育み、社会の責任ある一員として成長できるよう、青少年にさまざまな体験活動の機会を提供します。そのためには、地域での異年齢交流や異世代交流の機会を提供し、青少年がこれらの活動を通じて地域社会へ参画・貢献する意欲を高めるよう、教育関係者だけではなく、家庭・学校・地域そして行政や企業・団体の全ての大人がこれらを自らの課題として受け止め、支援する体制を整えます。

【2】青少年健全育成市民会議の充実を図ります

次代を担う青少年を、たくましく、心豊かに成長させるために、学校・家庭・地域・行政が一体となって青少年健全育成活動の充実を図ります。中でも、青少年健全育成市民会議の充実を図るとともに、社会教育と学校教育が相互に連携をとった取組を推進します。

【3】「二十歳を祝う会」を行います

令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、令和5年より「二十歳を祝う会」として実行委員会形式で実施します。

目標指標

□学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年健全育成に取り組みます

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
「次代を担う豊後大野っ子を育てる市民のつどい」の開催回数	年1回	年1回	年1回

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(2) -2 「生きる力」の育成と「自己肯定感」の醸成

【主 管 課】	社会教育課（社会教育係）
【事 務 事 業】	青少年健全育成事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 子どもたちが身に付けるべき「生きる力」、すなわち、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自らの課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力などの力」は、学校教育の中のみならず、子どもたちが異なる世代の人々や他の家庭等のさまざまな人々と交流し、地域社会等における体験をすることとあいまって育まれるものです。そのような環境づくりは、学校や各家庭のみならず地域全体で取り組む必要があります。
- 社会教育活動の中の一つである青少年教育では、さまざまな体験学習を通して、社会の変化に適応できる感性や社会性などの「生きる力」を育成することが求められています。

＜主な実施事業＞

□中学校国際交流事業

市内の中学校2年生～3年生を海外(韓国/プサン広域市機長郡長安中学校)へ派遣し、現地でのホームステイによる文化交流を通して、異文化への興味や関心を高めるとともに、国際感覚の豊かな人材を育成することを目的として実施しています。

中学校国際交流事業 への参加者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	(事業中止)	18人	(事業中止)	27人	15人

(豊後大野市教育委員会調べ)

今後の基本方針

【1】子どもたちが身に付けるべき「生きる力」を育成します

子どもの学校教育外の学習のあり方についても、子どもたちが「生きる力」を身に付ける上で、より効果的・効率的な社会教育のプログラムとそのあり方、さまざまな発達課題を習得させる上で適切な時期や実施方法、そのための体制の構築を図ります。

【2】さまざまな体験活動を通して青少年の自己肯定感を育みます

青少年の体験学習やボランティア活動、文化・芸能活動、国際交流、異文化との交流活動などさまざまな体験活動を通して、青少年の自己肯定感を育みます。

目標指標

□さまざまな体験活動を通して、「生きる力」の育成と「自己肯定感の醸成」を図ります

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
中学校国際交流事業への参加者数	15人	20人	20人
ジオ・ジュニアリーダークラブ	16人	20人	20人
国際キャンプ	6人	10人	10人
大分都市広域圏小中学生交流事業	15人	20人	20人

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(2) -3 家庭の教育力と地域の協育力^(※2)向上

【主 管 課】 社会教育課（社会教育係）

【事 務 事 業】 青少年健全育成事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- 家庭は、子どもの健やかな育ちのための基盤であり、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。家庭教育は、教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、規範意識、協調性などの社会的なマナーを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 近年の核家族化や少子化などにより、親が地域の中で子育てを学ぶ機会が減少しており、また、地域の中での人の繋がりが希薄化するなど家庭教育を支える環境が大きく変化しているため、社会全体で家庭教育を支援することが求められています。さらに、児童虐待の増加やひとり親家庭の増加、子育て家庭の孤立など家庭が抱える課題も複雑化かつ多様化しており、きめ細かな家庭教育への支援を積極的に進めることが重要になっています。
- 「地域の子どもは、地域で育てる」の理念の下、学校・家庭・行政の取組だけでなく、地域も子育ての役割と責任を担っていくことが必要です。
- 子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるような環境を整備することが必要です。

<主な実施事業>

□放課後子ども教室事業

小学校区で放課後の子どもの安全かつ安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流活動などを実施する事業です。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
放課後 開 催	開催回数 (延べ数)	延97回	延414回	延428回	延426回	延400回
	対象小学校数 (全小学校数 11校)	1校	11校	11校	11校	11校
	参加人数 (延べ数)	延1,507人	延11,123人	延12,384人	延12,693人	延11,823人

(備考)土曜日の開催は、実施していません。

□子ども文化・芸能事業(豊後大野市ふるさとまつりと併せて開催)

市内の文化や郷土芸能の承継に取り組む青少年団体に、発表する機会を提供する行事です。

□「豊後大野っ子」読書活動推進計画(平成30年度～令和4年度)

子どもの発達段階に応じた本との関わり方を周りの大人が十分考慮した上で働きかけを行い、多くの本や人とのふれあいの中で読書の楽しさについて気付かせ、子どもの自主的な読書活動を推進し、生涯にわたる読書活動に繋げます。

今後の基本方針

【1】家庭の教育力向上に努めます

①地域やPTAと連携を取って、家庭の教育力向上に努めます。

②家庭へ家庭教育に関する情報を広く提供します。

③「家庭の日^{※1}」の普及と啓発を図ります。

【2】家庭教育支援体制を整備します

関係団体や関係機関との連携を深めるとともに、地域において、親が家庭教育に関する学習や相談ができるなど、家庭教育を支援する体制を整備します。

【3】「学校と地域」の一体的な取り組みを図ります

コミュニティ・スクールの仕組みと地域学校協働活動の様々な取り組みをマッチングさせることで、それぞれが持つ役割が十分に機能し、相乗効果を發揮して「郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学びあい、次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり」をすすめます。

①地域学校協働本部

学校を核とした地域づくりを目指し、青少年に郷土の文化と伝統を守る意識の醸成を図るために、地域との関わりを持てる場を積極的に提供します。そのために、青少年健全育成市民会議を核とした、子どもの見守りや地域に関わり続けていける人材やまちづくりの核となる人材を育成して、実践の場作りを推進します。

②地域学校協働活動

学校、家庭、地域で課題と目標の共有や相互連携を図るため、地域学校協働活動推進員の配置及び「協育」コーディネーター^{※2}を配置して、地域全体で子どもを育む協育の推進を図ります。

(※1)家庭の日…大分県では、家庭の果たす役割の理解を深めるために毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

(※2)「協育」コーディネーター…多様で変化の激しい社会の中で、放課後と休日を含む学校外活動を始めとした青少年教育、家庭教育の充実が求められており、その内容も、従前の専門講師による学習活動だけでなく、地域全体であらゆる面からの人材を育てる取組が求められています。本市では、教育における子育て施策として、学校教育と社会教育が連携を取って取組を進めています。学校教育では、小学校・中学校区単位に、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置して学校活動支援を進めています。社会教育では、小学校区単位に、支援体制づくりを行うための人や家庭、地域、団体、企業などをつなぐ地域の人材を「協育」コーディネーターとして配置して、その取組を進めています。「協育」コーディネーターは、子どものさまざまな活動や家庭教育支援に関する活動をコーディネートするとともに、地域の協力者などを活用していくための調整などを行います。具体的には、保護者などに対する参加の呼びかけ、学校や関係機関、団体などとの連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画、その他学校と地域が連携を取って取り組む多様な活動の提案を行います。また、放課後児童クラブとの連携にも配慮しています。

目標指標

□家庭の教育力と地域の協育力向上を図ります

「協育」ネットワークの構築

<目標指標>			現状値 (令和元年度)	■目標値■	
				令和5年度	令和7年度
小学生チャレンジ教室の開催 (対象:小学校11校)	放課後開催	開催回数(延べ数)	延400回	延440回	延440回
		対象小学校数	全校(11校)	全校(11校)	全校(11校)
		参加人数(延べ数)	延11,823人	延12,000人	延12,000人
	土曜日開催	開催回数(延べ数)	延55回	延55回	延55回
		全校(11校)	全校(11校)	全校(11校)	全校(11校)
		延1,000人	延825人	延1,000人	延1,000人
子ども文化芸能大会の開催回数			年1回	年1回	年1回

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(3) 特色ある公民館づくり

(3) -1 誰もが気軽に「まなぶ」活動ができる環境づくり

【主 管 課】	社会教育課（各公民館）
【事 務 事 業】	社会教育総務事業、公民館管理運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 本市には、中央公民館を始め7つの公立公民館(以下「公民館」と記載します。)があります。令和3年4月から、指定管理者制度を導入し、多様化する地域のニーズに、より効果的・効率的に対応した、地域に根差した公民館として、継続性と専門性を持った体制を構築すること必要です。
- 公民館は、生涯学習の実施主体として青少年教育、家庭教育、女性教育、高齢者教育、人権教育、視聴覚教育のほか教室や講座の開設、自主運営クラブ活動に取り組むとともに、市民の生涯学習活動の拠点として活用されています。
- 公民館は、誰もが気軽にさまざまな「まなぶ」活動ができるような環境整備に努めなければなりません。それぞれの年代に応じた生涯学習ニーズを把握し、そのニーズに応じた教室や講座を開設するなど、その取組の充実を図る必要があります。
- 公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について協議し推進する機関として公民館運営審議会^{※1}を置き、公民館活動の活性化を図る必要があります。

<公民館教室・講座数と自主運営クラブ数(各年度4月1日現在)>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公民館教室・講座数	54	40	51	63	68
公民館自主運営クラブ数	181	190	189	184	184
計	235	230	240	247	252

(令和元年度数値の公民館別内訳)

区分	令和元年度	公民館別内訳						
		中央	清川	緒方	朝地	大野	千歳	犬飼
公民館教室・講座数	68	12	6	10	7	8	13	12
公民館自主運営クラブ数	184	64	16	21	32	30	5	16
計	252	76	22	31	39	38	18	28

(農後大野市教育委員会調べ)

(※1)公民館運営審議会…公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について調査審議する機関(社会教育法第29条)です。

今後の基本方針

【1】社会教育施設との連携を図ります

公民館を市民の生涯学習拠点として、利用しやすい貸館としての運用に努めるとともに、本市の社会教育施設である図書館や資料館と連携を取りながら、その機能の充実を図ります。

【2】公民館運営審議会と各公民館長との連携を強化します

各公民館の館長は、各地域の生涯学習ニーズを収集・把握して、各種事業の実施に関する企画・立案を行い、公民館運営審議会の意見を聞き、誰もが気軽に、さまざまな「まなび」ができる環境を創出します。

【3】公民館教室や講座の開設と継続に努めます

市民の生涯学習ニーズに対応し、かつ地域の特色を生かした教室や講座の開設及び関係各課と連携して健康教室や食育に関する講座の充実に努めます。また、現在行われている教室や講座は、今後も継続していくような環境づくりに努めます。

【4】公民館職員の積極的な研修参加による資質の向上を図ります

公民館が、地域の特色を生かした事業を展開できるよう、公民館職員を積極的に研修会へ参加させ、専門性の向上を図ります。

目標指標

□地域に密着した公民館づくりに努めます

公民館教室や講座の開設と継続

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
公民館教室・講座数（各年度4月1日現在）	68	70	70
公民館自主運営クラブ数（各年度4月1日現在）	184	190	190
計	252	260	260

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

(3) -2 市民に開放された「つどう」施設の提供

【主 管 課】	社会教育課（各公民館）
【事 務 事 業】	社会教育総務事業、公民館管理運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 個人でも、集団でも、公民館に「つどう」を通じて自由にその施設・設備を利用し、事業に参加できるよう市民に開放されている施設であることが求められています。
- 公民館での生涯学習活動を推進するためには、その指導者を確保することが重要です。そのためには、さまざまな分野の指導者に関する情報を収集し、その情報を市民へ提供することに努めるとともに、公民館での生涯学習活動を通して、地域人材の養成と育成を図る必要があります。
- 公民館は、地域のニーズを把握して、主導的に学習機会を提供し、自ら提供することができる地域の学習拠点であり、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進する必要があります。また、学習活動の成果が個だけに留まることなく、地域に還元されることが重要です。

学習活動の成果の発表機会	令和元年度	公民館別内訳						
		中央	清川	緒方	朝地	大野	千歳	犬飼
		7回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(豊後大野市教育委員会調べ)

今後の基本方針

【1】市民へ公民館に関する情報を広く提供します

市民へ公民館の教室や講座、自主運営クラブに関する情報を広く提供し、教室や講座、自主運営クラブの受講者募集を行います。

【2】幅広い層に対して公民館での生涯学習活動への参加を促進します

公民館行事や公民館での生涯学習活動の様子を、本市の広報媒体を通して、市民へ広く提供し、幅広い層に対して公民館での生涯学習活動への参加を促進します。

【3】学習内容の充実を図ります

市内外の社会教育施設や関係機関、関係団体と連携を取りながら、さまざまな課題に対応した学習内容の充実を図ります。

【4】学習活動の成果を発表する機会の拡充と地域への還元を行います

公民館ごとの生涯学習まつり、または各公民館の連携による発表会など学習活動の成果を発表する機会の拡充に努めます。また、公民館での生涯学習活動で習得した技能や知識を自治公民館や地域での生涯学習活動を始めとする活動に活かすなど、地域へ還元するための方策を講じます。

目標指標

- 学習内容の充実を図り、学習活動の成果を発表する機会を拡充し地域への還元に努めます
学習活動の成果を発表する機会の拡充と地域への還元

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
学習活動の成果の発表機会	7回	7回	7回

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

(3) -3 人と人との「むすぶ」地域の教育・文化の振興

【主 管 課】	社会教育課（各公民館）
【事 務 事 業】	社会教育総務事業、公民館管理運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 多様化している市民の生涯学習ニーズに対応するためには、まず市民が公民館を利用し、生涯学習活動を行うことを促進することが必要です。そのためには、指定管理者による専門性と継続性を確保し、地域と連携を図っていくことが大切です。また、現在、公民館で生涯学習活動を行っているのは高齢者層が多く、青年層または中年層の参加が少ないと特定の人がいくつもの教室や講座で学習しているという参加者の偏りがあるため、幅広い層に対して公民館での生涯学習活動への参加を促進する必要があります。
- 公民館単独では市民の日常生活の中から生ずる課題を解決することはできません。公民館の役割の一つである「むすぶ」機能を發揮し、課題を効率的に解決することが求められます。
- 最も身近な地域コミュニティの拠点施設である自治公民館で、活発な生涯学習活動が展開されるためには、その活動や環境整備に対する支援を行う必要があります。
- 安心・安全な地域づくりの拠点として大規模災害に対応した避難所機能の確保を図る必要があります。

今後の基本方針

【1】生涯学習活動の指導者に関する情報の提供と地域人材の育成を図ります

公民館だよりや市報、ケーブルテレビ、ホームページ等を活用して、教室や講座、自主運営クラブに関する情報提供と学習活動の周知を行うとともに、各公民館クラブの中で、指導者として登録可能な人材を確保します。

【2】社会教育施設等を活用した多様な学習の場を充実します

市民の日常生活から生じる課題を効率的に解決するため、公民館単独では解決できない課題を図書館、資料館等の社会教育施設の機能を結び、総合的に解決する体制を確保します。

【3】自治公民館の生涯学習活動や環境整備の支援を行います

自治公民館を地域住民が集い、学ぶ拠点として活用するとともに、そこでの生涯学習活動を促進するために、公民館の教室や講座、自主運営クラブとの連携や指導者あるいは地域人材の紹介を行うなど自治公民館の生涯学習活動に対する支援を行います。また、自治公民館の新築や改修などの環境整備に対して補助を行います。

＜自治公民館の新築や改修への補助件数＞

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新築	1件	一件	一件	一件	2件
改修	4件	5件	3件	6件	7件
計	5件	5件	3件	6件	9件

(豊後大野市教育委員会調べ)

【4】大規模災害に対応した避難所機能を確保します

大規模な災害に備えた安心・安全な地域づくりのためには、公民館と行政、消防、警察等が連携して、市民一人ひとりの「自助」、地域における「共助」の意識の醸成を踏まえた防災教育の充実を図るとともに、災害時の避難所としての機能を確保していきます。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

(4) 図書館利用の推進 ～ふれあい。学びの杜^{※1}～

(4) -1 市民のニーズに応じた情報・資料の収集及び提供

【主 管 課】	社会教育課（図書館係）
【事 務 事 業】	図書館管理運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 旧図書館は、壁のひび割れや躯体の老朽化が進み、貸出し・返却のメインカウンターが手狭なこと、授乳室や男女共用の育児室がないなど、市民のニーズに十分に応えられる図書館とは言い難い施設となっていました。
- 平成28年4月を初年度とする「第2次豊後大野市総合計画」では、教育分野における政策目標を「豊かな心と学ぶ意欲を育むまち」として生涯学習の推進について謳っています。具体的な施策の展開としては“図書館を整備すること”を掲げ、幼児から高齢者に至るまで親しみやすく利用しやすい施設として、地域情報や学習スペースの提供といった様々な図書館機能の整備と充実を推進するため、新図書館の建設を行いました。
- 入りやすく、くつろぎやすいなど“滞在型図書館”を目指すため、ハード面での整備はもちろん、サービスや情報について丁寧に分かりやすく、積極的に発信するなど、ソフト面での充実を図っていくことが求められています。

<市図書館の来館者数・蔵書冊数・個人貸出冊数>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
来館者数 (延べ数)	35,971名	35,488名	34,562名	35,108名	36,246名
個人貸出冊数 (延べ数)	103,374冊	110,185冊	110,436冊	110,996冊	102,343冊
(市民1人当たり)	2.73冊	2.96冊	3.02冊	3.10冊	2.91冊
蔵書冊数 (実数)	71,288冊	72,282冊	72,611冊	72,028冊	72,392冊

(豊後大野市教育委員会調べ)

- 新図書館の利用促進とあわせて、図書館施設の補完的機能を担う移動図書館^{※2}での小学校や幼稚園、保育園、認定こども園への巡回運行が求められています。

(※1)ふれあい。学びの杜…豊後大野市図書館・豊後大野市資料館の公募により決定した愛称のこと。

(※2)移動図書館…遠隔地への図書館サービスの一つです。本市では、移動図書館車に約3,000冊の本を搭載し、巡回貸出サービスを行います。

今後の基本方針

【1】利用者及び市民のニーズに応じた情報や資料を収集し、蔵書の充実を図ります

- ①調査研究、課題解決を含む様々な目的で利用される専門書等の収集をおこない、資料や情報の提供に努めます。
- ②大分県立図書館や大分県内の公立図書館との相互貸借^{※1}、学校や幼稚園、保育園、認定こども園、公民館、児童館、福祉施設などの各種機関への団体貸出文庫^{※2}を行います。
- ③資料保存にあたっては、地域特性や市民ニーズ、時代の推移に十分配慮し、必要な資料の保存に努めていきます。
- ④図書館へ来館することが困難な方に対する読書支援として、移動図書館に替わり、館外配達業務を行います。これまで移動図書館を利用していた市内の幼稚園、保育園、認定こども園に新たに公民館図書室を加え、月に一度、1回につき50冊から150冊程度を配達します。それらの図書を定期的に入れ替え、身近なところで常に図書館の図書が提供できるよう努めます。

⑤大分都市圏の各公共図書館を圏域内の住民が相互利用することにより、圏域の図書館サービスの拡充及び生活関連機能サービスの向上を図ります。

(※1)相互貸借…図書館間で本の貸し借りをすることをいいます。それによって図書館が利用者の求める本を所蔵していない場合でも、他の図書館から借りて利用者に提供します。

(※2)団体貸出文庫…図書館が、地域の公共施設や各種団体にまとまった冊数の図書を一定期間預け、そこから借りることができますようにするものです。

目標指標

□新しい情報や資料を提供する拠点としての図書館サービスの充実を図ります

<目標指標>		現状値 (令和元年度)	■目標値■	
			令和5年度	令和7年度
市図書館の来館者数・貸出冊数・市民1人当たり貸出冊数	来館者数（延べ数）	36,246人	40,000人	50,000人
	貸出冊数	102,343冊	140,000冊	175,000冊
	市民1人当たり貸出冊数	2.91冊	4.00冊	5.00冊
市図書館の蔵書冊数		72,392冊	90,000冊	100,000冊

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

(4) -2 世代を超えた交流や情報拠点としての事業の推進

【主 管 課】 社会教育課（図書館係）

【事 務 事 業】 図書館管理運営事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

○過疎化、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、家庭機能の低下や親子関係、地域関係の希薄化など、特に人間関係にまつわる問題が顕著に現れてきています。

○子どもから大人、高齢者に至るまであらゆる世代がさまざまな学習や活動を通して、世代間や地域の関わりが生まれ、地域コミュニティの再生につながる生涯学習の推進が求められています。

今後の基本方針

【1】世代を超えた交流や情報拠点としての事業を推進します

①各高齢者の世代に応じた資料を提供するとともに、関連事業を通して相互に交流できる機会を設けます。

②教科書に載っていない、郷土の歴史や文化を子どもたちが学び、その知識を次世代に継承するように努めます。

【2】集い・学ぶ場を提供します

①図書館が情報の収集及び発信の拠点として、様々な市民が集い・学び・情報を交換できる場となるよう努めます。

②広大な市域を有する本市において、交通手段に不便をきたしている市民に対して、各公民館図書室に団体貸出をすることで、図書館に足を運ばなくても資料を利用できるよう施策を講じるなどして、市民が図書館を利用出来るような環境づくりに努めます。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

(4) -3 さまざまな学習機会の提供と読書を通じた人づくりの推進

【主管課】 社会教育課（図書館係）

【事務事業】 図書館管理運営事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- 高齢化の進行、余暇の増大、所得水準の向上など社会の成熟化に伴い、市民が心の豊かさや生きがいを追求する方向へ進んでおり、スポーツや文化芸術活動など生涯を通じて学習することを求める時代を迎えています。
- 教育基本法第3条に、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とあり、その理念を体現する手段の一つとして図書館があります。

今後の基本方針

【1】図書館と人を結び付けることにより、学習機会の提供を推進します

- ①シニア（高齢者）世代…セカンドライフを楽しむための趣味や学びの情報を、図書、雑誌、から入手し、充実した時間を過ごすことができる場所の提供を行います。
- ②子育て世代…図書館で日常的に読書に親しめる環境の整備を推進します。
休日には子育て世代が子どもと一緒に来館し、子どもが読みたい本に出会うとともに、子育てに必要な様々な資料、情報に触れることができます。また、乳幼児期から絵本と親しむことで、豊かな情緒を育み、親子のコミュニケーションがより深まるよう、読書支援サービスを展開します。
- ③小中学生…学校図書館との連携を図り、資料・情報提供を通じて子どもの読書や学習を支援します。
児童・生徒が本と出会う場所と機会を多く設けている学校と、多様な資料を所蔵し生涯にわたり読書活動の拠点となる図書館が連携し、**館外配送事業**や団体貸出、図書館見学会を通して、子どもが本を楽しみ読書する力を身に付け、個性豊かで健やかに成長し、人生をより豊かに生きることができるよう児童・生徒の読書活動の推進及び生涯にわたる読書活動を支援します。
- ④高校生・大学生…図書館内に用途別のスペースを確保します。
図書館には自学ができる学習室（サイレントルーム）や、ティーンズコーナー等には将来のキャリアデザイン^{※1}に役立つ情報提供のスペースを設けるなど、図書館を「キャリア情報センター」として活用できるよう努めます。
- ⑤図書館の利用の促進を図るため、幼児から高齢者に至るまでを対象とした読書行事を開催し、読書意識の向上を図ります。
- ⑥図書館の開館をきっかけに、これまで図書館を利用する機会がなかった人も気軽に訪れることが出来るような各種ワークショップを開催していきます。
- ⑦図書館と資料館が連携しそれぞれの特性を生かして市民の生涯教育の支援を行います。

【2】新しい図書館の仕組みを大いに活用し、読書を通じた人づくりを推進します

- ①セルフ貸出機^{※2}、自動返却機利用促進により、利用者自身が貸出・返却を行うことによりプライバシーの保護に取り組みます。
- ②自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記録することができる図書館通帳の導入による図書館利用の促進と、子どもから大人まで読書意欲の向上を図ります。

(※1)キャリアデザイン…「どんな仕事をしたいか」「どのような働き方や家庭生活を送りたいか」といった人生の理想を描きその実現に向けた計画を設計すること。

(※2)セルフ貸出機…利用者自身が貸出処理を行うことができる機器のこと。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

(4) -4 市民の「知る」を支援するレファレンス^{※1}サービスの充実

【主 管 課】 社会教育課（図書館係）

【事 務 事 業】 図書館管理運営事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

○公費によって維持され、住民がだれでも無料で利用できる公立図書館は、市民の「知る」を支援する施設としてなくてはならないサービス提供機関であり、「公立図書館の任務と目標」の中において、自治体はその図書館サービスの充実に努めなければならないとされています。

○特にレファレンスサービスは、住民の知る自由を保障することにつながり、公立図書館の重要な責務の一つであると言え、今後さらに情報収集・提供能力を活用した市民へのサービスが求められています。

(※1) レファレンス(reference)…図書館利用者が、学習、研究、調査を目的として必要な情報や資料などを求めた際に、図書館職員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答することによって、これを助ける業務です。また、需要の多い質問に対して、予め書誌や索引などの必要な資料を準備または作成する作業もこれに付随した作業であるといえます。

今後の基本方針

【1】個人の課題解決を支援する機能などを含めたレファレンスサービスを推進します

- ①調べ学習や課題解決、調査研究を支援するため様々な資料や情報を提示し、人と資料、情報を結びつけ、解決への手助けをします。
- ②顕在化した要求に応えるだけでなく、市民の潜在的な情報ニーズを汲み取り、様々な分野の資料を幅広く提供するなどして要求を喚起する取り組みを行います。
- ③市民のあらゆる調査、相談への迅速かつ適切な回答を実現するため、調査技術の向上や各種データベース^{※1}、インターネット情報などに精通するよう努めます。
- ④本や人を介した、異なる「知」を共有することで市民の知的好奇心を満たし、課題解決とともに新しい価値を生み出す場を創り出します。

【2】図書館の情報収集・提供能力を活用した市民サービスを推進します

- ①市内の医療機関と連携し市民へ上質な医療情報等を提供することに努めます。
- ②育児や子育ての課題解決に役立つ資料や情報を提供し、子育て家庭にとってやさしい図書館を目指します。
- ③図書館を核とした、地域経済活性化を目指し、起業や就職、転職の支援等の画期的なサービスの展開を行います。

(※1)データベース…検索や蓄積が容易に出来るよう整理された情報の集まりのこと。

目標指標

□数値などによる目標指標は、設定しません

(4) -5 利用につながる図書館情報の発信

【主 管 課】 社会教育課（図書館係）
 【事 務 事 業】 図書館管理運営事業
 【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- 高度情報化社会の進展、個人のライフスタイルや価値観の多様化など、近年における急激な社会情勢の変化により、従来の貸出中心のサービスでは、全ての市民のニーズに応えることができない状況にあります。
- 地域の情報拠点として、知識や情報等を蓄積、保存、提供とともに、それを住民が加工し、使いこなす情報リテラシー^{※1}の向上に資する上で、図書館は重要な役割を担っていくことが求められています。
- あらゆる情報をいかにして市民に発信するか、特にハード面においても充実を図って開館した新図書館において、その期待に応えることが求められています。

.....
 (※1)情報リテラシー…情報を取り扱う能力のこと。

今後の基本方針

【1】図書館の取り組みや活動など情報を発信し、利用促進に努めます

- ①広報誌等の定期的な刊行や、ケーブルテレビ、インターネットを利用した情報発信等、積極的な広報活動に努めます。
- ②図書館では、デジタルサイネージ^{※1}を設置し、新刊や人気書籍、イベント、おはなし会などの利用者が有効に使えるような情報提供を隨時行います。

.....
 (※1)デジタルサイネージ…表示と通信にデジタル技術を活用しディスプレイに映像や文字を表示する広告媒体のこと。

目標指標

- 広報活動の充実を図ります。

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
市報での図書館だよりの掲載回数	12回	12回	12回
ホームページの更新回数	12回	12回	12回
ケーブルテレビでの放送回数	30回	30回	30回
ブックリストの発行回数	6回	12回	12回

(5) 資料館の展示・収蔵、館外活動の充実と文化財保護の推進

(5)-1 歴史資料の調査・収集・公開の促進

【主管課】 社会教育課（文化財係）

【事務事業】 資料館運営事業

【関係計画等】 市社会教育計画

現状と課題

- 本市には、多くの歴史資料や民俗資料などがあり、歴史的な情報記録として郷土を知る上でも貴重な財産といえます。地域で大切に保管されているものも数多くありますが、近年、過疎化や高齢化などでこれらの資料が消滅の危機にあることが指摘されています。特に古文書や絵図などの古い記録は「紙」という材質の特性上から劣化や焼失・廃棄などが危惧されており、それ以外の資料も同様で散逸・損失の危機があるといえます。こうした貴重な資料について、保存して将来に伝えていくためにも収集・保管に努めることは資料館の大切な役割です。
- 豊後大野市資料館(以下「資料館」と記載します。)では、旧歴史民俗資料館よりさらに展示を充実させながら、資料の保管設備と管理体制も充実していく必要があります。展示範囲や収蔵量にも限りがある中、今後もより多くの貴重な資料を収蔵し恒久的に保存していくよう努めながら、市民の学習に活用していくことも大切な役割といえます。
- 市民の郷土に対する关心や愛護意識の高揚を図り、将来にわたって広く社会全体で歴史や伝統文化を保存・継承するためにも、郷土に関するより広い学習の問合わせに応じていくことが求められています。さまざまな方法で情報の提供に努めると共に、郷土を広く学べる学習施設として充実させていくことが期待されています。

今後の基本方針

【1】 資料館で貴重な歴史的な資料の収集と保管を行います

- ①古文書や書簡、絵図などの郷土史関係資料を収集して保存に努めます。貴重な資料の散逸や損失を防ぐため、市民に協力の呼びかけを行いながら収集に努めます。
- ②館内で収容しきれない資料の保管場所を確保するため、三重体育館を収蔵庫として改修し、適正かつ恒久的な資料の保存に努めます。また、資料の円滑な利用や公開を図るため、収蔵台帳を整理し適切な管理に努めます。

【2】 郷土の歴史や文化などさまざまことを学べる学習施設としての充実を図ります

- ①収蔵品展示の充実を図り、展示物の入れ替えや企画展示など工夫を重ねて、郷土を学べる施設として利用を促進し、市民の学習意欲の向上を目指します。これまでの歴史・民俗分野だけでなく、さらに地質や自然などのより広範囲の分野も学べる施設を目指します。
- ②市内外に豊後大野市の魅力を伝えられるよう、観光情報等の発信施設としても位置付けられる活用を目指します。

【3】 市民へ地域の歴史・文化に関する情報の提供を行います

- ①刊行物や本市広報媒体等を利用して、市民へ文化財・歴史・伝統文化に関する情報を提供するとともに、市民や団体からの問合せや学習相談に対応します。
 - ア 文化財や伝統文化の調査研究成果を提供して学習支援活動に努めます。

- イ 定期的な刊行物作成や広報媒体を利用して情報発信に努めます。
- ②多くの人が文化財に触れる機会を増やし、親しみを持つことができるような取組を進めます。また、ジオパーク活動^{※1}と連携を取って文化財愛護意識の啓発と高揚を図ります。
- ア 主催講座や市民の要請に応じた講演会の開催に取り組みます。
- イ 市内の小・中学校等の学校教育における郷土の歴史や文化等に関する学習活動を支援します。また、市民に対してもさまざまな学習機会を支援していきます。

(※1)『ジオパーク活動』については、P89～P91「III-3-(5)-4 ジオパーク活動の推進」を併せて参照してください。

目標指標

□市民へ地域の歴史・文化に関する情報の提供を推進します

講座や展示会等情報発信機会の開催

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
市民学習講座等実施件数	0件	2件	2件
企画展示の実施回数	0回	2回	2回

(5) -2 文化財や伝統文化等の調査研究と保存・継承・活用

【主 管 課】	社会教育課（文化財係）
【事 務 事 業】	文化財保護事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 本市には、地域で大切に守り伝えられてきた文化財、伝統文化や民俗芸能など、歴史的な遺産が数多く残っており、市民の共有財産として保存・継承する必要があります。その学術的な価値の検証と調査を引き続き実施するとともに、成果を記録し保存継承して今後の研究の発展に資する必要があります。さらに、伝統文化や民俗芸能についても、未来に継承することができるよう記録保存していくことが必要です。
- 本市は、石造アーチ橋が全国最多であるのを始め、石塔・磨崖仏などの石造文化財、古墳や山城、古社寺などの各種歴史的文化遺産は大分県下でも屈指の数が存在します。これまで行ってきた調査や研究をさらに進めて、新たな文化財の掘り起こしにも取り組むことで郷土の魅力の再発見や再評価に繋げられることが期待されています。
- 再評価の結果、重要と判断される文化財は、指定して保護に努めることが必要です。より上位の指定に向けた調査や研究を進め、地域の宝として保護継承していく地域社会一体となった文化財保護政策を計画的に推進していくことが求められています。

文化財…人間の文化的または生活的活動によって生み出されて、残されているもののうち、特に歴史的・文化的価値の高いもの。一般的に、有形文化財、民俗資料、無形文化財、記念物、伝統的建造物群保存地区、文化的景観などがあります。

伝統文化…我が国に伝わる伝統的な歌、踊り、祭礼、工芸、茶道、華道、武道などの総称です。

民俗芸能…地域の住民自らが演者となって伝承している極めて地域性の濃い演劇、舞踊、音楽の類のこと。郷土芸能とも呼ばれています。神楽、獅子舞、棒術、白熊などが該当します。

<本市の国指定、県指定、市指定文化財(令和2年4月1日現在)>

文化財区分	指定区分		国		県		市 指定	計
	指定	登録	指定	選択				
有形文化財 (※1)	4	7	64				206	281
有形民俗文化財 (※2)	1			5			18	24
無形文化財 (※3)								0
無形民俗文化財	1			7	(2)	73	(2)	81
史跡 (※4)	6			11			59	76
名勝 (※5)		2					3	5
天然記念物 (※6)	1			8			29	38
計	13	9	95	(2)	388		(2)	505

(備考)県選択文化財は、厳密には指定文化財ではないので、()書きで別掲しています。計も同様です。

(豊後大野市教育委員会調べ)

<文化財保護事業に関する主な数値>

内 容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発掘調査の実施地区	6地区	5地区	5地区	4地区	5地区
文化財の調査・記録・保存	32件	47件	42件	88件	117件
市民への調査実績の公開	1回	1回	1回	1回	1回

(豊後大野市教育委員会調べ)

- (※1)有形文化財…建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの(これらのものと一体を成してその価値を形成している土地その他の物件を含む)並びに、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(文化財保護法 第1章 総則 第2条「文化財の定義」の一よりのこと)。
- (※2)民俗文化財…衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(文化財保護法 第1章 総則 第2条「文化財の定義」の三より)のこと。
- (※3)無形文化財…演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの(文化財保護法 第1章 総則 第2条「文化財の定義」の二より)のこと。
- (※4)史跡…貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの(文化財保護法 第1章 総則 第2条「文化財の定義」の四より)のこと。
- (※5)名勝…庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの(文化財保護法 第1章 総則 第2条「文化財の定義」の四より)のこと。
- (※6)天然記念物…動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)で、我が国にとって学術上価値の高いもの(文化財保護法 第1章 総則 第2条「文化財の定義」の四よりのこと)。

今後の基本方針

【1】地域の文化財や歴史、伝統文化、民俗芸能の調査研究と保存・継承に取り組みます

①地域の文化財・歴史・伝統文化・民俗芸能の調査研究

ア 現在、確認されている本市の文化遺産のさらなる調査研究を行うとともに、新たな物件の掘り起こしに努めます。

イ 補助事業を活用しながら、重要な歴史遺産の再発見を目指した調査を推進します。

②文化財・歴史・伝統文化・民俗芸能の保存・継承

ア 重要な文化財は指定を推進し、さらに重要性に応じてより上位の指定化も推進してその保護に努めます。

イ 国または大分県の補助事業を活用した文化財の保存事業を推進します。その他、文化財を保存する事業へ積極的に取り組みます。

ウ 市内に伝わる伝統文化や民俗芸能の調査記録による資料を作成し、伝統文化や民俗芸能の保存・継承に努めます。

【2】市民の地域の文化財や伝統文化に対する愛護意識の啓発と高揚を図ります

①資料館の展示計画に組入れたり、小・中学校の郷土学^{※1}の中のジオ学習^{※2}で活用するなど、多くの人が文化財に触れる機会を増やし、親しみを持つことができるような取組を進めます。また、ジオパーク活動^{※3}と連携を取って文化財愛護意識の啓発と高揚を図ります。

②文化財の修復現場の公開や発掘調査の現地説明会などを通して、文化財を身近に感じもらう取組を行います。

③関係団体の活動支援、文化財愛護団体^{※4}や歴史研究団体、伝統文化芸能団体の活動を支援します。

④「緒方川と緒方盆地の農村景観」が国重要文化的景観に選定されたことを契機に、小中学校の郷土学で景観学習に取り組みます。また、重要な構成要素の整備・案内表示や説明板の整備を行います。更に、ジオパーク推進協議会・ジオパークガイド会と連携を図りながら、シンポジウムなどの啓発活動やジオツアーや行い、景観の価値を広く普及させる取り組みを行います。

- (※1)『郷土学』・(※2)『ジオ学習』については、P49～P50「II-3-(6)-1 ジオ学習の推進」「II-3-(6)-2 地域の歴史・文化を知る学習の推進」を併せて参照してください。
- (※3)『ジオパーク活動』については、P89～P91「III-3-(5)-4 ジオパーク活動の推進」を併せて参照してください。
- (※4)文化財愛護団体…身近な文化財を大切にし、郷土を愛する心を醸成することを目的として各地に結成されている団体のこと。

目標指標

□地域の文化財や歴史、伝統文化、民俗芸能の調査研究と保存・継承を行います

地域の文化財・歴史・伝統文化・民俗芸能の調査研究

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
埋蔵文化財の調査件数	5件	3件	3件

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
大野川流域文化的景観調査研究	実施中	完了	—

(備考)現状値は、8月1日現在のものです。

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

文化財・歴史・伝統文化・民俗芸能の保存・継承

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
文化財指定件数 (※)()書きは、新規指定件数で、再掲しています。	505件(0件)	501件(1件)	502件(1件)
指定文化財整備着手件数	0件	1件	1件

(備考)現状値は、文化財指定件数については4月1日現在のものです。

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

件数が減少する理由として、県指定史跡の古墳6件を古墳群1件として国指定史跡へ昇格を目指しているため。

(5) -3 文化財の環境保全・保護と整備の促進

【主 管 課】	社会教育課（文化財係）
【事 務 事 業】	文化財保護事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 本市に数多く残る文化財は、地域で大切に守り伝えられながら保存・継承されていますが、中には劣化の進む文化財も多数あり、その保護対策が課題となっています。さらに近年の過疎化や高齢化などで、文化財周辺の環境整備が困難になりつつあり、支援が求められています。
- 文化財を将来にわたって保存・継承していくためには、市民の地域の文化財や伝統文化に対する愛護意識の高揚を図り、広く社会全体で文化財を守ることが必要です。文化財を地域の宝として理解を深め、文化財を身近に感じるための活用が求められています。文化財の存在を伝え、その価値を分かりやすく説明し、文化財が市民の共有財産であるという認識を持つてもらう必要があるほか、関係団体の活動を支援するとともに、さらなる連携と協力に努める必要があります。
- 文化財保護法の改正により、自治体は「文化財保存活用地域計画」を策定し、国に認定の申請を行うことができるようになりました。計画策定に基づいた文化財の保全・保護、整備を計画的に推進することが必要となります。

今後の基本方針

【1】文化財の活用促進のため、利用者・見学者の利便性の向上を目指します

- ①市民が文化財に親しみ、身近に感じることができるよう説明板の新設や修正、更新を行うなど周辺の環境整備に努めます。
- ②文化財の利活用の促進、見学者の利便性向上を目指します。

【2】市民の共有財産である地域の文化財の活用に取り組みます

歴史や文化を学べる現地学習の場として文化財に触れる機会を増やすよう、小中学校の総合的な学習等における郷土学※1の中のジオ学習※2で活用します。

【3】文化財保存活用地域計画※3の策定を行います

地域社会一体で継続性一貫性のある文化財保存・活用を図り、各文化財の保存活用支援団体の育成に努めるため、国県の指導や大綱に沿って、豊後大野市の文化財保護政策を計画的に進める文化財保存活用地域計画の策定を行います。

.....
 (※1)『郷土学』・(※2)『ジオ学習』については、P49～P50「II-3-(6)-1 ジオ学習の推進」「II-3-(6)-2 地域の歴史・文化を知る学習の推進」を併せて参照してください。

(※3)文化財保存活用地域計画…平成30年の文化財保護法改正により新たに制度化され、各市町村がめざす目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財保存・活用に関する基本的アクションプランのこと。

目標指標

□文化財保存活用地域計画の策定を目指し、文化財保護政策の方向性を定めます

＜目標指標＞	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
文化財保存活用地域計画の策定数	0	1	1

(現状値: 令和4年度より策定予定のため)

(5) -4 ジオパーク活動の推進

【主 管 課】	社会教育課（文化財係）
【事 務 事 業】	資料館運営事業
【関係計画等】	市社会教育計画

現状と課題

- 平成25年9月に、本市は日本ジオパーク^{※1}ネットワークに加盟認定されて以来、おおいた豊後大野ジオパークとしての活動を進めてきました。本市には地質や自然遺産、文化遺産などジオサイト^{※2}が数多く存在し、ジオパーク活動を推進する上で、これらを地域の教育資源または観光資源として活用するとともに、将来への継承と保全に努めてきました。4年に一度行われる審査において、再認定に向けて一層取り組むことが必要です。

(本市のジオサイトの状況をP91＜本市のジオサイト(令和2年4月1日現在)＞に記載しています。)

- 市民へジオパーク活動の理解を深めるとともに、普及活動に努める必要があります。そのためには、市民へジオパークに関する情報を広く提供することが求められています。
- 資料館をジオパーク活動の拠点施設として活用を図り、市民の学習活動に対する援助やジオガイドの養成、次代を担う子どもへの多様な地質資源と歴史遺産を活用した学習活動や他のジオパークとの交流を推進することが必要です。
- ジオパーク活動を通して、大分県下屈指の磨崖仏群や民俗芸能、全国1位のアーチ式石橋数を誇る地域の歴史を学ぶとともに、ジオサイト周辺の環境を整備し、ジオサイトを保全することが大切です。

＜本市のジオパーク活動の状況(令和元年度)＞

ジオサイト	保全活動	ケーブルテレビによるジオ番組放送	ジオガイド養成講座(市民学習講座)	小・中学生 高校生 ジオ講座	ジオ 地域学習
23件	54回	19回	19回	59回	25回

(令和元年度 ジオ活動報告書)

(※1)ジオパーク…ジオ(地球)に関わるさまざまな自然遺産のこと。例えば、地層、岩石、地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園のことです。山や川をよく見て、その成り立ちに気付くことに始まり、生態系や人々の暮らしとの関わりまでをつなげて考える場所です。足元の岩石から頭上の宇宙まで、数十億年の過去から未来まで、海や山の大自然からそこに暮らす生き物と人々までを一つにして考える、つまり地球を丸ごと考える場所、それがジオパークです。ジオパークの活動は、次の3つに要約されます。

- 1.保全(conservation) – 地元の人たちが大地の遺産を保全する
- 2.教育(education) – 大地の遺産を教育に役立てる
- 3.ジオ・ツーリズム(geo・tourism) – 大地の遺産を楽しむジオ・ツーリズムを推進し、地域の経済を持続的な形で活性化する

(※2)ジオサイト…大地の成り立ちやその地域の歴史がわかる地質遺産、景観、歴史遺産などのことです。

<本市のジオサイト(令和2年4月1日現在)>

番号	ジオサイトの名称	説明	所在地
1	宮迫東石仏・西石仏	国史跡／阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩に彫り込まれた平安末期の磨崖仏	緒方町久土知
2	原尻の滝	市名勝／緒方川にある阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩の滝	緒方町原尻
3	辻河原の石風呂	県有形民俗文化財／阿蘇3火碎流の溶結凝灰岩に穿たれた15世紀後半の石風呂	緒方町辻
4	滯迫峡	奥岳川に形成された阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩柱状節理の断崖	緒方町上畠・滯迫、清川町平石・轟ほか
5	出会い橋・轟橋	奥岳川に架かる径間が全国1位と2位のアーチ式石橋	清川町轟・平石
6	沈墮の滝	国登録記念物／大野川にある阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩の滝 明治時代の石造発電所建物跡が現存	大野町矢田、清川町臼尾
7	普光寺磨崖仏	県史跡／阿蘇3火碎流の溶結凝灰岩に彫られた鎌倉時代の磨崖仏	朝地町上尾塚
8	神角寺	国重要文化財／神角寺本堂・金剛力士像と三宅山火碎流堆積物の柱状節理	朝地町鳥田
9	川上渓谷	国定公園内／花崗岩の河床と自然林	緒方町尾平鉱山
10	祖母・傾山系	国定公園／祖母・傾山系の地形と自然林	三重町、緒方町、清川町
11	御嶽山	市名勝／御嶽神社とチャートの岩峰・仙の岳(嶽)	清川町宇田枝
12	白山渓谷	付加体の岩石と溶結凝灰岩で形成された渓谷	三重町中津留ほか
13	犬飼港	市史跡／江戸時代岡藩の川港の跡(石疊)、大野川層群の露頭	犬飼町下津尾
14	犬飼石仏	国史跡／阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩に彫られた鎌倉時代の不動明王像ほか	犬飼町渡無瀬
15	手取蟹戸	豊後国志にも記述された大野川層群の景観	千歳町柴山ほか
16	菅尾磨崖仏	国重要文化財・史跡／阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩に彫られた平安末期の如来像・観音像等5体	三重町浅瀬
17	虹潤橋	国重要文化財／阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩の渓谷に架かるアーチ式石橋で、建築当時は日本一の規模	三重町菅生ほか
18	松尾の埋没木	阿蘇4火碎流に埋没した巨木で、表面が熱で炭化	三重町松尾
19	岩戸の景観	大野川層群・阿蘇3・阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩の断崖	清川町臼尾、三重町川辺
20	大迫磨崖仏	県有形文化財／知田火碎流堆積物に彫られた大日如来	千歳町長峰
21	柴北熊野社	阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩に彫られた「熊野宮」の大文字	犬飼町柴北
22	江内戸の景	大野川の侵食によって形成された河岸段丘	三重町宮野・浅瀬、千歳町柴山
23	蝙蝠の滝	国登録記念物／大野川にある阿蘇4火碎流の溶結凝灰岩の滝 明治時代の舟路跡が現存	朝地町上尾塚、緒方町草深野

(豊後大野市教育委員会調べ)

今後の基本方針

【1】ジオサイトである地質や自然遺産、歴史遺産の活用・継承・保全に努めます

ジオサイトである地質や自然遺産、歴史遺産を、ジオパーク活動で教育資源または観光資源として活用しながら、所有者や管理団体、ジオガイドなどと協力して継承とその保全に努めます。

【2】市民へジオパーク活動に関する情報を広く提供を行います

ケーブルテレビや資料館の展示などを通して、市民へジオパーク活動に関する情報を提供します。市内外に広く情報発信する広報資料の充実を図ります。

【3】ジオパークに関する学習活動を推進します

市民講座やジオガイド養成講座などを開催し、ジオサイトと地域の歴史を学ぶ学習活動を推進します。また、学校教育と連携を取って、他のジオパークとの交流を含めた市内の小・中学校でのジオパークに関する学習活動と体験活動^(☞)を行います。

^(☞)『市内の小・中学校でのジオパークに関する学習活動と体験活動』については、P49「II-3-(6)-1 ジオ学習の推進」を参照してください。

目標指標

□ジオサイトである地質や自然遺産、歴史遺産の活用・継承・保全を行います

□市民へジオパーク活動に関する情報を広く提供します

□ジオパークに関する学習活動を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
豊後大野市ジオサイト	23件	23件	24件
ジオサイト保全活動	54回	54回	54回
ケーブルテレビによるジオ番組放送	19回	19回	19回
ジオガイド養成講座	19回	19回	19回
小・中学生／高校生ジオ講座	59回	59回	59回
ジオ地域学習	25回	20回	20回

(備考)ジオ地域学習の目標値が、現状値より下がっていますが、これは、ジオパーク活動が市民へ浸透すれば、現状よりも学習要望などが減少することを想定しているためです。

(現状値:令和元年度 ジオ活動報告書)

(6) 誰もが楽しめるスポーツの振興

(6) -1 生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興

【主管課】 社会教育課（スポーツ推進係）

【事務事業】 スポーツ推進総務事業

【関係計画等】 市社会教育計画、市スポーツ推進計画、**豊後大野市スポーツ施設の整備等に関する基本計画**

① 生涯スポーツの推進

現状と課題

- スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」と示しています。本市では、スポーツ基本法及び平成29年3月に策定された国の第2期スポーツ基本計画等に基づき、平成30年3月に「スポーツで 笑顔あふれる ぶんごおおの」をテーマに掲げた「豊後大野市スポーツ推進計画」を策定し、本市の特性を活かしたスポーツ振興の方向性を示しました。身近な地域において、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図るために、軽スポーツの普及、健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントの開催やスポーツ団体の組織強化を図ることが必要です。
- 成熟社会、長寿社会が到来し、生活水準の向上や余暇時間の増加、さらには2021年（令和3年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、国内で国際的なスポーツイベントが開催される中で、スポーツやレクリエーション活動に対する市民のニーズも高まってきています。市民のスポーツを始めるきっかけづくり、市民の「する、見る、支えるスポーツ」との関わりの深化、市民のスポーツへの興味や関心の一層の高揚を図るとともに、多様化する市民のスポーツニーズへ対応するためにも、誰もが日常的にスポーツを楽しめるような環境整備を図ることが必要です。そのためには、市民主体のスポーツ振興組織との協力体制の充実を図るとともに、地域のスポーツに関わる指導者を育成して、地域が一体となって、年代に応じて誰もが気軽にスポーツ活動ができるような体制を整備することが求められています。
- スポーツを通じた人づくりやまちづくり、スポーツを活かす仕組みづくり、スポーツのできる機会づくりのためには、地区スポーツ振興会の活性化を図ることが重要です。また、地域の枠を超えて、多世代、多種目、多志向でスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ※1が本市でも設立されており、各種スポーツ教室やスポーツ大会の開催によりスポーツに親しむ機会が増加しています。今後は、総合型地域スポーツクラブの育成と自立を図ることが必要です。

<市内の総合型地域スポーツクラブの状況(各年度7月1日現在)>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数	3クラブ	3クラブ	3クラブ	3クラブ	3クラブ
加入者数	721名	780名	710名	784名	721名

(備考)本市の総合型地域スポーツクラブ…みえスポーツクラブ(三重町)・おがたいきいきスポーツクラブ ネスト(緒方町)・朝地フレンドクラブ(朝地町)/3クラブ
(豊後大野市教育委員会調べ)

- 新たなスポーツとの出会いや、さらにそのスポーツを継続的に行おうとするときに、先に活動して

いる経験者や指導者、団体運営に携わるスポーツリーダーなど多くの人から支援を受けられるごとで、よりスポーツに親しむことができます。生涯スポーツを地域で協働して推進するためには、生涯スポーツの指導や運営を担う地域のスポーツに関わる指導者などの人材育成が必要です。

- 未成年者への生涯スポーツの推進を図るためにには、初めてスポーツを体験する機会である学校体育活動において、スポーツに親しむ意識を醸成できるよう学校と連携した働きかけが必要です。
- 多様化する市民のスポーツニーズを把握し、市民へスポーツに関する情報やスポーツイベント情報を広く提供することで、生涯スポーツの実践と参加へつなげることが必要です。
- 生涯スポーツ活動によって生じる事故の防止に努める必要があります。

(※1)総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、さまざまなスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向やレベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的かつ主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

今後の基本方針

【1】地域の中で身近に生涯スポーツを楽しめる環境づくりを図ります

①健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントの開催

指定管理者と教育委員会、健康増進関係課との連携を図り、誰もが適性等に応じて参加できる健康づくりと体力づくりを目的としたスポーツイベントを開催します。年齢や性別を問わず、スポーツを実践する機会と、生涯スポーツに親しむ機会の提供に努めます。

②各町スポーツ振興会の活性化とスポーツ団体の組織強化

各町スポーツ振興会の活性化に努め、関係機関や関係団体と連携を取りながら、地域の実情に応じた生涯スポーツ活動を推進します。

地域におけるスポーツ活動の推進に関わりの深いスポーツ団体に対する指導と助言を行うとともに、相互の連携や協力を促進するなど、スポーツ団体の組織強化を推進します。

③総合型地域スポーツクラブの育成支援と自立の推進

スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造を基本理念とする総合型地域スポーツクラブの育成支援に取り組むとともに、自立に向けた活動を推進します。

④スポーツ推進委員の活用

スポーツ推進委員^{※1}によるスポーツ・レクリエーション活動の推進、その指導による生涯スポーツの普及を図ります。また、スポーツ推進委員が、実技指導や助言だけでなく、スポーツイベントの企画、立案、運営に携わるようにします。

⑤地域のスポーツに関わる指導者の資質の向上と育成

スポーツに関する研修会または講習会を開催することにより、地域のスポーツに関わる指導者の資質の向上と育成を図ります。

⑥軽スポーツの普及

誰でも気軽に楽しめる軽スポーツの普及を図ります。

⑦学校体育活動を通したスポーツ活動の推進と、学校部活動との連携支援

学校と連携をとりながら、児童、生徒が学校体育活動等を通して、主体的かつ継続的にスポーツへ親しむ意識を醸成できるようなスポーツ活動を推進します。地域のスポーツ団体と学校部活動との連携を支援します。

【2】多様化する市民のスポーツニーズを把握し、スポーツに関する情報やスポーツイベント情報を提供します

市民に対するスポーツニーズ調査を実施し、本市の広報媒体や自治会回覧文書などを通して、市民へスポーツに関する情報やスポーツイベント情報を広く提供します。

【3】スポーツ活動における事故防止を強化します

施設や用具の安全点検と整備を行うとともに、スポーツ活動の安全指導と安全管理の徹底、安全意識の高揚を図り、スポーツ活動における事故防止に努めます。

(※1)スポーツ推進委員…本市のスポーツ推進のために、本市教育委員会規則の定めるところによりスポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導や助言を行う非常勤職員のこと(スポーツ基本法第32条)。

② 競技スポーツの振興

現状と課題

○競技スポーツに取り組む選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、スポーツ大会で活躍する選手の姿は、市民に夢と感動を与えスポーツへの関心を高めるとともに、活力ある地域社会の形成に貢献しています。

○本市スポーツ協会に加盟する27種目の競技団体では、地域の競技スポーツの普及と振興、競技力の向上に取り組んでおり、各種スポーツ大会の県内予選会を勝ち上がり、全国大会または九州大会等へ出場する団体や選手を輩出しています。近年の大分県民体育大会では、綱引競技や駅伝競走などにおいて好成績を収めていますが、県民体育大会では実業団チームを持つ都市が総合成績の上位を占める競技が多いことから、本市がさらに上位をめざすためには、未参加競技への参加選手役員の確保と合わせて、全体的な競技力向上を図る必要があります。

<全国大会または九州大会に出場した競技団体数・選手数>

大会区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全国大会	競技団体数	18団体	19団体	22団体	17団体	22団体
	選 手 数	76名	98名	96名	70名	70名
九州大会	競技団体数	7団体	11団体	12団体	13団体	12団体
	選 手 数	53名	104名	119名	103名	88名

(備考)延べ数を計上しています。また、選手数には団体競技出場選手を含みます。 (豊後大野市教育委員会調べ)

<大分県民体育大会・県内一周大分合同駅伝の総合成績>

大会区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大分県民体育大会	(第68回) 第11位	(第69回) 第9位	(第70回) 第11位	(第71回) 第11位	(第72回) 第13位
県内一周大分合同駅伝	(第58回) 第8位	(第59回) 第6位	(第60回) 第6位	(第61回) 第3位	(第62回) 第2位

(豊後大野市教育委員会調べ)

○本市の抱える少子高齢化、若者の転出等による人口減少問題は、本市の競技人口の減少や競技力の低下などに影響を及ぼしており、継続的な競技レベルを維持することが厳しい状況となって

います。競技スポーツ人口の拡大を図り、より一層の競技力の向上を図ることが必要です。

- 児童・生徒数の減少等により単位団活動を維持することが難しくなってきていますが、競技力の向上には、競技スポーツに関する専門的な知識を持った指導者の養成とその確保に努めるとともに、競技力の基盤となる優れた資質を有するジュニア選手の育成と強化が必要です。

<公認スポーツ指導者数の状況>

公認スポーツ指導者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	119名	134名	149名	158名	142名

(豊後大野市教育委員会調べ)

- 少年期は、将来にわたってスポーツに親しむ習慣を形成する重要な時期です。子どもの体力や運動能力向上のためにも、心身の健全な成長を目的とするスポーツ少年団活動を推進するとともに、その指導者を育成することが必要です。

<市内のスポーツ少年団の状況(各年度9月30日現在)>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団数	42団	42団	43団	42団	41団
総団員数	830人	846人	798人	804人	741人
団員数(児童)①	668人	654人	626人	652人	602人
児童数②	1,635人	1,606人	1,584人	1,575人	1,531人
加入率①/②	40.9%	40.7%	39.5%	41.4%	39.3%

(備考)児童数は、各年度5月1日現在の学校基本調査による人数を計上しています。

(豊後大野市教育委員会調べ)

今後の基本方針

【1】組織的かつ計画的に選手を育成する体制の整備に努めます

①関係機関や競技団体の活動支援と連携及び組織強化

本市スポーツ協会やスポーツ少年団、学校体育団体などの関係機関や競技団体の活動を支援し、競技力向上に向けての連携を深めるとともに、一体となって組織強化を図ります。

②交流事業による競技力の向上

高いレベルのチームや選手の招聘、学生や実業団などの合宿誘致を推進し、市内選手との交流を図りながら相互の競技力向上を図ります。

③スポーツ顕彰制度と補助制度の充実

スポーツ顕彰制度と補助制度の充実を図り、選手や指導者の競技意欲を喚起し、大分県代表として全国大会または九州大会に出場する選手を多く輩出し、好成績を収めることを目指します。

【2】高度な専門的知識や指導技術を有するスポーツ指導者の養成とその確保を図ります

①スポーツ指導者研修会の開催

スポーツ生理学を取り入れたトレーニングの導入などのスポーツ指導者研修会を開催し、選手の健康管理力と技術力の向上を図ります。

②関係機関や競技団体が開催する研修会への参加

大分県スポーツ協会や各種スポーツ関係団体が開催する研修会などへ関係者を積極的に参加させていきます。

③スポーツ指導者の確保

本市の広報媒体などを通して、地域で活動できるスポーツ指導者の掘り起こしを行います。

④ジュニア選手の指導体制の確立

市内の小・中学校、高等学校の運動部活動指導者と地域の指導者の合同研修会等を開催し、ジュニア選手の一貫した指導体制の確立を目指します。

【3】スポーツ少年団活動を推進するとともに、その育成を支援します

スポーツ少年団活動を推進するとともに、その育成を支援します。また、その指導者の育成にも努めます。

目標指標

□組織的かつ計画的に選手を育成する体制の整備に努めます

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
全国大会に出場した競技団体数・選手数	競技団体数	22団体	25団体
	選 手 数	70名	150名
九州大会に出場した競技団体数・選手数	競技団体数	12団体	15団体
	選 手 数	88名	100名
県内一周大分合同駅伝の成績		A部 第2位	A部 第5位以内
県内一周大分合同駅伝の成績		A部 第2位	A部 第5位以内

~~(備考) 県内一周大分合同駅伝の部別は、前年の総合成績により、A部(1~5位 赤タスキ)、B部(6~11位 青タスキ)、C部(12~16位 黄タスキ)の3部に分けられます。~~

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
大分県民スポーツ大会の総合成績	第13位	第9位	第8位

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

□高度な専門的知識や指導技術を有するスポーツ指導者の養成とその確保を図ります

スポーツ指導者の確保

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
公認スポーツ指導者数	142名	140名	140名

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

□スポーツ少年団活動を推進するとともに、その育成を支援します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
スポーツ少年団への加入率 (加入者数/児童数) (各年度9月30日現在)	39%	45%	50%

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

(6) -2 スポーツ施設の整備とスポーツツーリズムの充実

【主 管 課】	社会教育課（スポーツ推進係）
【事 務 事 業】	スポーツ施設管理事業
【関係計画等】	市社会教育計画、市スポーツ推進計画、 豊後大野市スポーツ施設の整備等に関する基本計画

現状と課題

- 本市のスポーツ施設は、建設から20年以上経過しており、老朽化による修繕や改修を必要とする施設が増加しています。市民のスポーツ環境を充実するためには、老朽化した施設の改修等を計画的に実施する必要があります。しかし、厳しい財政状況の中で、将来にわたり既存施設を維持していくことは困難です。このため、スポーツ施設のあり方として、それぞれの施設の位置付けを再確認して機能や運営面の効率化を検討し、選択と集中を図る必要があります。
- 豊後大野市スポーツ施設の整備等に関する検討委員会を開催して、スポーツ施設の最適化に向けた調査・検討及び調整に関する事項、スポーツ施設の利便性の向上に関し必要な事項に関する事項、スポーツツーリズムの推進によるまちづくりに関し必要な事項の検討を行い、スポーツ施設の最適化とスポーツツーリズムの充実を具体化していく必要があります。
- 本市のスポーツ施設が、地域のスポーツ振興や市民の健康づくり、スポーツを通じたまちづくりの拠点としての役割を果たすためには、安全かつ快適にスポーツ活動を行えるよう施設を充実させるとともに、スポーツ施設の利便性を高めることで、市内外からのスポーツ施設の利用を促進し、利用者の増加を図る必要があります。

<本市管理のスポーツ施設(令和2年4月1日現在)>

野球場	陸上競技場	テニスコート	体育館	ゲートボール場
4施設 (照明施設 3)	1施設 (照明施設 1)	4施設 (照明施設 4)	3施設	4施設
多目的グラウンド	柔剣道場			
10施設 (照明施設 6)	1施設			

(豊後大野市体育施設条例)

<本市管理のスポーツ施設の利用者数>

利用者数（延べ数）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	263,308名	270,791名	251,154名	270,831名	245,814名

(豊後大野市教育委員会調べ)

- スポーツ施設を利用したスポーツ大会や合宿等の誘致によって、市外からスポーツを「する人」「観る人」が数多く来訪しています。これにより、市内での宿泊・飲食や買い物、また、観光などに繋がり、さらにはスポーツを「支える人」として市民が参画し、交流する機会が提供されており、本市の魅力を伝え、市の活性化に繋がっていくことが期待されます。本市には、旧町村時代から引き継いだ天然芝の多目的グラウンドや野球場、テニスコートや体育館など各種競技に対応したスポーツ施設という資源があります。この資源の利用率を高め、スポーツを通じた交流人口の増加や地域経済の活性化、観光の創造を図るために、スポーツツーリズム、合宿誘致に向けた他団体との連携等の受入環境の充実を図る必要があります。

今後の基本方針

【1】スポーツ施設の位置付けを再確認して、機能や運営面の効率化を検討し最適化を図ります

①スポーツ施設の計画的な改修と長寿命化

市民のスポーツ環境を充実するために、老朽化が著しいスポーツ施設は計画的に改修を行い、長寿命化を検討します。

②施設の位置付けによる効率的な整備の推進

ア 県大会以上の大会やスポーツ合宿等に対応できる施設を「総合スポーツ施設」、その他、小中学校体育館や社会体育施設など市民等の体力向上・健康づくりやスポーツ少年団、競技団体の競技力向上に対応している施設を「地域スポーツ施設」と位置付けます。

イ 「地域スポーツ施設」については、適切な維持管理を行うとともに、施設の更新や大規模改修に当たっては、類似自治体の状況や施設利用状況等を分析して集約化等を踏まえた必要性を十分に検討するものとします。また当面は、既存施設を維持しながら学校体育施設の有効活用を検討し、機能集約を図りながら将来的な用途廃止の検討をしていきます。

ウ 新たな施設の整備に当たっては、従前の施設の統廃合を検討し、総量の縮減に努めることとします。

③災害時における避難所等としての役割

豊後大野市地域防災計画に沿って、「市民の生命、身体と財産を災害から保護する」という究極の目標を実現するため、スポーツ施設においても自主避難所や災害廃棄物の仮置き場等としての機能を整備し、防災対策を総合的に推進していきます。

【2】スポーツ施設の利便性の向上に努めます

①利便性の向上に向けた施設整備

ア スポーツ施設における利用者の安心・安全を確保し利便性を向上させるため、指定管理者制度の導入による効率的な維持管理を行います。

イ スポーツ振興基金と助成事業を活用して、既存施設の整備等を検討します。

ウ トイレ、駐車場等の付帯施設の整備を推進し、利用者の快適性・利便性を向上させます。

②大分都市広域圏の公共施設の相互利用促進

「おおいた公共施設案内・予約システム」を、大分都市広域圏の公共施設の相互利用を促進し、大分都市広域構成市町である大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市、日出町のスポーツ施設の相互利用に係る利便性を高めことで、市内外からのスポーツ施設の利用促進に努めます。

【3】スポーツツーリズムの受入環境の充実を図ります

①「総合スポーツ施設」を核としたスポーツツーリズムの受入環境の充実

ア 各種競技大会や合宿の受入れが可能な設備や用具を整備し、受入環境の充実を図ります。

イ 既存の施設機能を維持しつつ、屋内運動施設、さまざまな競技種目に対応した多目的施設、ランニング（ウォーキング）施設等の機能導入及び配置について検討します。

ウ 施設配置を踏まえて周辺の駐車場の整備を検討します。

エ 周辺からのアクセス道路の整備について歩道の確保も踏まえて検討します。

オ ネーミングライツの導入により自主財源の確保を図りスポーツツーリズムの受入環境を整備します。

②スポーツツーリズム受入れに向けたニーズの把握

ア スポーツツーリズムを軸とした地域活性化を検討するため、大会の開催や合宿誘致の条件

や課題等について、利用者等にアンケート調査を実施するものとします。

- イ ツーリストが来訪したい魅力あるスポーツ環境を検討するために、大都市圏の利用者にスポーツニーズの調査を行います。

③関係機関との連携

- ア 観光、交通、飲食、宿泊等の経済波及効果等の検証を行うため、関係機関と連携する体制を整えるものとします。
- イ 本市は令和2年10月から大分県スポーツ合宿誘致推進協議会に加盟しており、大分県内の関係団体と連携して県外の大学や高校、実業団、ナショナルチーム等のスポーツ合宿等を積極的に誘致し、市民が全国レベルのスポーツ選手と交流できる機会の提供を目指します。
- ウ 市スポーツ協会、各町スポーツ振興会等と連携して、地元のスポーツ競技団体やスポーツ少年団との交流を積極的に図り、地元選手の競技力向上に努めるものとします。
- エ スポーツツーリズムの取組は、行政のみならず、市民、スポーツ関連団体、観光関連団体や企業などと幅広く連携して施策を推進していく必要があります。そのため、各主体の役割を明確にするとともに、スポーツと観光が一体となった取組の企画や運営を行う基幹的な推進組織との連携を目指します。

④スポーツツーリズムを支える人材の育成

市民にスポーツの楽しさや、スポーツツーリズムの重要性と意義などを伝え、スポーツツーリズムへの関心を高めることで、市民、地域、企業の連携やボランティアへの参画意欲の向上を図り、本市のスポーツツーリズムを支える人材の育成を目指します。

目標指標

□スポーツ施設の利用を促進します

スポーツ施設の利用促進・スポーツ施設の利用に係る利便性の供与

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
本市管理のスポーツ施設の利用者数（延べ数）	245,814名	280,000名	300,000名

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

□スポーツツーリズムの充実を図ります

スポーツツーリズムの充実

<目標指標>	現状値 (令和元年度) ※28~30年度平均	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
スポーツ合宿者数	5,131名	6,600名	8,000名
スポーツ合宿団体数	94団体	120団体	150団体

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

※令和元年度現状値は、令和2年3月の新型コロナウイルス感染症の影響があつたため過去3年の平均値を用いた。

(7) 人権・部落差別解消教育の推進

(7) -1 部落差別解消を中心とした人権教育の推進

【主 管 課】	社会教育課（各公民館）
【事 務 事 業】	人権教育・部落差別解消推進講座事業、人権を学ぶ子ども会事業
【関係計画等】	市社会教育計画、人権教育・啓発基本計画、部落差別解消推進教育・啓発基本計画

現状と課題

- 社会教育における人権教育は、部落差別問題を始めとするあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めることにより、差別をしない、許さない人間を育成することによる「人権が尊重されるまちづくり」をめざして行っています。今後も、人権問題を自らの問題として、また、あらゆる差別の解消を市民の共通課題として、人権が特別なことではなく当たり前のこととして守られ、お互いを尊重し合える地域社会をめざした住民総参加型の人権教育を推進することが求められています。
- 市民の人権問題の解決に対する関心と意欲は高まっていますが、その一方で「自分とは直接関係のないこと」、「誰かが解決してくれること」という意識が依然としてあることも事実です。無関心や他人事という意識から脱却し、より多くの人が強い関心と意欲を持って部落差別問題を始めとするあらゆる人権問題の解決に取り組めるよう、継続して人権教育を推進することが必要です。
- 家庭や地域の人権意識をより高揚させるためには、人権教育を推進する人材の養成とその育成に努める必要があります。
- 社会教育では、公民館を中心に部落差別問題を始めとするさまざまな人権問題に関わる講座の実施、人権リーダーの養成が行われています。しかしながら、子どもを取り巻く状況において、いじめや体罰、虐待などにより心または体が深く傷つけられ、人権さらには命が脅かされる事件や事象が起こるなどの深刻な問題が見られます。また、依然として、部落差別問題※¹を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療に係る問題などさまざまな人権問題が存在し、近年では、インターネットや携帯電話のコミュニティサイトにおける誹謗中傷による人権侵害、デートDV※²、LGBT等の性的少数者※³に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチ※⁴などの新たな人権課題への対応が求められています。

<人権講座(連続講座を含む)の開催状況>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数（延べ数）	86回	94回	103回	109回	88回
受講者数（延べ数）	4,469名	4,206名	3,674名	3,782名	3,695名

(豊後大野市教育委員会調べ)

<人権学習級講座(連続講座)の受講者数>

受講者数(実数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	135名	149名	141名	167名	161名

(豊後大野市教育委員会調べ)

- (※1)部落差別問題…日本社会が歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上できまざまな差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題のこと。
- (※2)デートDV…DVは、Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略で、配偶者(生活の根拠を共にする交際相手を含む)からの暴力のこと。デートDVは、高校生や大学生など若年層の男女間における(交際相手からの)暴力のこと。
- (※3)LGBT等の性的少数者…性には様々な要素があり、その要素の組み合わせによって、多様な性のあり方が作られています。「LGBT」は、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字、「SOGI」は、Sexual Orientation(性的指向)とGenderIdentity(性自認)の頭文字を取って組み合せた言葉です。LGBT等の性的少数者についての報道が増えたことや自治体の取り組み等により社会的認知が広まりつつある一方で、社会には未だ偏見や差別が残っているため、LGBT等の性的少数者の方々は日々の生活の中で多くの困難を抱え、また精神的な苦痛を受けています。このことから、LGBT等の性的少数者の方々の理解促進やパートナーシップ制度の導入に向けた取り組みを進める自治体も増えています。
- (※4)ヘイトスピーチ…デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとしたりする内容の言動を行うこと。

今後の基本方針

【1】各公民館を中心に、さまざまな場と機会を通して人権教育を推進します

各公民館で開催している人権講座(連続講座を含む)を継続して開催します。また、各種学級・講座・教室でも人権学習を取り入れます。
また、関係機関や関係団体、本市人権・部落差別解消推進課と連携をとりながら、家庭・地域・職場を含む様々な場と機会を通して人権教育を推進します。

【2】人権リーダーの養成とその育成を図ります

人権学習学級講座(連続講座)への参加を呼びかけ、若い方を中心に入権に関する深い認識と実践力を持った人権リーダーの養成とその育成を図ります。

目標指標

□部落差別解消を中心とした人権教育を推進します

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
人権講座(連続講座を含む)の開催	開催回数(延べ数) 88回	90回	90回
	受講者数(延べ数) 3,695名	3,800名	3,800名

(現状値:豊後大野市教育委員会調べ)

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
人権学習学級講座(連続講座)受講者数(実数)	161名	165名	165名

(7) -2 「人権を学ぶ子ども会」への参加促進と活動の拡充

【主 管 課】	社会教育課（各公民館）
【事 務 事 業】	人権教育・部落差別解消推進講座事業、人権を学ぶ子ども会事業
【関係計画等】	市社会教育計画、人権教育・啓発基本計画、部落差別解消推進教育・啓発基本計画

現状と課題

- これまでの人権教育に加え、部落差別解消教育の取組を基盤に据えながら、新たな人権課題に対する学校（幼稚園）における人権教育と地域における人権教育及び部落差別解消推進教育（社会教育における人権教育）を推進します。また、関係機関や関係団体、本市人権・部落差別解消推進課と連携を取りながら、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に取り組む必要があります。
- 学校教育だけでなく、社会教育としても、差別を見抜き、差別を解消するための実践力のある子どもの育成に取り組む必要があります。

人権を学ぶ子ども会 (団体数/参加者数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	3団体	3団体	3団体	4団体	4団体
	31名	48名	45名	47名	35名
(豊後大野市教育委員会調べ)					
高校生人権学習会 (参加者数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	-	-	-	-	9名

今後の基本方針

【1】 豊後大野市人権を学ぶ子ども会の充実を図ります

市内の児童生徒を対象に「豊後大野市人権を学ぶ子ども会」への参加を促進し、互いに思いを出し合ったり、協力し合ったりすることで、仲間意識の高揚を図ります。また、部落差別を始めとするあらゆる差別の歴史と実態を学び、豊肥地区解放文化祭※1に向けた取組を通して、差別に気づき、差別を許さず差別に立ち向かう実践力のある子どもの育成をめざします。

【2】 豊後大野市高校生人権学習会の充実を図ります

市内在住の高校生を対象とした「豊後大野市高校生人権学習会」を開設し、部落差別を始めとするあらゆる差別の歴史と実態を学ぶことにより、差別を見抜き・差別を解消するための実践力のある生徒の育成をめざします。

(※1) 豊肥地区解放文化祭・・・1987年に大野町解放子ども会（小学校）がそれまで習字學習中心だったものを、解放父母会や運動体青年部が少しでも解放學習への関りを持てるように、また解放劇を創り上げていく中での仲間づくりをめざして、当時の大野町解放会館（現在の豊後大野市隣保館）の舞台を借りて、保護者や祖父母を対象に発表会を開くことから始めました。当時、熊本県では部落解放同盟熊本県連合会が「熊本県解放文化祭」を県立劇場において盛大に開催しており、大野町解放子ども会と同和教育推進教員の先生方で参観に通っていました。そして、「大分県でも同じような文化祭ができるように」と願いながら、大野町と竹田市で力を合わせて解放文化祭を開催し、現在の「豊肥地区解放文化祭」として継続されています。

この豊肥地区解放文化祭は、あらゆる差別の解消に向け、豊後大野市・竹田市内の小学校・中学校・高等学校・支援学校等が解放劇をはじめ様々な表現活動を通して、部落差別解消推進法に基づき、部落差別の解消に関する教育及び啓発に取り組み、部落差別のない社会の実現を強く呼びかけ、また、あらゆる差別の解消に向けた解放の輪を広げ、差別への怒り、達成感を共有し、差別や人権に対する個々の感性を高めるとともに、参観者との連帯、人権の大切さを伝えていくことを目的として開催しており、2021年度で第33回を迎えます。

目標指標

□「人権を学ぶ子ども会」への参加促進と活動の拡充を図ります

<目標指標>	現状値 (令和元年度)	■目標値■	
		令和5年度	令和7年度
人権を学ぶ子ども会	団体数	4団体	4団体
	参加者数	35名	45名
高校生人権学習会（参加者数）	9名	10名	10名

(現状値: 豊後大野市教育委員会調べ)

第4次
豊後大野市総合教育計画
(令和3年度～令和7年度)
令和5年度中間見直し版

令和6年3月策定
豊後大野市教育委員会
〒879-7198
大分県豊後大野市三重町市場1200番地
TEL 0974-22-1001(代表)
FAX 0974-22-6828
ホームページ <http://www.bungo-ohno.jp/>



郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、
次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり